

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第四号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○九番（黒木愛一郎君） 「元気出そう別府」で売っております黒木愛一郎でございます。議場でも元気よく……（発言する者あり）すみません、頑張ります。通告に従い簡潔に教育行政からいきたいと思っておりますけれども、我が会派、通告、答弁が同じようであれば、なるべく重複するところは避けていきたいと思っております。

教育現場、式典における国旗・国歌の現状についてというところから進みたいのですが、昨日、我が期待の星・一番長野議員が素晴らしい質問をし、国旗・国歌について答えが大体重複するので避けていきたいと思っております。

私も議員になり、入学式、卒業式には毎年呼ばれていますけれども、校長は大体国歌を歌いますけれども、教職員は歌いません。どうしてかなと、これはいつも本当に思っていたことなのです。きのうの学習指導要領でも、「児童・生徒に国歌は斉唱するよう指導する義務がある」と言われております。教職員の中には、「歌わない自由もある」という言葉も聞いたことがあります。みずからも決まり、ルールを守らないと、生徒への教育はできないのではないかと。やはり先生が国の決まりを守り、そして子供に学校のルールを守りましょうということと教えていかないと、なかなか子供たちも言うことを聞かないのではないかと、ちょっと心配をしております。これは自治会や父母の方からもそういう声が少しずつ上がっております。学校への一段の指導を、お願いしたいと思っております。

ところで市長。市長も元教師で、その代表として議員になられたわけですが、当時と今では立場も事情も違います。市長になられて出席した、ことしの出初式、成人式、市長は歌っていました。素晴らしいことだと思っております。ただ、元教師の市長もリーダーとしておられたわけですから、その影響力というのは、すごく大きいと思うのです。私は、やはり教育委員会だけではなく、市長の方からもそういうことを指導していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

ただいまの国歌の斉唱については、市長ともそういう話をしたことがございます。私どもとしても、さらに、まだまだ十分ではありませんけれども、鋭意この問題については進めてまいりたいと思っております。

○九番（黒木愛一郎君） 今のは別に、市長にいやがらせをして言っているわけではありません。本当に心から子供に教える上で、やはり先生方も学校現場である以上、決まりは決まりとして、自分たちの思想は思想で、学校から離れたところでは、それは考えはい

るいろいろあります。それはそれでいいと思いますけれども、学校現場だけではそういうことを指導していってほしいと思っております。

以上、これで国旗・国歌については終わりたいと思います。

次の通告、佐世保小六事件について。

これは、きのうまた、我が会派の私の崇拜する後藤議員が質問されましたので、一点だけ。事件の小学校は、各学年一クラスの小規模学校ということですが、クラスの人間関係が一年から六年までやっぱり固定化してしまうわけですね。健全な競争も出にくく、五年のときには学級崩壊もしていたと聞いております。生徒の健全育成のためにも小規模校の改善が急がれると思います。原因はそれだけではないでしょうが、ただこれを別府の場合に置きかえて考えてみますと、学校統廃合の問題に行き着くと思います。現実に私の西小、野口小、北小、いずれも一クラスですが、具体的な取り組みや現状での問題はないのでしょうか。また子供たちがスポーツチームを組めないような規模では、子供が本当にかわいそうだと思いますけれども、そのところ、どうでしょう。お願いします。

○教育総務課参事（豊浦章治君） お答えいたします。

平成十一年に制定されました学校適正化基本方針、これは子供の個性と能力の育成、それから個人と集団の力の向上、また大切な子供と教師の信頼関係の構築等の願いが規定にございます。そのことの実現に向けまして、旧市街地の学校統合を推進しているところでございます。平成十四年に南小学校が開校いたしました。その後平成十五年十月に旧市街地学校統合検討委員会を設置いたしまして、今言われました児童数それから安全面、また教育環境、教育効果等の視点から、ただいま残り四校についても検討していただいているところでございます。ことしの九月に組み合わせ、時期、順番についても答申をいただく予定でございます。その後、地域の方々を含めまして、校地、校名等を決めます校区検討委員会、これを早急に設置し、統合に向けまして地域の方々の御理解を十分いただきながら、鋭意進めていきたいと思っております。

○九番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。初答弁でなかなかしっかりした答弁、ありがとうございます。

厚生労働省の発表では、少子化がますます進んでいるとのこと。少しでも早い実施をお願いいたします。私も西小の出身ですし、できる限りの協力はいたします。よろしくをお願いいたします。

今、この問題というのは、非常に難しい痛ましい事件でありましたけれども、心の教育ということが、五年ぐらい前に言われていたと思います。この心の教育、子供だけではなく大人、特にやっぱり親、親の環境というのは子供にすごい影響を与えます。それに学校環境、また地域の環境、環境によって子供は随分変わってくると思います。こういう問題がいつ起こるかわからない。常にそういうことを考えながら、事件が起きたから

慌ててではなく、常日ごろからやはり取り組んでいかないといけないのではないかと考えております。私も子供が三人います。素直でいい子に育ちました。一番下のは大学生ですけども、これはやはり親が私にいろいろと教えてくれています。家庭環境の中でやっぱり夫婦円満……（発言する者あり）いやいや、親がです、親が。（笑声）それを見習い私も夫婦円満に子供のために頑張っております。親が教えてくれたこと、本当に親父やお袋には感謝し、尊敬をしております。子育ての基本は、まず一番身近な親を大事にすることだと思っております。こういうことを言いまして、この佐世保小六事件については、終わりたいと思います。

また次にジェンダーフリーについてですけども、この後に期待の二番・嶋議員が質問を十二分に用意しているそうでございますので、嶋議員の方に回したいと思っております。

これで教育委員会の方を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、観光行政について。

地方での実感は乏しいのですが、景気の回復が言われて国内・国外とも観光客がふえ、何となくそんな気もしますが、ことしのゴールデンウィーク、市内各道路で大渋滞をし、観光客が別府に訪れているということで、それはそれで大変喜ばしいことです。ゴールデンウィークの観光客の入り込み状況をお願いいたします。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

ことしのゴールデンウィークは、四月三十日を休みますと七連休という非常に曜日の並びのよい期間と、天気もそこそこによかったということ、それから「うみたまご」、「アフリカンサファリ」、「ワンダーラクテンチ」などのリニューアルも重なりまして、昨年に比べ非常に入り込みのよい状況でございました。

御質問でございました入り込み状況でございますが、宿泊者数で市内の三十二施設でございますが、三万二千七百二十三人で、前年対比の一三六・一％となっております。これから後も前年対比でございますが、観光レジャー施設では三十五万百五十九人で、前年比で一六六・三％、鉄道につきましては一七・五％、高速道路では一二〇・一％、船舶につきましては一四八・二％、航空機が一一九・五％で、昨年を非常に大きく上回っております。

○九番（黒木愛一郎君） 今答弁にもありましたように、ことしは前年に比べてすごくふえております。別府観光にとっては本当にうれしいことで、こういう状態をやっぱり続けるためにも、民間が頑張っているときに、やはり官も協力しながら頑張っていってほしいと思っております。

次の交通渋滞の緩和についてということですけども、今お聞きしましたように、ことしのゴールデンウィーク、「うみたまご」、「ワンダーラクテンチ」、「サファリ」、また杉乃井の「柵湯」、こういう民間の施設がリニューアルオープンし、かなりの入り込み

客がありました。本当にうれしい限りです。インターの問題、堀田温泉拡幅問題等々ありますが、特に「うみたまご」、高崎山に行く国道十号線の渋滞が、もうすごく混んでいて、この渋滞緩和のために「うみたまご」等は大分市の施設でありますけれども、別府観光にとりまして貴重な施設であります。渋滞によってせっかく別府に来たお客様が、余りの渋滞で別府を、ゴールデンウィークというのは特に混みますが、これは嫌だなとなってもやっぱり困るわけです。リピーターとして戻ってもらうためにも、この渋滞を緩和させるために高崎山、田の浦にJR駅の設置について、別府市も協力することはできないのでしょうか。お願いいたします。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

ゴールデンウィーク期間中に、大分市では、高崎山に千台、それから田の浦に六百台、その近隣合わせまして約二千台の車がとめられておりました。これにつきまして、田の浦からは専用レーンによりますシャトルバスを配置したという状況を聞いておりますが、そのシャトルバスを配置しても非常に駐車場が満杯になりまして、飽和状態になりまして入れなかったという状況で、非常にお客様が多かったということで渋滞を招いたということを知っておりますが、このJRの駅でございますが、平成十五年度に大分市さんの方で――大分市さんの方にお聞きしましたところ――JRの方をお願いをした経緯があると。しかしながら、駅舎の負担の問題等々もありまして、平成十五年度にコンサルの方にその辺、駅舎問題についての委託をしたそうでございます。本年度はその報告書ができ上がっておりますので、現在その検討に入っているという状況をお聞きしてございます。別府市にとりまして、高崎山、「うみたまご」は、貴重な観光施設でございますので、今後、別府市のできる範囲での御協力を申し上げたいというふうに考えております。

○九番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。佐賀のバルーンフェスティバル、これはすごいお客が来るとということで、その大会のときには臨時駅ができていくということなんです。これはうちの会派の野口議員もJR出身で何かとかかわりがあると思いますので、お力を借りてできる限りの協力をしてください。お願いします。

ことは、夏祭り等いろいろな企画が別府観光をアピールしていると思います。ワイワイ市の復活。市民が一丸となって祭りを盛り上げ、別府にお客様が来てもらえるように頑張りたいと思います。その意味では我々議員もその祭りに参加するということ、副議長、やはり議員の皆様によろしくお願いいたします。（発言する者あり）申しわけありません、議長、よろしくお願いいたします。

市長初め部課長の皆さんだけでなく、職員さんにもやはり別府の祭りには大いに参加してもらい、官民挙げて頑張れるように、市長の方からも職員さんに力強いお言葉で協力をお願いいたしたいと思っております。

ところで、きのう、旅館組合が同窓会バックというのを企画したというニュースが流れ

ておりました。すばらしい企画だと思えます。そこで、これから夏休みを迎え、家族旅行の季節でもあります。民間と協力して「うみたまご」、「サファリ」、「ラクテンチ」、「棚湯」などのリニューアル施設をより生かすために、ホテル・旅館、公共交通機関などとの一体となった市営駐車場有効利用活用は検討できないものでしょうか。民間の知恵を使った施策に行政ができるだけ協力する、そんな新しい別府の観光像を思いつきのような形で述べましたが、この提言で私のこの観光の質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、温泉行政に移りたいと思えます。

砂湯について。ことしもゴールデンウィーク、五月の二日、三日の二日間でしたけれども、我が会派長・永井議員と砂湯の現場に行ってみりました。砂湯は、温泉観光の目玉と自分はいつも思っております。そういう観点から毎年海浜砂湯に行って観光客の声を聞きながらお手伝いをしております。ことしは、観光課の若い職員さんも現場を見、お手伝いをし、また温泉課長も当然現場に行き、現場の観光客さんたちの声を聞きながら一緒にお手伝いをしました。

景観のすばらしいこの海浜砂湯、二面しかないために待ち時間が長くて、お客様を待たせる、迷惑をかけているという状況です。この現状についてどうお思いでしょうか。また、振興センターにどういう指導をしているのでしょうか。お願いいたします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

近年の温泉ブームの中、青空のもと、海を眺めながら砂湯を楽しむということで大変御好評をいただいております。シーズンになりますと、特に春のゴールデンウィーク中は一日に約二百名を超えるような形の御利用をいただいているわけでございます。当然その中で待ち時間という形の分が生じてくるわけでございますが、このような状況に対応するため、振興センターには常日ごろからマニュアルを作成したり、また口頭による指導をしているところでございますが、さらなる指導を強めて、またお願いしていくとともに、また待ち時間表示につきましても、諸問題も考えられますけれども、観光客の方々に御迷惑のかからないような形の分を考えて対応していきたいと思えます。

また、事業担当課としても、何かよい方策はないかと考える中、待ち時間の間を少しでもくつろいでいただけるような形の分に対応したいと思ひまして、三月議会でもお答えさせていただきました足湯を、今現場対応でつくっている状況でございます。

○九番（黒木愛一郎君） 本当に私も議員になって指宿に三回、その隣の山川温泉にも行ってまいりまして、砂湯に入るお客さん、あの南の鹿児島まで、指宿で三十万、山川で七万というふうに聞いております。砂湯では、私も前に申しましたけれども、本当に別府の砂かけさんの対応などすばらしいものがございます。ただ、やはりそういう待ち時間です。しかし待たせるけれども、入った人というのは皆、「よかった」と言って帰ってくれます。

これは私も永井議員も、お客さんから本当に「来てよかった」という言葉を聞いております。先々はもう少し広げるようなことはできないものかと、なかなか難しい問題でございますけれども、もう一面でもあれば、もっとお客さんが利用できるのではないかと考えております。

また、二時間待ちの表示とか、余りやると、私たちも現場に行っていて、お客さんが来ます。そうすると職員の方が「二時間待ち」、「三時間待ち」と言ったら、入らずにそのまま帰るわけです。やはりそこで永井議員が本当に、我が会派長というのは温厚型の人で、本当におもてなしの心でお客さんに、「では、二時間の間、別府市内を回っておいで。先に受け付けして、二時間たったところに帰ってくればいいではないか」。そういう言葉一つが、本当におもてなしの心とっております。やはりこういうものを振興センターの方々にちゃんと指導していかないと、私も商売をやっているとして、決していい対応ではない。それではお客様は帰ります。やはり現場の人たちが一番大変だと思いますが、そういう指導をやっていってほしいと思います。

また、その待ち時間の間、足湯ができるということで、本当にこれは素晴らしいことだと思っております。職員の皆さんの担当現場の方が手づくりでということで、どういう形ができるかわかりませんが、なるべく早目に、この足湯がいつできるか、いろいろと職員さんたちも都合がありましようけれども、少しでも早くやっぱりつくって待ち時間解消ということでお客さんに満足してもらえようことをやってほしいと思います。

また次に、私たちが現場に行って一番お客さんから聞いたのが、「わかりにくい」。十号線から入ってくるのに看板が見にくい。草が今ものすごく生えているわけです。だから十号線を通ってくる時にも「わからない」という声が一番多いわけです。やはりそういう面でももう少しわかりやすく、例えばいろんな問題があるでしょうけれども、上人の美術館の少し向う側にでも「海浜砂湯何メートル」ぐらいのものが設置できないものでしょうか。お願いいたします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

海浜砂湯の入り口にありますが案内看板が、設置から約十七年を経過しております。色もさめ、老朽化して見づらくなっております。海浜砂湯自体、公園施設の中にあります。担当課と協議しながら進めていかなければならないと思っておりますけれども、議員御提案の何メートル手前の看板の設置も含めまして、今後また担当課と協議しながら前向きにしていきたいと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。本当に観光客の声というのが一番だと思っております。そのところを、よろしくお願いいたします。

次に、堀田温泉についてという質問に移りたいと思います。

堀田温泉の素晴らしい施設が、去年の四月にオープンして、その堀田温泉の利用状況と

いうのをお願いいたします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

昨年の四月十日にオープンしました堀田温泉につきまして、十五年度実績で利用者は十七万六千四百四十八人、一日当たり約五百十人の方に利用していただいております。市営温泉の中で一番多く、予想を上回る入浴者があり、それに伴う入浴料収入は二千六百二十一万七千五百六十円となっております。施設が新しく、交通の便がよいということから、市民はもちろんでございますが、高速を利用される方、市外、県外の多くの方々に利用をいただいている結果だと思っております。

○九番（黒木愛一郎君） 今お聞きしますと、十五年度実績で十七万六千人、一日当たり五百十人。市営温泉の中では一番多いということですが、私も行きますと、本当に素晴らしい施設だと思っております。インターからも近く、非常に便利な場所に建っており、ますますの発展が望まれますが、別府の裏玄関とも言える堀田地区の道路に十数本の温泉有料化反対運動の看板があります。別府観光のイメージダウンになるのではないかと私は思います。反対運動は反対運動で悪いとは言いません。しかし、別府にマイナスになることは、やはりやめてもらいたいと思っております。その県道拡幅予定地に立てられている看板は、どうにかならないものでしょうか。お願いいたします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

県有地でございます。過去何度となく大分県別府土木事務所の方に出向いて協議をさせていただいておりますが、なかなか難しい問題があるように思われます。県の方も苦慮しているような状態でございますが、引き続き協議を重ねて、撤去に向けて努力してまいりたいと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） 早急な対応をお願いいたします。また、その拡幅道路の上の方に、今は草がものすごく生えているのです。それも含めてお願いいたします。さきにも言いましたが、渋滞緩和のためにも、別府観光のためにも、道路拡幅と堀田温泉発展・活性化のためにも有意義なことだと思っております。

ところで、別府温泉は日本一の湧出量を誇り、全十一種類の温泉の中で十種類の温泉を持つ希少な存在です。先ごろ、道後温泉の塩素問題がテレビで放映され、すごいイメージダウンということをおっしゃいました。別府温泉は、かけ流しで消毒をしないところが大部分であり、この優位性をもっとアピールするべきだと私は思っております。民間が、オンパクなど温泉の魅力を大いにアピールしているところであります。別府温泉の特徴を十分に生かして、今後の観光戦略にしていただきたいと思います。その中で、先ほど言いましたように振興センターも第三セクターとはいいいながら、より民間に近い発想とサービスを提供されることを望みます。

これで、この温泉行政について終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

最後の環境行政について。

六月六日に、別府市一斉清掃がありました。本当に皆さんも各地域へ出ていったことと思います。どうもお疲れさまです。地域の人たちも多数参加し、本当にまちがきれいになりました。これは月一回でもやっていいのではないのでしょうか。私も地域で、こういうことに関して声をかけていきたいなと思っております。

ごみ問題について、質問をさせていただきます。

昨年の六月議会で、私のごみ収集の体験から、缶・瓶・ペットボトルの収集日にリサイクルできないものが混入していたり、不燃物の収集日に資源ごみを排出したり、不燃物の中に資源ごみが混ざったりしているものも多く、排出状況は決してよいとは言えませんでした。これは、排出する市民の側にも問題があると思えます。私も収集の体験から、地域の人に、行政にいろいろ言うならば、言う前にまず一番簡単なごみ問題、それをやって行政に言いましょう、ということをおっしゃっております。しかし、一番のネックになっているのは、缶・瓶・ペットボトルの資源ごみを燃えないごみ用の指定袋に入れて排出する方法であり、缶・瓶・ペットボトル専用の指定袋を導入してリサイクルを推進していくことがごみ減量にもつながるし、市民の分別意識の高揚にも効果があります。導入する場合、排出時には市民も分別に協力するし、その手間を考えた場合、従来の指定ごみ袋とは手数料も安く設定していただくよう検討してほしい旨の提言を行ったところであります。議場でもさまざまな議論がありましたが、本年四月からピンク色の缶・瓶・ペットボトル専用の指定袋が導入されました。手数料も従来の指定ごみ袋と比較して一割安くなってあります。このことについては、私は一定の評価をしたいと考えております。導入して二カ月半経過しましたが、排出状況はどのようになっているのでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

今回の缶・瓶・ペットボトル専用指定袋の導入により、指定ごみ袋の種類が三種類になったわけでございますが、四月以降はごみの種別に応じて分別をし、決められた指定袋に入れていただくよう排出指導を行ってまいりました。導入して二カ月半経過いたしましたが、排出状況は、導入当初に比べ向上していると認識いたしております。

○九番（黒木愛一郎君） 肝心な収集量ですが、四月、五月の二カ月間の缶・瓶・ペットボトルの収集量はどのようになっているのでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

専用指定袋導入以降の収集量は、四月が八十七・七五トン、五月が九十三・七二トンで、二カ月間の収集量は、前年比で二十六・八六トン、率にして一七・三％増加しております。私どもの予想を上回る収集量であり、市民の皆様の御協力に感謝しているところでございます。

○九番（黒木愛一郎君） それだけ収集量がふえたことは大変喜ばしいことであり、今ま

でも燃えるごみ、燃えないごみに出されていた資源物が分別されてきたということであり
ます。清掃課には引き続きごみ減量、リサイクルの推進に取り組んでいただきたいと思います
ますが、缶・瓶・ペットボトルの指定ごみ袋が導入された四月からごみ収集が厳しくなっ
て、ごみ集積場に残されるものが多くなったと聞いております。収集方法が変わったので
しょうか。お願いいたします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

指定袋導入の段階で現場職員と導入後の収集体制について話し合いましたが、排出ルー
ルが守られていないごみの取り扱いを厳正にするため、また市民に広く周知していただく
ために、必ず警告ステッカーを張り、集積場に置いていくことを徹底いたしました。置いて
いる期間を長くしたためにそのように思われているようでございますが、収集方法自体
は変えていませんので、新しい指定ごみ袋定着度を見ながら残置期間については、弾力的
に運用したいと思っております。

○九番（黒木愛一郎君） 地域によって分別の協力度に差があると思いますが、よろしく
お願いいたします。

さて、カラス対策について伺いますが、数年前からカラスがごみ袋をつついて残飯等が
散乱しているのを見かけます。カラスは、視覚で確認してえさとなる残飯を食べることは
聞いておりますが、カラスもなかなか頭がよくて、残飯を隠しても、最初は効果があっ
てもまたあさられるということも聞きます。カラスの防御ネットは効果があると聞いてお
りますけれども、市で補助を出すことは考えていないのでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

カラス対策用の防御ネットにつきましては、平成十五年度までは「美しいまちづくり奨
励金」の中で二分の一の補助をしておりました。今年度より、自治会が購入した場合につ
きましては、全額助成する要綱に改正をいたしました。なお、個人及びアパートなどのご
み集積場の分につきましては、対象外でございます。この制度を利用していただきまして、
町内美化の推進に役立てていただきたいと思いますと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） せっかくいい制度をつくったのに、まだこの制度があることを
知らない自治委員さんもおられるようです。清掃課も自治会に積極的にアピールをしてほ
しいと思いますけれども、どうでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

五月に開催されました自治委員理事会及び総会で、時間をいただきまして自治委員の皆
様方にカラス対策用の防御ネットの助成制度について説明いたしました。今後も継続し
ていきたいと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） よろしくお願いいたします。

市民憲章にありますように、「美しいまちをつくりましょう。お客さまをあたたかく迎

えましょう」とあります。その言葉と結びつけて、私の知り合いの二十代、三十代の若者たちが、毎月一回駅前通り、北浜通り、海門寺公園などのごみ拾い清掃をしております。私も時間の許す限りお手伝いをしていますが、そのごみの多さ、汚さに怒りさえ覚えています。ごみ箱、灰皿を置かない方がごみを捨てる人が少なくなるという意見もあります。それも正論でしょう。他方、見えないところにごみを捨てる、つまり側溝に吸い殻を投げ入れるというのが現状です。かえって海などを汚すのではないのでしょうか。ごみ箱を置くべきだという意見も、ごみ箱をなくすという意見も、どちらも正しいところがあるでしょう。どちらがいいか、私にもわかりません。すべてのことにこのようなことが言えるのかもしれない。反対の意見にも耳を傾け、よりよい答えを出す、そんなことを学んだ思いがします。しかし、私にはこんなすばらしい若い仲間ができました。そのことだけでも市会議員になって本当によかったと思うところがあります。

以上、取りとめのないところもありますが、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○二番（嶋 幸一君） きょうは、前置きなしで早速質問に入りたいと思います。

まず、男女共同参画社会とジェンダーフリーについてお尋ねをいたします。ジェンダーフリーについては、敬愛する黒木議員からも通告がなされておりましたが、「おまえに任せる」ということでありますから、責任を持ってやりたいと思います。

平成十一年に男女共同参画社会基本法が施行され、国と地方公共団体に男女共同参画社会を促進する基本計画の策定を義務づけ、その実現に努めるように求めています。「二十一世紀は女性の時代」と言われ、産業構造などが大きく変わってきている今、別府市も男女共同参画社会の実現が政策目標となるに及んでおります。別府市は、市長を本部長とする男女共同参画推進本部基本計画の推進に当たり、広く意見を聞くことを目的とする男女共同参画推進懇話会を設置しております。私も懇話会のメンバーですが、メンバーであるなしにかかわらず、実現に向けての施策の推進が非常に重要であると思っております。

まず伺いたいのは、家庭の中など私生活で起こる女性に対する暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスの実態とその対策を御答弁いただきたいと思います。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

別府市では、DVの相談窓口としまして、婦人相談室を設置しております。婦人相談員を一名配置しまして、DV法第四条の規定によりまして、被害者からの相談を受け付けておるところであります。市とは別に警察署、県の配偶者暴力相談支援センターでも相談の受け付けを行っております。

相談件数につきましては、平成十五年度七件、平成十六年度は五月末現在二件となっております。相談に対する対応につきましては、本人の申し出を十分に聞きまして、相談内容に応じまして適切な助言・指導を行っております。場合によりまして、県

の配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者を一時保護しております。

○二番（嶋 幸一君） 女性に対してこぶしを上げ、足げりする、このようなことを行う男性は、全く言語道断であります。被害者の救済や支援はもちろんです、問題の根源である加害者向けの取り組みが必要だと思っておりますが、どのような対応をしているのか、お答えください。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

改正DV防止法によりまして、裁判所が加害者に接近禁止などを命じます保護命令の対象が、元配偶者にも拡大されております。接近禁止の対象を子供にも広げられ、住居からの退居期間が二週間から二カ月間に拡大されております。また、一時保護をしました場合、加害者が被害者を探し出すためにも執拗に被害者の居場所を問い合わせることがありますが、DV防止法第二十三条に基づき、職務上関係のある者に被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないというふう

に定められておりますので、問い合わせには一切応じていない状況となっております。

今後の対策としましては、DV被害者に対しまして、相談窓口のあることを広報するために、年に一回市報による婦人相談室、県の配偶者暴力相談センター等の紹介をしております。一人で悩まないで、相談をするように進めているところであります。また、県の主催によりましてDV被害者保護事務担当研修会等に参加することで、関係機関と地域との連携を強化し、被害者支援の一層の推進を図っていきたいというふう考えております。

○二番（嶋 幸一君） 女性に対する暴力や性別による就職差別は、もちろんあってはなりませんし、家事や育児、家族の介護など、女性に負担が偏りがちな役割を、男女の協力と社会の支援で行っていくことが大切だと思います。基本法では、「男女が均等に政治的・経済的・社会的や文化的な利益を享受し、かつともに責任を担うべき社会」と定義をしておりますが、そういう中で私は、真の男女共同参画社会というものは、こう思います。男女が、お互いの性差を尊重し、責任を分かち合い、協力し合っていく。男女が、協力しながらこれからの社会をいかにしてつくっていくのかという視点が非常に大切だと思います。当局はどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいと思っております。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

男女共同参画社会とは、今、議員が申されましたように、男女が、お互いの人権を尊重しながら、社会の対等なパートナーとして負担も責任も分かち合い、協力し、支え合う社会ということになります。そのためには、一人一人の男女が社会や文化、経済、習慣などでつくられた意識に縛られずに、人間として自分から正しく生きていける、選択できる、決定できるような社会を目指すということが、大切な視点になるかというふうに思っております。

○二番（嶋 幸一君） 一方、男女共同参画社会とは、私はおおよそ無縁だと思っております。

すが、ジェンダーフリー思想というものがあります。「ジェンダー」という言葉は、社会・文化的に形成された性別という意味で、ジェンダーフリーについても、幾つかの考え方があるようです。しかし、私ども議員は、みずからの信念に従って思うことを申し上げるのが務めでありますから、その内容は決して百点ではありませんが、「男性と女性を画一的に扱っていくという意味」で話を進めていきたいと思いをします。

性別による差別などにつながるジェンダーは、なくしていく必要はありますが、そのためにすべてをなくしていくという乱暴な議論が、その思想だと思いをします。これは、男女差をなくしていくという考え方で、ランドセルの色が男女で違うのはおかしいとか、端午の節句やひな祭りは差別だとか、桃太郎や一寸法師などの登場人物の男女を入れかえて読み聞かせするなど、男らしさ、女らしさを全面的に否定し、日本人の心をはぐくんできた伝統文化をも否定するものであります。このような思想が、教育界でもかなり広がっていると聞きます。その一つが、男女混合名簿だと言う方もおられますが、市内の小・中学校でこの男女混合名簿を実施しているのは何校ありますか。お答えいただきたいと思いをします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

本年度、学校教育課に提出されております児童・生徒名簿を見ますと、どの学校も男女混合名簿になっております。

○二番（嶋 幸一君） 何ゆえに男女混合名簿にしたのか。その背景にジェンダーフリー思想があるのかないのか、お答えをいただきたいと思いをします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

女性差別撤廃条約が、一九七九年に国連で採択され、一九八五年には日本でも批准されております。さらに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向を示した男女共同参画社会基本法が、平成十一年六月二十三日に成立をいたしました。このような流れの中で教育現場では、男女混合名簿が全国的に広まってきたと思われれます。名簿において、男女に順序をつけるような取り扱いをしないという配慮だととらえております。

ジェンダーフリーの考え方を、先ほど申しました男女共同参画基本法の理念に沿って、例えば男女の差別をなくすこと、例えば賃金差別だとか就労差別等、そういうことを撤廃していくというようなことでとらえれば、そのことも背景にあるのではないかというふうにはとらえております。

○二番（嶋 幸一君） ただいまのお答えは、男女混合名簿の背景に、男女を画一的に扱っていくジェンダーフリー思想はないというふうに理解してよろしゅうございますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

ジェンダーフリーという考え方につきましては、これは一つの運動の言葉といいますが、

昔の「ウーマンリブ」とか、そういう言葉ではないかと私は認識しております。それで、これを男らしさ、女らしさ、それをカタツムリのように雌雄同体にしていくと、そういうことではなくて、みんな一人一人違っていいのではないかと、そういう考え方ではないかと思っておりますので、お答えになるかどうかわかりませんが、その背景にある、ないというのは、やはり男女平等ということが基本ではないかと思っております。

○二番（嶋 幸一君） 重ねて申し上げますけれども、ジェンダーフリー教育というのは、社会的・文化的に形成された性意識、男らしさ、女らしさを全否定し、男女差をなくしていくものであります。男女平等教育とは全く異なるものであります。男女は同等であるべきですが、決して同質ではありません。性差の行き過ぎた否定は不健全であります。男女の区別を教え、男は男としての、女は女としての感じ方や行動がとれるようにしてやることが絶対に必要だと思っております。基本的な男女平等教育の考え方を、御答弁いただきたいと思っております。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

別府市教育委員会といたしましては、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すという男女共同参画基本法の立場に立って教育を進めていくことが大切であると考えております。学校教育におきましては、男女平等参画社会を実現するための基礎を築くものであり、すべての個人を尊重する男女平等の意識を持った児童・生徒を育成することが必要であると考えております。

○二番（嶋 幸一君） 学校現場でこのジェンダーフリーの考え方に立った行き過ぎた教育のないように、男女が互いに相手の人格を尊重し、協力する態度を身につけることのできる真の男女平等教育に取り組んでいただきたいと思っております。

さて、話を戻して、男女共同参画社会実現の進め方について質問をいたします。

先ほども申し上げましたが、男女が互いの性差を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会の実現が目標であります。そのためには家庭、地域、学校、企業、関係団体等、すべての市民がみずからの問題として一体となって行動することが不可欠であります。一昨年策定された本市の男女共同参画プランの中に、「ジェンダーフリー社会の実現を目指す」と示されており、「ジェンダー解消の視点で講座や研修会を開催する」とあります。男女共同参画社会の進め方についてもいろいろな考え方があるのですが、ジェンダーフリーと真の男女共同参画社会は同一のものではないと考えます。見解を伺いたいと思っております。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

ジェンダーフリーと真の男女共同参画社会は同一のものではないという御指摘でございます。私どもも、男性と女性を画一的に扱うという意味でのジェンダーフリーでしたら、

別府市が目指す男女共同参画社会とは異なるものになるかというふうに認識をしております。

○二番（嶋 幸一君） ことしの二月に衆議院の内閣委員会で官房長官が、「『ジェンダーフリー』という言葉は、男女共同参画社会では使わない。公式用語ではない」との認識を示されました。「地方自治体についても、命令はできないけれども、誤解をしないように健全な社会を目指すべき」との発言がありました。この「ジェンダーフリー」という言葉は、市民の誤解や混乱をいたずらに招くものだと思います。男女共同参画社会は、市民の総意でつくり上げるということが大切ですから、本市のプランを含めてこの用語を削除する、使うべきではないと思いますが、御所見をお願いしたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり男女共同参画法の中で「ジェンダーフリー」という言葉だけがひとり歩きをしまして、あっちこっちで物議を醸し出しているということは、私どもも承知をしております。「男女共同参画」という言葉や意味、認識が市民に十分に浸透できてないというような現状を考えると、「ジェンダーフリー」という言葉が市民に正しく使われていない。かえって混乱を招き、本来の目的であります男女共同参画社会の推進を阻害する危険性があるのではないかというような危惧をしております。そういうことから、「ジェンダーフリー」という言葉の使用につきましては、今後、市報とか情報誌等の広報につきましても使用しない方針という形をとりたいというふうに思っております。

また、平成十四年三月に策定のプランの中でも「ジェンダーフリー」という言葉を使用しておりますが、この取り扱いにつきましても、推進本部や懇話会の中で十分研究・協議しまして、内容についての改善を図るべきであるというふうに思っております。

○二番（嶋 幸一君） それでは、今後の男女共同参画推進のための取り組みを御答弁いただきたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

今後の取り組み状況でありますけれども、男女共同参画社会は、市民の協力なくしては当然実現はされません。まずは市民の皆様にも男女共同参画に対する意識と関心を持っていただくということが重要なことになるかというふうに思っています。そのためにも、二月十八日に懇話会より提言をいただきました男女共同参画都市宣言を市民の皆様に関心を持っていただく重要な位置も占めるというふうに認識をしております。この都市宣言につきましては、現在推進本部の中で都市宣言の文案を審議しております。決定をしましたら、九月議会にて議会に審議をお願いしたいというふうに思っております。そして、さらにこれを御賛同いただきましたら、都市宣言を記念する記念行事、それから広く市民の皆様にも経緯の啓発も随時行っていきたいというふうに思っています。

それから、今年度の懇話会では、プランをより実行性に移すために、まちづくりを推進

するための条例制定というふうな分についても審議をいただいているところでございます。

○二番（嶋 幸一君） 山口県の宇部市で制定をされた男女共同参画推進条例は、「男女が、男らしさ、女らしさを一方的に否定することなく男女の特殊性を認め合い、互いのその人格と役割を認める」ということを基本理念としています。本市も、都市宣言や条例制定に当たり、男女共同参画社会は、人間の中性化を目指すジェンダーフリーとは全く別物だということを明確にし、男女がお互いの特殊性を認め、人格として尊重し合う男女平等、男女共生の社会を確立していくという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。社会には女性の有する能力や感性、柔軟な発想が必要です。男女共同参画社会の推進のかぎは、市役所の取り組みいかんだと思います。現在、市の窓口は「企画調整課政策企画係」ですが、さらに力を入れて取り組むということで「男女共同参画社会推進室」を設置してはと思いますが、いかがですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

現在のところ、大分市が「女性政策推進室」という形で担当部署を設置しております。行政は、プランとか計画とか、こういうものを全力でつくりますが、なかなかそのつくった後に力が入らないというふうに昔から指摘されております。こういう意味を含めましても、この男女共同参画の実現は、まさに長期的な取り組みの一つというふうに私たちも認識をしております。そういうことで、男女共同参画プランという階段を一步一步やっばり着実に上っていくということも重要だろう。そういうために「推進室」とか「推進係」というようなこともぜひ必要になるかというふうに私どもも考えておりますので、今後の機構改革の席に俎上として十分検討していきたいというふうに思っております。

○二番（嶋 幸一君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。悪い例示もあるでしょうが、一般的に男女、夫婦というものは、お互い不満は多少あっても、それぞれの立場や役割を認識し尊重し合っていると思います。世の中は男と女しかいないわけですから、協力しながら社会に残る男性優位の構造を改めていかなければと思います。ジェンダーフリー論者の論調に時折見られる、男女を対立の構図に描き、社会をより戦闘的・対立的にすることがあってはならないと思います。

最近の社会で大きく欠如しているものは、私は、「らしさ」だと思います。親は親らしく、子供は子供らしく、政治家は政治家らしく、教師は教師らしくあれば、悲惨な事件や不祥事は減っていく、そう思います。私は、日本人の「らしさ」を復活していくためにも、日本人らしく、議員らしく、そして男らしい言動をしながら、一部の人がかち取ったという印象がないように、専業主婦も敬っていく、正しい男女共同参画社会の実現に向けて汗を流したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

少子化対策について、質問をいたします。

この問題は、最近新聞・テレビでよく取り上げられますが、出生率の低下によって「少子化」という言葉が使われ始めたのは、十年余り前のことでもあります。我が国の少子化対策は、子供を産みたい人が産み育てやすいような環境整備に力点を置いて実施されてきました。しかし、合計特殊出生率は、一九七三年の第二次ベビーブームの二・一四をピークに減少し続け、二〇〇二年には過去最低の一・三二となり、さらに先日、二〇〇三年の出生率が明らかになりましたが、昨年を大きく下回り一・二九となりました。この少子化の与える影響は重大なものがあると思いますが、別府市の最新の出生率を教えてください。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

出生率につきましては、合計特殊出生率をもってあらわすこととなっております。この数値につきましては、十五歳から四十九歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数をあらわすものとなっております。大分県福祉保健課の統計によりますと、別府市の合計特殊出生率は、平成八年から十二年の平均値で一・二四、平成九年から十三年の平均値で一・二三、平成十年から十四年までの平均値で一・二五というふうになっております。

○二番（嶋 幸一君） 全国の数値を大きく下回る別府市の出生率ではありますが、県下でもかなり低いものではないかと思えます。生まれてくる子供が少ないということは、将来の労働人口の減少、社会保障負担の増加が与える影響は大きく、さらに人口の減少によって自治体としてのパワー、エネルギーが減退していきます。本市の人口は、平成三年に十三万人を割り、年々少しずつ減少をしております。急速に進む高齢化社会を支えるためにも、人口を最低でも維持できるような施策が必要だと思えます。本市は、少子化の原因をどう考えているのか、また、これまでの少子化対策の取り組みとその効果を御答弁いただきたいと思えます。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

別府市では、過去、少子化問題に対応するため総合的な施策としまして、平成十三年度から五カ年計画で安心して子供を産み育てられる社会環境、家庭や地域において子供に目を向けられる教育環境、子供みずからが楽しく遊び交流し学ぶ姿の創造を基本としまして、「別府市みんなで子育て支援計画」を策定し、現在、子育て支援のための計画を推進しております。この計画では、安心して子供を産み育てやすい環境整備を図るための施策について、平成十七年度までの支援策ごとの目標数値を設定しまして、計画を推進しております。

具体的にどのような支援策を行ってきたかにつきましては、平成十三年度と現在までの進捗状況を比較し、計画策定当時と比べまして、各施策を行う施設等が何カ所ふえているかで比較しますと、保育関係のうち延長保育では、十三カ所が十八カ所にふえております。乳児保育では、十七カ所が十九カ所、障害児保育では、三カ所が五カ所、病氣回復期保育

施設では、〇カ所であったものが一カ所になっております。子育て支援センターでは、一カ所が二カ所、ただし今年度末に完成が予定されております西部の子育て支援センターを含めると三カ所となります。児童館につきましては、一カ所が三カ所。ただ、今年度末に完成が予定されております西部児童館を含めると四カ所となります。放課後児童クラブにつきましては、十カ所が十六カ所となっております。この結果、十三年度と比較しまして、十五年度ベースで新たにこれらの支援策が利用できることとなりました児童数は、延長保育につきましては三百二十七名、障害児保育では三十五名、病気回復期の施設では三百五十三人となっております。また、子育て支援センターのサークル活動参加者につきましては、三千百三十六人となっております。児童館来館者が千三十三人、放課後児童クラブの年平均登録児童数は百四十五人の増となっているところであります。

また、この計画とは別に別府市独自の施策といたしまして、平成十三年度から第三子以降の誕生祝い金制度を実施しまして、三年間で四百五十七名の方に祝い金をお配りしております。

○二番（嶋 幸一君） 保育の施設や児童館の充実については大変ありがたく思っておりますが、これら、これまで行ってきたさまざまな取り組みは引き続き実施しなくてはなりません。国立社会保障人口問題研究所の資料によりますと、結婚した夫婦の平均子供数は、二〇〇二年で二・一三、過去二十五年間二・二前後で、ほとんど変わっていません。したがって、出生率の低下、少子化の大きな要因の一つは、結婚をしない人がふえたことにあるのではないかと考えます。もちろん結婚や出産は当事者の自己判断、自由意思に基づくものですから行政が関与することは難しいと思っておりますが、結婚して持つ家族・家庭のあるべき姿を示していくことも必要ではないかと思っております。先ほどの男女共同参画社会の推進においても、家庭の役割は非常に大きいものであります。家庭教育の重要性は言うまでもありません。

さらに、別府市は、学校教育での家庭との連携を強く求めております。それならば、市は、教育や道徳など基本的なことはまず家庭から取り組むという方向性をもって家族・家庭を持つことの意義を示し、「結婚はすばらしい」、「子育てはとうとい」と言える家族政策を打ち出していく。そのために市民や地域が、家族観・家庭観というものを活発に議論していくこと、それが少子化対策につながるのではないかと思っておりますが、御所見を伺いたいと思っております。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校教育にかかわると思われる点について、お答えをさせていただきます。

学校教育では、保護者と子供たちのよりよい成長を願い、参観日や個人懇談などの中で家庭での子供の様子をお聞きしながら、どのようなかわり方が好ましいのか等を語り合っております。また、学校・学年・学級通信等を通じまして、子供の学校内での生活場面

等気になることや成長していることなどをお知らせしています。そういうことで、子育てについて保護者と共通認識をするよう努力をしております。特に子供にとって家庭はかけがえのない場であり、安心して心がはぐくまれる場であってほしいと考えており、例えば道徳では「家族愛」という内容項目がございます。家庭科では「家庭の役割」など家族の存在や家庭のきずななどをテーマに授業をする中で、次代を担う子供を育てていっております。

○二番（嶋 幸一君） この家族政策を含めた少子化対策というものは、先ほどの男女共同参画社会とも関連する最重要・喫緊の課題だと思いますが、市長、何かお考えがあったらお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） 御指摘のとおり、今、少子化対策というのは、本当に喫緊の課題だと思っております。家族政策を含めて、また幼児対策、少子化対策をしっかりと頑張っていきたいと思っております。

○二番（嶋 幸一君） 一方で少子化の主な要因と考えられていた、今申し上げた未婚化、晩婚化に加え、夫婦の出生力の低下という新しい現象も発見され、政府においても、もう一段の少子化対策を講じていく必要があるということで、従来に取り組みに加え、一昨年九月に「少子化対策プラスワン」をまとめました。この「少子化対策プラスワン」では、男性を含めた家庭と仕事が両立できる働き方の見直し、専業主婦世帯も含めた地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子供の社会性の向上や自立の促進という四つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することを基本的な考え方としております。この流れを受けて、昨年の七月に成立した次世代育成支援対策推進法は、すべての地方公共団体と三百人以上の労働者を雇用する事業主に具体的な行動計画を今年度中に策定するよう義務づけております。また、先日決定した総合的な少子化対策の指針となる少子化社会対策大綱でも、子育て支援社会の実現を国の最優先課題と位置づけ、社会保障制度が高齢者に重点を置いている現状を見直し、次世代育成支援対策に予算を十分重点配分する考え方を打ち出し、子育て関連の行政サービスの一元化などを明記しています。これら国の動向に機敏に対応していくためにも、従来の縦割りではなく、総合的な少子化対策の計画を早急に策定し、対策本部を設けていく必要があると思います。御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○児童家庭課長（石井和昭君） 次世代育成支援対策法では、急速な少子化の進行に歯止めをかけるため、次世代支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体及び事業主の責務として、平成十六年度内での行動計画の策定が義務づけられております。この行動計画に盛り込むべき事項としまして、国の指針が示されております。地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立

の推進、子供等の安全の確保、要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進など七項目の指針が示されております。

現在までの計画の進捗状況につきましては、平成十五年度にゼロ歳から小学校六年生の保護者に対しまして、サービスの利用の意向及び生活実態やサービスの量、さらには質を把握するためのニーズ調査を行っております。現在、庁内十五課の担当者によります庁内策定検討委員会を立ち上げまして、各課において調査結果を十分に勘案した具体的な施策が提出されておるところであります。現時点では、各課から提出されました各施策の内容につきまして、個別にヒアリングを行っておる段階となっております。また、策定委員会での素案につきましては、さらに協議・検討をしていただく機関といたしまして、学識経験者、議会関係者、教育関係者、子育て支援施設の代表者、公募によります市民代表者などによります「次世代育成支援行動計画策定審議会」を立ち上げる準備を行っておるところであります。

完成までのスケジュールにつきましては、七月中に庁内策定委員会での素案を策定、完成させ、十一月までに五回程度の審議会による素案の審議を行っていただきます。その後、十二月中に市長へ答申するスケジュール案で今のところ考えております。この計画につきましては、五年を一期とした計画で、五年後に見直す計画となっており、今後十年間の子育て支援に関します行動計画を策定することとなりますので、国から示されました指針に基づく施策につきましてはもちろんのことでございますが、別府市独自の特色のある施策を盛り込んだ計画を策定したいというふうを考えております。

○二番（嶋 幸一君） 続いて、「少子化対策プラスワン」の内容に関連して質問をいたします。

働き方の改革について「プラスワン」では、男性の育児休業について初めて取得率一〇％という目標値が設定をされました。女性は八〇％ですが、市職員の育児休業制度の現状を、全国の状況とあわせて伺いたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

育児休業の取得状況ということでございますが、まず総務省が取りまとめた全国の地方公務員平成十四年度の状況は、育児休業取得可能となった男性職員は四万四千三百五十九名中、取得者につきましては百七十五人でございます。率にしますと〇・四％。女性職員につきましては、三万八千七百八十二人中三万六千六百十人、率にしまして九四・四％の取得率となっております。

別府市の平成十五年の状況では、育児休業取得可能となった男性職員につきましては十九人で、取得者はおりません。女性職員は、十一名中全員が取得しております。取得率一〇〇％でございます。以上が状況でございます。

○二番（嶋 幸一君） 男性が育児休業を取るというのは、なかなかすぐには難しいのか

もしれませんが、男性が育児休業を取るということを阻害している要因は何か、お答えをいただきたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、要因として考えられるものとしたしましては、配偶者が子を養育しているために必要がないのではないかということ、また、制度を十分理解していないということ、またさらには、育児は母親が行うという、そういう認識があるのではないかな。また、職場の理解が得にくい等、こういう部分も要因として考えられるところでございます。

○二番（嶋 幸一君） 育児休業を女性しか取らないのであれば、今、次長がおっしゃるとおりで、子育ては女性の仕事だということを強め、男女が協力し合う男女共同参画社会の実現との整合性がとれてないということになります。市が積極的に職場の意識改革を進め、男性職員が育児休業を取得しやすいような環境づくりに取り組む必要があると思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

人事担当課といたしまして、今後、取得促進に向けた取り組みを行わなければならないというふうに思っております。制度の周知をさらに徹底するとともに、職場の理解も得られるような職員の意識改革が必要ではないかと考えております。

また、取得する職員の業務の配分、または人的な補充等も検討していかなければならない課題というふうに思っております。男女共同参画社会の実現、また少子化対策として、今年度策定をいたします特定事業主としての次世代育成支援行動計画、この中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○二番（嶋 幸一君） 次に、地域における子育て支援では、生活環境の整備が示されております。子連れで安全かつ快適に外出できるよう、子育てバリアフリーを推進する必要があると思います。バリアフリーといえは、高齢者に優しい福祉のまちづくりをイメージしますが、高齢者だけでなく乳幼児の親子など子育ての視点を積極的に取り入れていくことが重要だと思います。公共施設等の託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置など、これまでの状況と今後の取り組みについて、御所見をお聞かせください。

○児童家庭課長（石井和昭君） 別府市におきます公共施設における託児室、乳児コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置状況についてですが、市役所本庁では、女子トイレ二カ所に乳児用のベビーシートが設置されております。また、公園関係では、別府公園に乳幼児ベビーシートが一カ所と幼児用の小便器が一カ所設置され、鉄輪地獄地帯公園には幼児用の小便器が一カ所されております。その他の公園のトイレでは、児童の使いやすいように小便器を床まであるストール式のものを使用しているところであります。

今後の子育てバリアフリーに関しましては、国から示されました次世代育成支援行動計画策定指針で、「安心して外出できる環境の整備の中に、子育て世代に優しいトイレ等の

整備を推進する必要がある」と示されておりますし、今後、行動計画策定に関しましては、トイレ等の設置に限らず、子育てを支援する生活環境の整備につきまして、担当課と十分に協議し計画に取り入れていきたいというふうに考えております。

○二番（嶋 幸一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。人口を維持するための合計特殊出生率は二・〇八必要であります。全国の数値が一・二九、別府市が一・二五、大きな開きがあります。将来にわたって別府が元気でパワーあふれる都市であるために、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちにするために、抜本的な少子化対策をしていかなければならないと思ひます。国の方針を待たずに別府でできるものも幾つかあると思ひますので、市長初め皆さんの誠意ある取り組みを期待して、次の質問に移りたいと思ひます。

次は、教育について質問をいたします。

最近、行政改革を推進していく中で教育現場、学校についても、一般行政と同様に市場論理、企業論理で議論が進むことがあります。しかし、生徒が受ける授業・指導は、サービスではありません。教師が生徒に対して行う行為はサービスであってはならないし、生徒はお客さまではありません。教育は、市場論理だけで考えるものではないということを冒頭申し上げて、教育について質問をいたします。

私は、かねてから政治の最大の目標は、教育、人づくりだということを申し上げてきました。中国の古い教えにも「一年の計を立てるには米を植えよ、十年の計を立てるには木を植えよ、百年の計を立てるには人を育てよ」とあります。まさに教育こそが、別府の未来を規定するといっても過言ではありません。本市も、教育改革ということできざまな取り組みが行われておりますが、学校は、子供たちにとって明るく元気に過ごすことのできる場所であることが大切であり、子供が夢や希望を持ち、自分を見詰め、主体的に生きていくことを重視した生き方を教えていくことが重要だと思ひます。そういうような中で、私は、これからの学校教育を充実させていく上で大事なことのひとつが、校長の権限拡大によるリーダーシップにあると思ひます。私は、校長先生それぞれが教育ビジョンを持ち、子供たちを健やかに成長させ、確かな学力をつけてやるために、この学校をこういうふうにしたいという強い思いがあると思ひます。その校長先生が二年、いや、ひどいときは一年でかわるようなことでは、到底リーダーシップなどを発揮することはできません。まずそのことを改善し、さらに必要な権限は、人事や予算だと思ひますが、教職員の異動に当たって校長の権限はどのように定められているのか、また、校長の意見をどのように把握し、どのように反映しているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校長は、自分の目指す学校像を明確にして学校経営に取り組んでいく必要がございます。そういう意味からも、特別に事情のある場合を除いて複数年同一の学校に勤務し、公務遂行に当たるよう配慮はしております。

また、人事異動の際の学校長の権限と意見は、どのように反映されるかということでありますが、学校長には、教職員の人事に関して市町村教育委員会教育長に意見具申できる権限を有しております。学校長は、任命権や内申権を有する市町村教育委員会に対しまして、意見を申し入れることにより、その監督者としての責任も明確にされております。教育委員会といたしましては、学校長一人一人と人事異動に関しましては十分にヒアリングを行い、学校の事情を把握しながら、学校長の意見を可能な限り生かすよう努めております。

○二番（嶋 幸一君） また一方では、仮に教職員が不祥事を起こせば、校長の管理監督責任が追及をされ処分を受けるわけですが、校長及び教頭の教職員に対する管理監督と指導の権限はどのように機能しているのか、お答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

校長には、公務をつかさどり、所属職員を監督する権限がございます。その権限にも、法令によって具体的に定められているものと、教育委員会から委任されているものがございます。法令によって定められているものとしましては、非常変災のときに臨時に授業を中止すること、伝染病にかかった児童・生徒を出席停止にすること、卒業証書を授与する等がございます。また、教育委員会からの委任につきましては、勤務時間の割り振り、年休の承認、職員の出張命令等々がございます。

別府市の各学校におきましては、学校長、そして学校長を補佐する立場の教頭がリーダーシップをとり、学校運営に当たっております。仮に諸問題が起きた場合でも、その解決に向かって真摯に取り組み、それが早期の解決につながっていると思っております。

○二番（嶋 幸一君） 校長、教頭の管理監督、指導の権限が、きちんと機能して初めて校長の学校運営にかける思いが教職員に通じていくのではないのでしょうか。そして、校長を初めとする教職員が一体となることによってよりよい教育ができ、素晴らしい学校になるのではないかと思います。

校長の権限についてもう一点。学校独自の予算編成ができるような制度が必要ではないかと思えます。特色ある学校授業補助金とはどういうものなのか。また、その補助金はどのように使われているのか。もう一点、校長のリーダーシップの発揮を支援するためにどのような取り組みをしているのか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

特色ある学校づくり推進事業は、学校が、その特色を生み出し独自性を発揮するために措置した予算であります。昨年度、小・中学校長会から増額してほしいという強い要望がございまして、百万円を増額し、今年度は六百万円の予算をいただいております。その使われ方につきましては、主に総合的な学習の時間に関する費用に使用されております。消耗品、謝金、体験活動費、そういうことに使われております。その予算の執行につきまし

ては、学校長の独自性が発揮されるようなバックアップをしております。

また、リーダーシップの発揮を支援するための取り組みであります。教育委員会として校長に情報提供を行ったり、学校長から教員のこと、施設のこと、子供たちのこと等についての相談を受けた場合には、こちらも真摯に、真剣になって連携をしながら、その解決に向けて努力をしておるところでございます。

○二番（嶋 幸一君） 時間も余りありませんが、教育について、あと何点か質問をしたいと思っておったのですが、次の機会に回したいと思います。

水道事業の質問も準備しておったのですが、これも時間がありませんので、次回に回したいと思いますが、水道局長に一点だけお尋ねをいたします。

今日、郵政事業の民営化や特殊法人の改革が大きな政治課題になっており、水道事業についても、全国で九七％の普及率を達成した今日、公営主義による水道インフラの整備は、その目的を果たしたとする意見があります。もちろん市町村公営が安心、最適であり、民営化して利益至上主義、優勝劣敗の市場競争に任せるわけにはいかないという主張が多いのも事実です。しかし、昨年 of 地方自治法の改正で水道事業を民間企業に全面委託できるようになりました。また、世界ではイギリスを初め民営化の流れもあり、最近、海外の民間水道会社が、日本の水道事業に関心を示しているようであります。水道事業の民営化は、近い将来避けて通れない課題になるのではないかと思います。改正された地方自治法は、公の施設に関するもので水道事業だけを対象にしたものではありませんが、水道事業の民営化について、局長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○水道局長（宮崎 眞行君） お答えいたします。

議員御提案のように、地方自治法の改正によりまして、法的には指定管理者制度によりまして民営化も可能となりましたが、水道事業というのは、私が申すまでもありませんが、基本理念は安全な水の安定供給でありますし、また、地方公営企業法にもうたわれておりますように、経営の基本原則は、企業としての経済性はもちろんのことでございますけれども、公共の福祉の増進というのがあります。これらのことを十分考慮に入れて、水道局に対する市民からの批判、あるいは議員皆様の御指摘に、私どもがしっかりと耳を傾けながら、水道局職員一丸となって民間に負けない経営の効率化による公営での事業運営を行うべきだと思っておりますので、どうか御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○二番（嶋 幸一君） 公営を堅持していくという水道局長の力強い、決意に近い御答弁でありましたが、この続きは九月の議会でしたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○十四番（野田紀子君） 議長のお許しを得まして、質問順番を変えさせていただきたいと思ひますが、四、一、二、三の順でお願いをいたします。

日本共産党の野田紀子でございます。まず最初に、交通信号機の設置について、お伺い

をします。

山田関の江線は、拡幅がまだ途中でありまして、中央公民館前の青山通り側は、拡幅から取り残されたところが多分にごさいます。ですけれども、拡幅が進むにつれて交通量はふえておりまして、車は公民館前の横断歩道を見越して速度を上げて走っております。歩行者にとっては、横断距離は長くなりましたし、拡幅が終了するというか、完成するのを待ってはおれない危険な道路になっております。信号機の設置を県に要求していただきたいのですが、どうでしょうか。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

御質問の信号機の設置でございますが、道路工事等で移設が生じた場合には、原因者、道路工事を施工しておるものの担当でその施設の復旧を行うものでございますが、新設にする場合には、信号機の管理者であります大分県の公安委員会が設置することになっております。

御指摘の箇所は、現在、大分県が施行しております都市計画道路山田関の江線でございますが、市といたしましても、必要性を認識しているところでございます。今後、地元自治会とも協力しながら、施行者であります大分県や、信号機の設置管理者であります大分県公安委員会に設置について強く要望していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） 近隣の町内の方で、拡幅の完成までに、事故に遭いそうになったから信号機を設置してくださいということで、近隣の御町内の皆さんが署名をとられて、別府警察署に要望書を提出されました。ですけれども、まだ御存じのように設置されておられません。市の土木課には、この道路は大変暗いということで信号機を市で設置するわけにはいかないのだけれども、せめてと、街灯をつけていただいております。その場所が、何といたっても中央公民館の前でございます。ほとんど毎日何らかの会合があって、別府市じゅうから市民が集まってきております。集会によってはあの前の駐車場いっぱいになって、その車が、会合が終われば一斉に帰っていくわけです。近隣の町内の方だけではなくて、全市民にかかわる問題だと思います。市民の命を守る立場で市の方からも県公安委員会に信号機設置を強く要望してくださるよう、重ねてまたお願いをしておきます。

続いて、介護保険制度についてお伺いします。

国の介護保険制度五年目の見直しは、ことしはもうあっておりますが、市にとって介護保険制度五年目の問題点をお示してください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護保険制度も早五年目に入りまして、その間にいろいろな問題があるかと考えております。まず第一点目は、介護保険は、サービスの利用の面からはおおむね認知されたと思っておりますけれども、制度そのもの、社会保障制度としてその負担について被保険者

の理解が十分ではない部分が見受けられること、介護給付費が増大する中、保険者として、健全な介護保険事業運営を図ること、保険料徴収方法が、特別徴収と普通徴収に分類をされておりますので、これが被保険者にとって理解をしづらいこと、次に、質の高い介護サービスの確保のため、介護給付の適正化の推進をすること、次に、要介護認定のあり方、最後に、痴呆介護の充実を図ることなどに対処していかなければならないと考えております。

○十四番（野田紀子君） 六点挙げていただきましたけれども、いずれも市単独では解決困難な問題と思います。この問題の根底、根っこには、国の政策として高齢者のための社会福祉だったものを保険にして、しかも介護サービスの提供に企業の参入を許したというところにあります。六十五歳以上の無収入でも非課税でも、とにかく保険料を支払うということを義務化をし、所得に関係なく一律に一〇%の利用料の負担をさせ、これは本当に低所得者ほど介護が受けにくいという制度になっております。この五年間、特に最近二年は、一カ月の費用が二十万円になるような介護つき有料老人ホームが続々建設され、ことし十二月に開所予定の施設もあります。別府の高齢者の経済状態では、とても入居できません。五年目の見直し時期に、いよいよ低所得者がはねられる介護保険制度の本質が明らかになってきたと思います。

別府市の問題点、また一つ。高齢者に低所得者が非常に多いということではないでしょうか。介護保険料の所得段階別人数を見ますと、六十五歳以上、三万五百四十五人、これが所得段階の第一老齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員住民税非課税と生活保護の受給者、それと第二段階の世帯全員住民税非課税、この第一、第二段階だけで六十五歳以上の五六%を占めております。これが、全国平均が三三%であるということから、介護保険制度の保険料、利用料の負担が、別府の高齢者には特に重いということが察せられるのであります。現行の減免制度実施は、どのようになっていますでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

別府市といたしましても、低所得者の負担を軽減するという立場から、平成十四年度より所得段階第一段階、第二段階を対象に、一定の要件を満たした場合に保険料の軽減措置を実施しております。さらに、今年度からは制限を緩和しております。持ち家、借家にかかわらず、一人の世帯で十三万九百九十円、二人世帯で十四万七千三百二十円、三人世帯で十六万三千円というふうに緩和をしておるところでございます。また、利用料の減免につきましては、現在、高額介護サービス費の上限額の段階的設定の減額、訪問利用者負担金の減額など、法制度、国の特別対策事業に基づき行っておるところでございます。今後、法律の範囲内で減額を行ってまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 保険料の軽減を、さらにPRなどをお願いしておきたいと思っております。

保険料の減免自治体というのが、二〇〇三年四月一日現在で六百九十五自治体あります。利用料の減免自治体が九百八自治体がございます。全国市長会では、介護保険制度の基本的見直しに関する意見というのをまとめておられますけれども、その中で国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が十分でないことから、国の制度として財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的見直しを行うこと、早く言うと現行の国の軽減策ではとても間に合わない、見直しを求めています。

社会保障審議会の介護保険部会というところは、介護保険制度の改革などを審議するところですが、保険料、利用料の減免を国の負担で行う制度を創設すべきという意見が審議会の委員から出されるなどありまして、低所得者対策をとるようにここでも強調をされております。利用料というのについては、東京都武蔵野市が、訪問介護の利用者負担を無料にいたしまして、訪問介護の利用者負担を軽くするという事で利用の促進を図り、その結果、老人医療費や寝たきりを減らすことができっております。厚生労働省の統計でも、利用者負担を減らして健康保険や介護保険財政が安定する傾向というのが、わずかですが出てきております。

高齢者の年金、これはことしももう通知が来たのですが、ことしも削られ、医療費は引き上げられ、高齢者の困窮はますますひどくなっております。在宅をモットーにする介護保険制度ならば、その在宅を続けさせるために、国に利用料軽減の条件の緩和と軽減分の財源を出すよう要求するという事はもちろんですが、国の政策を待つまでもなく、市長会でも低所得者対策の意見を出してあるのですから、市が低所得者の利用料減免、実施をしてはいかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護サービスを利用するには、費用の一割の負担と、施設サービスを受けている場合には食費の利用者負担金が必要になってまいります。利用料の減免につきましては、先ほどお答えいたしましたように、法律の範囲内で対応したいと考えておりますが、さらなる軽減のお尋ねであります。低所得者対策は、本来全国共通の仕組みとして国の財源で実施されるべきで、今の対策だけでは不十分と多くの保険者が認識をしておりますので、全国市長会等を通じまして国に要望をしてまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 私は、この介護保険制度である国会議員の言葉を思い出すのです。国は、介護保険制度で自治体に「保険者になれ、在宅が主だ。進め、進め」とかけ声をかけ続けて、自治体の方が、それではと踏み出そうとすると、進めないのです。後ろを振り返ってみると、「低所得者の心配は自治体でせよ、予算は出さないぞ」、国が後ろでスカートを踏んでいるのです。こういう状況ではないでしょうか。保険者としても、低所得者が困っているということは自覚しておられるということで、さらに引き続き、また要望していきたいと思っております。

引き続いて、介護利用の改善に移ります。

この五年目の、介護保険制度見直しの進捗状況を教えてください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護保険制度につきましては、法の附則第二条で、「施行後五年を目途として制度全般に関して見直しを行う」とのことから、国は、昨年の五月以来合計十三回の会議を開催し、見直し・検討の論議を進めております。今後は、さらに審議を行い、八月以降に報告を取りまとめまして、平成十七年の通常国会に法案を提出する予定であるとお聞きいたしております。

○十四番（野田紀子君） この見直しに当たって、保険料を今四十歳からなのを二十歳から徴収する、あるいはまた、障害者の支援費制度も介護保険制度に統合する、利用料現在一割を三割に上げるなどと、弱い者にさらに負担をさせるという方向が、マスコミなどでも見え隠れをしております。この見直しに当たって五年間の六点問題点を出していただきましたけれども、市として国あるいは県にこの問題点からの改善要求を出されたのでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

全国市長会等を通じまして、そのいろんな要望を行っております。その重点事項としましては、一つに、給付費負担金、現在二〇%でございますが、これを二五%の確保と、調整交付金の別枠化、さらに国による低所得者対策の実施、次に介護予防の充実、すべての年金からの特別徴収、次に第一号保険料の適正な所得段階区分の設定、障害施策との統合、被保険者の年齢の範囲の拡大について慎重な検討をすること、有料老人ホーム等特別施設、グループホームの入所者に対する住居費特例の適用などとなっております。

○十四番（野田紀子君） 高齢者問題を考える会というのが別府市にございまして、この会の皆さんが、介護を受ける高齢者の立場でさまざまに市長に、あるいはまた介護保険課に介護保険制度の改善をお願いしてまいりました。その改善点というのが、介護保険の国庫負担を大幅にふやすこと、それから特別養護老人ホームを増設すること。ケアマネージャー、介護保険制度でケアプランをつくるケアマネージャーは、公的機関の身分とすること。介護事業者に雇われているのではなくて、公的機関の身分とすること。四番目にホテルコスト、特別養護老人ホームにこれからはホテルコストを負担してもらおうという、そのホテルコストを利用者負担としないということ。五番目に、第二号被保険者を二十歳以上にせず、四十歳以上のままにしておくこと。六番目に、低所得者の保険料、利用料の軽減、免除を制度化して利用しやすくすること。これらの意見と、市長会の意見、ほとんど同じでございます。例えば被保険者の年齢の範囲の拡大ですね。被保険者の年齢の範囲の拡大及び障害者との統合については、慎重に検討することというのが、被保険者及び給付対象者の範囲として上げてございます。さらに、社会保障審議会介護保険部会でも、これらの

要求と同じ意見が出されております。例えば、特別養護老人ホームのホテルコストは必要だという意見、ホテルコストは低所得者を介護保険制度からはじき出すから、それはやらないでくれ、不必要と、賛成、反対の意見が社会保障審議会の議事録には併記してありますけれども、政府の政策は、ホテルコストをもう実施するということになっております。ですから、このホテルコストのおかげで大分の玖珠ですか、特別養護老人ホームを十床だけ増床したそうです。そして、「さあ、どうぞお入りください」といったところが、そのホテルコストを払わなければならない。個室になって立派なお部屋になったのだけれども、ホテルコストを払わなければならないから、とてもそんな払える経済状況ではないので、そこが空いている。まだだれも入っていないということなのですね。今まで大体五万円ぐらいで済んだものが十万円にもなる、倍にもなるということで、とても入れませんとお年寄りが入らないという、そういう状況を見ると、県の方は、「それみなさい、特養ホームをつくれ、つくれと言うからつくったけれども、入り手はないではないの」、こういうふうに言うわけです。入りたくとも入れないという状況が、このホテルコストで出てきております。

この審議会で出た意見のうち、国にとって都合のいい意見だけを国が採用して、介護保険制度の改革と申しますか、改正と申しますか、あるいは改悪と申しますか、採用しているように思われてなりません。市民の暮らしとか市民の利益を守るのは、そもそも地方自治体の責任でございます。問題点ばかりのこの介護保険制度、今回の見直し。国が公表するまで待ちますというのでは、市は保険者としても大変事務手続き上やりにくいはずでございますし、第一、自治体として住民の利益を守っていくということは、とてもできません。市長会の要望と市民のそれがまず変わらない、同じなのですから、市民とともに積極的に市としても国に要求をしていただきたい、そう思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 一分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今後とも、全国市長会等を通じまして要望してまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 私は、これまでも何度も何度も減免制度やら高齢者の住まいを、特養ホームをと、一般質問のたんに繰り返し申し上げてきました。五年目の見直しに当たることし四月十四日付の全国市長会の国への意見を読ませていただきました。その意見は、先ほども申しましたとおり、高齢者問題を考える会の市民の声と同じでございます。国の社会保障制度審議会の介護保険部会、これの議事録というのが十一回分までインターネットに載っております。これを読みますと、これまた同じ意見を審議会の委員さんが口

々に述べております。介護保険制度を五年目の見直しで改悪ではない改善をとというのは、市行政側にも、また市民の側にも同じ意見、同じ要求でございます。同じ要求なのでですから、市の方も国の方から「どういうふうに変えましょうか」というような御用聞きには来ませんから、自治体からどんどん要求を出すべきではないかと考えます。

私ども日本共産党は、今回、介護保険制度改善の意見書を議員提案させていただいております。議会としても、ぜひ採択をお願いすると同時に、執行部は、介護を受ける高齢者の立場で介護保険制度を介護利用しやすいように改善に努められるように強く要望して、介護保険制度に関しての一般質問を終わります。

続いて、生活支援ハウスについてです。

生活支援ハウスにつきましては、三月議会で一般質問をいたしました。市の方は、そのとき、生活支援ハウスというのは養護老人ホームと似たような施設で、シルバーハウジングで対応したいということでした。生活支援ハウスというのは、デイサービス機能を持った施設でございます、それぞれが個室であります。部屋代は、入居者の収入によって決まります。食事や電気代とか光熱費を実費で払って、六十歳以上のひとり暮らし、あるいは夫婦でも入居できるということになっております。別府市の養護老人ホームの定員、そして入居を待っておられる待機者数、そして申請から実際に入居できるまでの期間を教えてください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市の養護老人ホームは、定員は、市営養護老人ホーム扇山五十名、民間のはるかぜ五十名、同じく紅葉寮七十名の三カ所でございます。

待機者数でございますが、おおむね現在のところ八十名ほどということでございます。

申請からいつごろ入所できるのかというお尋ねでございますが、申請時入所者の希望のホームということでございますが、第一希望、第二希望をお聞きしております。そのため、希望のホームの入所につきましては、申し込みの施設によってまちまちでございますが、短くて半年、長くて二年から二年半の待機の期間ではないかというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） なかなか待ち長いことではあります。生活支援ハウスは、高齢者の住まいとして適切であるとお考えになりますでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

生活支援ハウスにつきましては、住まいとしては適正であると考えられますが、先ほど十四番議員さんが言われましたように、大分県老人保健福祉計画圏域調整整備計画において、平成十九年度までは整備は認められておりません。私も、先ほど十四番議員さんも言われましたように、市営住宅改築等に合わせてシルバーハウジングの建設について関係所管課と協議をし対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） 今、もう何度も申しましたが、別府市の高齢者は大変居住環境もよろしくありません。市営住宅にもなかなか入れないし、住んでいる民間アパートもまさに軒も低く、私が玄関に立って手を伸ばせば屋根がわりに手が届くというような家も多々ございます。生活支援ハウスが、高齢者の住まいとして適切なものであるならば、なぜ豊の国ゴールドプランは、広い別杵速見圏域でただの一つも新設を認めないのでしょうか。三月議会で申しましたが、大分市には四カ所もあるのですけれども、県に、この大もとになっているゴールドプランを改正させ、建設を強く要求すべきと考えます。

私ども日本共産党で来年度の国家予算の要求に国に行きましたとき、この生活支援ハウスの建設補助ということを厚生労働省で要求をいたしました。そうしますと、「県から要求が上がってくれば、けることはありません」と係官は答弁をいたしました。県に実態に合わないゴールドプランを改正させ、認めるように強く要求をすべきと考えますが、それはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

生活支援ハウスの要望ということでございますが、大分市のことも挙げておりましたけれども、別府市の場合は、養護老人ホームが三カ所、大分市はそれ以下だと――私は今のところ書類的な面がありませんけれども――人口の割合でいっても、やっぱり別府市の場合は養護老人ホームが三カ所、他市に比べて多くございます。お答えになるかどうかわかりませんが、今後、シルバーハウジングの方を計画があれば、そういった面で福祉の面からソフト面でやっていきたいというふうを考えております。

○十四番（野田紀子君） では、次に、訪問理美容・寝具類乾燥消毒サービスについて伺います。

この二つの介護予防地域支え合いでしたか、事業については、十四年の六月と九月議会でも実施を要望いたしました。そのときの答弁で、「介護保険策定委員会に諮る」と答弁をされましたけれども、その策定委員会の議事録では、諮ったというのではなくて、「市は実施しない」ということを報告したような議事録でございました。三月議会でこのことを述べて、再度この二つの事業の実施を要望いたしましたら、「部内で協議する」という答弁でございました。どのような協議になりましたでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

訪問理美容サービス、寝具類洗濯乾燥消毒サービスの件でございますが、国や県の補助金の現在削減の中で、既存の事業を継続していくことが重要と認識いたしております。今後につきましては、限られた財源の中でより効果的な高齢者福祉施策を推進するため、第三期別府市介護保険事業計画及び新老人保健福祉計画の中で、事業の効果等を考えまして、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で既存事業の見直しや新たな需要にこたえていくよう努力していきたいというふう考えております。

○十四番（野田紀子君） 大分市は、今年度から、新聞によりますと、寝具類クリーニングサービス事業として発足をさせております。湿ったお布団に、外にお布団を出して干すような力もないお年寄りが、寝たきりになっている方も多いと思うのですけれども、そういう状況なのですから、何とかしてやろうというお気持ちがあれば、この市の姿勢が問われるようなことではないでしょうか。本当に高齢者の、じとっと湿ったお布団に寝ている嫌な気持ちを察せられて、必ずこれを実現していくべきと考えます。

続いて、シルバーハウジングについてお願いします。

シルバーハウジングにつきましては、私も前々回ぐらいに質問をさせていただきました。高齢者がなかなか養護老人ホームにも入れず、特養ホームにもなかなか入れないという中で、人様の介護を受けなくても済むようなお年寄りが、時々世話を受けて無事に暮らしていけるように、シルバーハウジングをつくってほしいということで一般質問をいたしました。そうしたら、そのときの答弁が、「市営住宅の建てかえのときは必ずつくります」ということで、助役さんの御答弁をいただいております。いつ建てかえがあるのかなと思っておりましたら、ある新聞で、別府市は市営住宅ストック総合活用計画の第一弾として、西別府団地建てかえ方針を固め、基本構想を策定し、平成十八年度着工の予定で作業を進めていると報道されておりましたが、この西別府団地の建てかえに至った筋道といたしますか、経緯といたしますか、これについて御説明をお願いします。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

別府市では、平成十四年度に当面十年先を見通した別府市営住宅ストック総合活用計画を策定いたしました。今後、住宅の建てかえや改修を行う際には、この計画書にないものについては、制度上国庫補助の対象とはならないと位置づけられております。建築住宅課としましては、この計画書を策定する際に、建設年度が古く老朽度の著しい比較的規模の大きい住宅の建てかえから着手する必要があると判断し、亀川、西別府、朝日原、東別府の四住宅に絞り検討してまいりました。その中で浴室の有無、汚水の処理方式、建てかえ後の生活利便性、日当たり、交通アクセス、敷地の有効利用性等の比較検討。特に百戸以上の住宅の建てかえの際、福祉施設の併設が補助要件となっておりますし、また耐用年限をすでに経過していますが、現在地での建てかえにはリスクの多い小規模住宅からの住みかえにも対応可能な土地の希望を有するか等を判断材料といたしました。また、あわせて四住宅全入居者を対象にして意向調査を実施いたしました。この調査結果で、他の住宅に比べ入居者の建てかえ要望が最も多かったということも一因ですが、総合的な判断から西別府住宅建てかえという結論に達しました。

現在、必要な資料の収集、福祉関係課との連絡、県との確認協議等を並行させながら、建築住宅課としての基本構想作成作業を行っております。

○十四番（野田紀子君） これまでの答弁では、建てかえをするときにということだった

ので、希望を持ちつつ待っていたというところなのですけれども、今の答弁で、西別府団地に照準を合わせて事務をしているということでございました。その中でシルバーハウジングプロジェクトということについては、どのような取り組みをされておられるのか。それから、ちょっと余談ですけれども、家ができたときの家賃はどのようになりますのか、教えてください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

別府市シルバーハウジングプロジェクト事業計画につきましては、平成十四年三月に策定しております。緊急通報システムや安否確認のできる設備、また生活援助員による指導、相談のできる生活相談室の設置等を含め、新築や建てかえの際に実施する計画となっておりますので、当然のこと、この西別府住宅建てかえ構想の中に組み入れてまいります。戸数につきましては、現在までに実施いたしました意向調査とあわせ、通常の空き家募集に応募される方々へのアンケート調査等も行い、どのくらいの要望があるかを把握した上で決定したいと考えております。

なお、高齢化の進む今、シルバー専用住宅以外の一般家族向け住宅部分につきましても、設備の空配管等、建てかえ時に施工することにより、将来少ない経費で、しかも建物を傷めることなくシルバー仕様に対応できるようにしたいと考えております。

それから家賃の方の御質問でございますが、これはまだ今から、現在聞き取りも含めまして検討していく中で、部屋数、部屋の広さ、その辺がまだ確定しておりません。それで、ちなみに現在あります標準的なものとしますと、六畳が三部屋、それからLDK、これは十三畳程度なのですが、床面積としては約七十七平米程度、それを基準にしますと、三万九百円から五万一千二百円程度になるかと思えます。

○十四番（野田紀子君） お年寄りの年金でこの家賃は、かなりきついのではないかなと思いますけれども、家賃の減免とか、そういうことにつきましては、また機会を改めて質問なり提案をこれからしていきたいと思えます。

続いて、シルバーハウジングについて中身の話ですね。外側の方は建築住宅課の方で設計図を引かれ、居住するお年寄りの意見を聞かれ、十分なことをされる予定ですが、その建物の中身ですね。配置する世話をする人とか、そういういわゆるソフト面といいますが、そのソフト面の整備について福祉の方とも御相談ということでしたけれども、高齢者については、高齢者福祉課としてはどのように考えておられるでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

シルバーハウジングの件でございます。これにつきましては、高齢者の単身、夫婦世帯が自立して安全かつ快適な生活を営んでもらうということでございます。住宅施策として福祉施策の密接な連携のもとでケアサービスを受けられる住宅であります。そのため一番重要なのは安否対応のための緊急通報システム、LSA――これは生活援助員ということ

でございますが――による生活相談、それと手すり、スロープなどのバリアフリー団らん室、相談室などの高齢者に配慮した設備等を考えておるところでございます。

○十四番（野田紀子君） 「シルバー」と言うからには高齢者が入るのでしょうか、そのシルバーハウジングにはどのような人が入居対象者として考えられるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

入居基準といたしましては、日常生活上、自立可能な六十歳以上の単身世帯、六十歳以上のみから成る世帯、夫婦いずれか一方が六十歳以上の世帯、事業主体が認める障害者のいる世帯というふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） すみません、四番目の「事業主体が認める障害者」というのは、どのようなことでしょうか。ちょっと詳しく、わかりましたら教えてください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） 今、「事業主体の認める障害者のいる世帯」ということでございますが、今のところそういった書類的な面はちょっと……後日お示ししたいというふうに考えておりますけれども、御理解のほどをお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） 私もいささかの車いすの、お二人とも障害者という御夫婦を実は存じ上げておまして、そこで御自分で、御夫婦で小さな店を借りて判こ屋さんをしておられるのです。だんだんやっばり年をとってきますと、車いすを自分で回すわけですが、その力も弱ってきますし、家事・雑用を奥さんがするのもかなり力が弱ってくる。そういうときに例えばお住まいが、もう少し暮らしやすい住まいであれば、このお二人ももっと楽に商売と申しますか、判こ屋さんができるのになと常々考えておりましたので、「事業主体が認める障害者」というのが、その人がぜひ入れるようになってほしいと思って、このことを少し詳しくお尋ねしたところです。後で、また詳しい資料を出してください。

次に、生活援助員・L S Aというのは、どのようなことをするのでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

シルバーハウジングは、福祉施設の連携型でありますので、福祉施設等よりL S A・生活援助員を配置するように考えております。サービスの内容につきましては、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との連絡、その他、日常生活上必要な援助などというふうに考えられますので、よろしくをお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） このシルバーハウジングが大阪にあるのを一度視察に行ったことがあります。大阪ですから、大きな団地の中に二十人、二十戸のシルバーハウジング、そのおうちがありまして、一人のL S Aの方が面倒を見ておられました。このL S Aの方は御夫婦で入っておられて、御主人の方は、昼間シルバー人材センターのようなところで働いていて、奥さんが二十四時間お世話をしているということでした。これが、一人の人なものですから、このL S Aの、結構お年を召しておられましたけれども、非常な緊張感

が二十四時間続くわけですね。それで、大変いいところ、いい施設なのだけれども、もう二十四時間ずうっと、周りのお年寄りが何かしているのではないかというか、火事とか、こけているのではなからうかとか、そういう心配をしているというのは、とてもストレスになるとこぼしておられました。そのシルバーハウジングは福祉施設連携型ということで、やはり一つの特別養護老人ホームから派遣をされているという形でその方は働いていたのですけれども、やはり一人で二十人のお年寄りを住み込みで面倒を見るというのは、これは非常なストレスだと、私も見ていて思いました。

ですから、この別府市でシルバーハウジングを実践なさるとき、実践するときがもう近く来ると思うのですが、そのときは福祉関連施設提携型であっても、LSAの交代要因を必ず置かれるように、早くから何か取り越し苦労をしているようではありますけれども、提案をしておきたいと思います。

介護保険からシルバーハウジングまで、お年より関係のことをずっと質問をしてまいりましたのですけれども、この質問をしておりますと、横文字がやたらに多いということに、私も非常にわかりにくいなという気がいたします。「生活支援ハウス」にしても、「シルバーハウジング」にしても、介護保険制度に至っては「ケアマネージャー」に、「ケアプラン」に、「何とかサービス」とかいうのが、全部横文字なのです。これが横文字でずっと通すかということ、介護保険法とかいう法律になってくると、「居宅介護事業」とか、そういうふうに聞いたこともないような漢字になって、何で「在宅」と言わんのだろうかというような、大変わかりにくい制度になっております。それをここで私が文句言ったってどうなるものでもないのですけれども、私ども、一般質問するとき、この横文字は何とかならないだろうか、どうやって解説したらよからうかといつもこれは気になっております。今回も「シルバーハウジング」から「生活支援ハウス」から、それ、「ケアマネージャー」とか何とか横文字を申しましたけれども、また九月議会などにも引き続きお年寄りのことである一般質問をしていきたいと思っておりますので、この横文字についても、また一般質問中にもちょこちょここと解説を入れることになるかと思っておりますが、またそのときはよろしくお願ひします。

今回の一般質問は、これで終わります。

○二十四番（泉 武弘君） 野田議員さんが、十分間残されました。その時間を私がちょうだいして、時間いっぱい質問をさせていただきたい、このように思っています。

市長、事あるたびに私は「事業収支」という言葉を使ってまいりますけれども、問題になっております堀田温泉ですね。これは行政が事業実施をした中で極めてまれですが、事業収支の中で黒字を計上している施設なのです。それもランニングコスト等を引いても十分な黒字が出てくる、こういうことになっています。それで結果だけ見ますと、堀田温泉ができてよかったなということになるかもしれませんが、当時の温泉課長、今は高齢者福

社課の課長の安部さんが、地元の一部に反対運動がある中で大変な御努力をされて、地元民、また議会に対して懇切丁寧な説明をされて今日に至っている。このように、やり方次第では事業収支が整うこともあり得るという事例だと思っています。

それから、市長は御存じだと思いますが、ニューライフプラザですね。ここの問題について私が、「不思議な施設ですよ。利用者が施設利用券を持っていても、あいさつもしない職場ですよ」、こう申し上げたのを御記憶だと思うのです。それで、東部長、中野課長に、利用者の皆さん方から非常に不平が多い。せめてあいさつぐらいできる職員を配置してほしいというお願いをしておりました。一度行ってみてください。どれだけ変わったかということですね。囑託か臨職か私はわかりませんが、行きますと、「いらっしゃいませ」、「ありがとうございました」。それはもう元気い声であいさつされる。ああ、職場というのは、やり方によってはこんなに改善できるものだなということを感じて、大変気持ちよく実は感じて、今、施設利用をさせていただいている。

このことだけ御報告申し上げると同時に湯けむり展望台、市長の御決断で開所しましたけれども、カラスの飛ばない日があっても、湯けむり展望台に来てない人はいないというぐらい、それは本当によく皆さんお見えになっています。それで、最近見ていると、県外ナンバーが随分ふえたなという気がいたしております。今後の事業展開によってやっぱり費用対効果というものを十分考えた上で事業実施をしてほしいなということを、まず最初をお願いを申し上げてから、本日の一般質問に入らせていただきます。

さて、今、別府市が行政改革大綱に基づいて推進計画をつくろうといたしておりますけれども、これは行政改革を何年次に設定して、それに向けてどういうプロセスで推進していくかということが、定かにならなければいけません。別府市が現在進めております行政改革等は、何年次を目標にした設定をしようとしているのか、まずこれから御答弁ください。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

現在作業中の行政改革推進計画及び緊急財政再生プログラムとも、平成十六年度から平成二十年度までの計画としております。

○二十四番（泉 武弘君） 最近、インターネットの普及で先進地の事例等が容易に、また確実に情報収集される時代になってきました。今、全国六百二の市の中でトップランナーと言われるのは、委託度から見ますと、福岡県の春日市です。そして、今最も注目されているのが、志木市と高浜市であろうな。これは後刻この問題についても触れてみたいと思うのですが、この志木市の特徴、高浜市の特徴というのは、今からの出生率と年少人口、生産年齢人口、さらには高齢者人口というものを前期、後期に分けて、今からの納税者の推移がどうなるのかということまで、事細やかに年次計画の中に組み入れる。私は、志木市の講演会の本を買って、読ませていただきました。それで、高浜市の株式会社の本

も買って読ませていただきました。今まで私がこの議場で行政改革として議論してきたことは、間違っただけとは言いませんけれども、やはり将来のあるべき姿というものの議論が欠落していたように思えるな、まさに不明を恥じているわけですがけれども、やはり今後は、人口推計に基づいた市民の皆さんの納税者がどういうふうに移るのかということもあわせて、行革という分野は論じなければいけない。このことを今一度私も大きな反省材料として、今日の行革に取り組んでいるわけです。

そこで、現時点と二〇一五年、これはなぜ二〇一五年と言うかといいますと、大分大学、また人口統計研究所等が、二〇一五年時点の人口推計を出していますので、あえて二〇一五年という時点を想定して、人口がどのように移るのか。このことをまず御答弁願いたいと思います。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

推計人口には、御存じのとおりいろいろなところでいろいろな手法を使って、若干数値が異なって発表されております。私が見ている範囲でございまして、中位の推計ということになるかと思いますが、財団法人日本統計協会が、市町村の将来人口という数字で別府市の推計人口を出しております。その推計人口によりますと、現在、二〇〇四年の三月末でございまして、別府市の人口は十二万三千五百十九人です。二〇一五年のその市町村の将来人口による別府市の推計人口は十一万四千二百五十人です。議員がおっしゃられました年少人口、十四歳までの人口でございまして、現在と比べまして二千三百八十六名の減少、それから生産人口、これは十五歳から六十四歳までということになっておりますが、その人口は一万一千八百六十六名の減少、老年人口、六十五歳以上でございまして、その人口は四千九百八十三名の増というふうに、推計人口と現在のものを比べるとそういう数値になります。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、お互いに共通認識として共有し合わなければいけないことは、今、室長から御答弁いただきましたけれども、いわゆる納税者の数が減って、老年人口が大幅にふえていく、これが今後の二〇一五年に向けた人口の推移であろう、こう思うのでございます。ということは、これから先二〇一五年に向けてどういう組織であらねばいけないのかということが、この人口の推計から一つはおぼろげながら輪郭として把握できる、こう思うのです。

そこで、推計人口の中で若干触れてみますと、現時点に対する二〇一五年の人口の推計値は、人口問題研究所は十二万七十二人というふうに推計をいたしています。大分大学は十一万六百四十九人というふうに推計しております。日本統計協会は十一万四千二百四十九人というふうに推計をいたしております。これはかなりのばらつきがありますが、この後に五年後の二〇二〇年を人口問題研究所と日本統計協会が推計をいたしておりますので、若干触れてみますと、人口問題研究所は、二〇二〇年は別府市の人口を十一万六千三百九

十三人というふうに予測しています。もう一つの日本統計協会の推計値ですが、まさに慄然たる思いがするわけですが、十万八千三百六十人というふうに推計を出しています。

こうなってきますと、当市における人口の推計が、二〇二〇年、あと何年を経過するかわかりませんが、日本統計協会によると十万人を割る時代がやがて来るなということが、この統計から見ると推測できるわけです。

そこで、大胆な行政改革というものが必要になることは、論議の余地のないところだろうと思います。そこで、ずっと行政改革の必要性、その実施方を求めてきましたけれども、今一番何が肝要なのか。それは、事務事業をそれぞれの課が積算しておりますけれども、この見直しが本当に今一番大事な時期ではないかな、こういうふうに推測するわけですが、この事務事業の見直しは、どなたが責任を持って行うのか、御答弁を願いたいと思います。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

各職場単位の統括管理者でもあります課長が、現在と将来、そして市全体と各職場の状況・関係を把握しながら職務として行うべきものだと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） そうなってきますと、今、各課、各部ということだろうと思うのですが、責任を持って見直しをする、こういうことです。そうなってきますと、市全体として、各課が見直しをしたものをさらに調整する必要があると思うわけですが、これについての考え方を聞かせてください。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えさせていただきます。

事務事業の見直しにつきましては、今までも御存じのとおり予算編成や人員配置という形の中で行われてきておりました。しかしながら、そのような見直しの中では今後やっていけないのではないかとというのが現状ではないかと思えます。各先進自治体では、いろいろな形で行政改革の基本として事務事業の見直しをやっております。いろいろな理論や手法があるというふうに聞いておりますが、そのような本格的な作業につきましては、かなりの労力、時間が必要となるかと思えます。

現在、その全体を取りまとめる行財政改革推進室としては、現下の大変厳しい財政見直し、それから職員数が減っていくという状況、そして何より、最初に議員が御指摘しました人口や社会構造が明らかに変化していくという中で、各部、各課の将来像をまず各所属長さんがまとめていただいて、それを集約していくことが大事だというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） ことしの予算の査定の中で、各課から出ました予算要求額を風聞しますと、財政課が示した基本案をはるかに超えた財政要求と人員要求がなされておる。これは、今、室長が各課の責任において見直しをするというふうに言われましたけれども、現状はそのような見直しが行われてない。この一つの障害があると思うわけです。

これは市長、助役に特に督励をしていただきたいと思うことは、五十三課すべてがゼロ

ベースで見直しをする、このことが一番大事なのです。過年度の事務事業を踏襲した予算要求、人員要求をやっていれば、いつまでたっても事務事業の見直しができない。

そこで、では、どういう事例があるかということをご話させていただきますと、ここに志木市の例があります。この志木市の場合は、後ほどまた室長に御答弁願いますが、非常に変わった予算編成、住民要求のくみ上げというのをやっておりますけれども、実際の取り組みをここに書いていますから、読ませていただきます。「市民委員会の主な取り組み事例。市民委員会に最初にお願ひしたのは、志木市のすべての事務事業の検証作業です。九百二十七事業五百三十五項目を、すべてゼロベースで市民の視点で検証していただきたいとお願ひしました。加えて、まちづくり条例の検討もお願ひいたしました。これは十三年度の取り組みですから、十四年度の当初予算に対しての検証作業です。結果、九百二十七事業中四百三事業を廃止または縮減、縮小、統合等と見直しを行い、十七億七千万円という削減を生みました」。これはさらに翌年度見直しをしています。十五年度が七億五千万円、十六年度の推測では七億円、計二十七億円というものが、市民委員会の提言によって見直しがされています。

そこで市長、行革といいますと、総論賛成各論反対、これは通り相場だ。行革は大変結構ですね。しかし、自分の領域に及んでくると反対という声がほうはいとして上がってくるのが、行革の取り組みだと思ひます。そこで、一番大事なことは、この志木市のように市民がオーナーという位置づけをしますならば、市民の意見をどのように行政の計画に参画させるか。志木市では、「市民参加」という言葉は使っていません。「市民参画」という、いわゆる計画段階から市民が参画するという位置づけをしています。そして、この市民会議というもの、第二市役所という位置づけをしています。それで、当然そこには議員も入っておりますし、議員は、その市民会議から提出されたいろいろな計画書を全員協議会で全部精査するという作業も行っています。

私は、今、別府市の中で一番大事なことは、市民の意見をどのようにこの行革案、また行政計画に反映させるか、この方法だろうと思ひますが、室長はどのようにお考えですか。
○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

御承知のとおり行政改革大綱につきましては、市民の方からの行政改革推進審議会委員の皆様の御意見等をまとめました答申をいただき、作成させていただいております。この大綱を現実に生かしていく際に、御指摘の市民の皆様の御意見を十分聞き、また、それとは若干異なりまして、市内部でやった方がいい部分というのがいろいろあるかと思ひます。御指摘の市民の参加、意向の反映につきましては、今後どのような形で具現化できるか、具現化に向けて早期に検討していきたいと思ひます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、かつて会派代表者と市長との意見交換会がありました。その中でも私は市長に具体的に提言申し上げました。「行革案の実施については、やはり

市民の意見をどう反映するのが大事ですよ。行政内部だけではこの改革案を、今まで行政計画に基づいたものを踏襲する結果に終わる危惧がありますよ。ぜひとも市民会議をつくりましょう」、こう言って私は提言させていただきましたね。くしくも現時点においてそれが、危惧が現実のものになってこようとしています。

今、室長から、「市民の意見を反映させるような方法も講じていきたい」ということですから、これは別府市の将来の行政組織、また財政のあり方を論ずる中でどうしても必要な部分だと私は考えます。これはぜひとも実現をしてほしいな、このことをお願いしておきます。

それから、行革の議論をするときに、推進室、財政課、企画調整、職員課、このようなものが畑上に上がって議会での質疑をやりますけれども、今この議場におられる部課長の皆さん、そして控室にいらっしゃる皆さん、それで、モニターを見ておられるとするならば職員の皆さん、これはもうすべてに共通することなのです。先ほど室長が、「各課においてすべて見直しをしてもらおう」ということは、これは別府市の方針なのです。自分のところだけとはというような考えでは、これはもう改革というのはできません。もし私の考えに間違いがなければ御訂正していただく必要はありませんが、各課の管理職というものは、各課のマネジメントをやる。ということは、各課がどういう予算を張りつけ事業を実施して市民福祉に結びつけるかというマネジメントをやらなければいけません。そのために管理職手当を出しているわけです。

したがって、くどいようですが、各課の課長の皆さんや職員の皆さんは、先ほど行革室の室長が言われましたように、各課が思い切った見直しをやる。まず官が今までどおりやるのか、官民共同でやるのか、廃止をするのか、NPO等を活用するのか、シルバー人材センターを活用するのか、また行政パートナー制度として有償、無償のパートナー制度を利用するのか。こういうすみ分けをして、各課が行政改革推進室に持ち込んだ際に十分審議に耐え得るような改革案をぜひとも出していただきたい。そうしなければ別府市の未来というのは見えてきません。このことだけはこの機会にくぎを刺しておきます。そして、それが出ない場合には、なぜ出ないのかということ九月議会で各課に聞かせていただきます。私が聞くまでもなく、当市の財政状況は十分わかりだと思えますから、万々出ない課があるとは私は考えたくもありませんので、そういうふうにしていただくようお願いをして、財政問題に入らせていただきます。

さて財政の問題、極めて深刻な状況に立ち至っております。先ほど、二〇一五年を機軸にした論議をしましたけれども、二〇一五年時点における交付税、市民税等の歳入等がどのように推移するのか、これについて財政当局が把握していれば、御答弁ください。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

二〇一五年での市税、交付税の試算でございますが、少子・高齢化で労働力人口が減少

する中、市税の伸びを予測することは非常に難しいことと存じます。二〇〇九年から経済は縮小に向かうとの推計も出されていますし、地方交付税につきましては、三位一体の改革で現在見直しが行われており、今後、増加することは非常に難しいと思われまます。

○二十四番（泉 武弘君） 先ほど、中尾課長の御答弁で明確になりましたのは、出生率、それから生産年齢人口が減少するという点だけは、これは統計上明確になっているわけですけれども、ここで私なりに財政の動きを推計させていただきました。現行制度で現行の伸び率等を加味して仮定した場合、二〇一五年の老人医療費は、平成十五年度決算見込みが百五十五億四千万円ですから、この時点での一般会計繰出金は八億八千万円、二〇一五年では二百十四億一千万円、一般会計からの繰出金が十七億八千万円。医療費では約三七・八%の増加見込み、介護保険給付費は、平成十五年度決算見込みが六十五億八千万円で、二〇一五年には百五十億円が見込まれます。約一二八%の増加となるというふうに試算されます。生活保護費については、平成十五年度決算見込みで約六十一億でございますから、二〇一五年には七十五億一千万円で約二三・三%の増加が見込まれると思います。私が今試算しました数値に対して、財政当局はどのような推計をされているのか、御答弁を願いたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

現時点での制度がそのまま推移すると仮定しまして推計しますと、そのようになると考えられます。

○二十四番（泉 武弘君） 現行制度並びに増加率の推移によってはかなり違ってくると思いますが、現時点をベースにして推計すると、当市の財政は対応できないということになってこようと思います。

そこで、具体的手段に今度はいりたいと思います、具体的な方法。では、何をどうするのか。すぐやれるものから取り組んだらどうかという議論がありますので、この問題について質問をさせてもらいたいと思っています。

そこで、きょう御答弁をいただく皆さんに最初にくぎを刺しておきますが、「今から検討」とか「前向きに」と、これはケーブルテレビの二十八チャンネルで毎週金曜日、「拳闘」がありますが、もうそれは十分見えていますから、その「検討」という言葉は要りません。きょうは、いつごろまでにどういうふうにするのかということをお答え願いたいと思います。

まず最初に、ごみ収集に携わっている職員、または南畑不燃物埋立場、春木し尿処理場に携わっている職員の正規の職員、嘱託の人員と平均給与を説明してください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

人員につきましては、平成十六年度の配置人員、平均給与につきましては、平成十五年度の実績額で答弁をさせていただきます。

まず、ごみ収集業務につきましては、正規職員六十八名、嘱託職員十三名の計八十一名であります。平均給与額は、それぞれ七百二十七万四千元と百四十八万五千元でございます。南畑不燃物埋立場では、正規職員二名、嘱託職員一名の計三名で、七百二万七千元と百四十四万円でございます。し尿処理場春木苑では、正規職員六名、嘱託職員一名で計七名でございますが、七百八十二万四千元と百五十六万円でございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、市長。これは総務省が出した資料とほぼ一致しますけれども、日経グローバルという専門情報誌が出した全国六百二の市の行革度ランキングというのを実はここに出しています。これによりますと、ごみ収集に至っては、もう八割近くが委託をしている。ごみ収集を直営でしているというのは、わずか十何%。その中の一市が別府なのです。もういいか悪いかという議論の前に、ごみ収集というものは民間でできる。これはもうはっきりしているわけですから、いつまでにこれを実施するのかということをお尋ねしたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

現在の状況でございますが、本年二月より清掃問題検討委員会作業部会の中で、清掃行政の将来の方向性を踏まえ、精力的に協議を行っているところであります。作業部会で、すでに清掃行政の将来像や最終的な清掃課の組織改正案を提示し、清掃部会において意見集約を終え、近年委託を実施している先進地調査を当局と組合の共同で実施したところがございます。

今後とも、職員組合との協議を継続しながら、平成十七年度の要員確保交渉までにごみ収集業務の将来の方向性について理解を得るよう努力してまいりたいと考えています。

○二十四番（泉 武弘君） 十七年度の要員確保といたしますと、恐らく来月か再来月ということですね。そこまでに詰めていただくようお願いをいたしておきますと同時に、そういう理解でいいのかどうか。

さらに、どうしても避けてならないものがあるのは、委託協議に入る際に、ごみ収集の収集量をどういうふうに積算するのか。ブロック別にするのか、校区をブロックというふうに分ければ一緒になりますが、校区別にするのか、町内単位別にするのか。このごみ収集に要する経費と時間というものを科学的な根拠によって示さないと、委託交渉そのものができないのです。これをどういう形でやるのか。さらには南畑、し尿処理場について、委託等についてどのようなお考えがあるのか、簡潔に御答弁ください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

職員組合との協議が整い、委託の方向性を見出したならば、収集ブロックの選定、収集車両台数や収集ルートなどの検討作業を清掃問題検討委員会の作業部会の中で進めていかなければならないと考えております。方法として考えられることは、策定したコースをごみ収集車両で曜日別に収集し、基礎数値を得ることがベストな方法ではないかと考えてい

るところでございます。基礎調査は、実施時期の半年前ぐらいまでには作業を終えたいと考えているところでございます。

続きまして、南畑の不燃物の件でございますが、現在はあそこには土砂とかがれきのみ
の搬入を認めています。今後とも搬入規制を継続することで施設の延命化を図っていき
たい状況でございますので、業務を委託するより嘱託職員を活用する方が、コスト的に安
価になると考えているところでございます。

次に、し尿処理場春木苑につきましても、建築後三十五年を経過しており、施設全体が
老朽化していますが、更新時期になってはいますが、厳しい財政状況であり、いまだ
に更新に至っておりません。このようなことから、この施設が今後どれくらい耐え得るか
の診断をする精密機能検査を実施するための準備として、現在見積もりをとっているところ
で、検査実施時期にもよりますが、取りかかる時期につきましても、年度内を目途に財
政課と協議しているところでございます。また更新に当たっては、生し尿の処理量が減少
していることもあり、規模や処理方法により事業費は変わりますが、おおよそ三十億円か
かると思われていますので、現在の財政事情を考慮しますと、現施設をできるだけ延命し
たいと考えております。とは申しましても、現施設が半永久的に維持できると思われま
せんので、方針についても現有地がいいのか、あるいは中央浄化センターがいいのか、検
討しているところでございますが、もろもろの問題があり、決定してない状況であります。

次に、春木苑管理の問題ですが、現業部門につきましても、今後、施設の方向性が具体
化されるまでの間は嘱託職員の活用をさらに進め、管理業務を継続していきたいと考
えているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 企画調整課それから観光課、職員課、議場に入ってください。

清掃課の課長、まだあなたは無罪放免になったわけではない。委託交渉をするときに、
いつも言うように、行政が行為をなすべきときに客観的な資料とか科学的な根拠というの
が、当然必要になってくるわけです。委託するときの基礎的数値が確立しないと、委託交
渉で間違った交渉をしてしまうと、それが未来永劫に続いてまいります。一つのこの提案
ですが、福岡市は、収集車に衛星を飛ばして、収集車両にセンサーをつけて投棄量と時間
というものを積算しているのが、もうすでに福岡市で実施されています。これらを参考
にして当市のあり方を十分考えていただきたいな、こう思っています。これは、私から問題
提起としてあなたにお願いをしておきます。

そこで振興センター。もう振興センター、企画調整課長ね、もうどのくらい議論したか
わかりません。きょうはひとつ、議会在中断して真夜中までになってもあなたの答弁が悪
かったら私は下がらないつもりですから。今、振興センターに委託しているのが約三億。
三億で振興センター職員の平均給料を見ますと、平成十五年が――これは平均ですよ――
約六百万です。平均給料が六百七十三万です。退職金が約九百三十万です。こういうとこ

るを委託先として今後も継続していくのかどうか。これは地方自治法二条十四項の「最少の経費で最大の効果を上げる」、また費用対効果という視点から見たならば、さらに、公の施設の管理運営等から見たら、「公共的団体」と言われるものにこのような、別府市が今振興センターに独占契約をしている事業を、当然委託対象相手として考えるべき時期に来ていると思いますが、どうですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

振興センターに委託している施設は、現在、合計で三十六施設ということになっております。現在、各施設ごとの先ほど言いましたような委託の積算に伴う仕様書の見直し、これがまず第一点だろうということで、こういう作業をお願いしております。

それから、今後、公共的団体にその仕様書を示しまして、受託希望のある場合には、事前の見積書等をとったそういう作業を進めながら、来年度、公の施設の管理委託についての競争原理が導入できますように、現在作業を進めておるところでございます。

それから、ちょっと出ました指定管理者制度の導入でありますけれども、この分につきましては、スタッフ会議という形で今設置をしておりますので、公の施設全般につきましては、その利用度や老朽度、それから個々の施設の管理運営にかかる費用対効果、この辺も精査しまして、そういう作業も同時進行という形で現在作業を進めているところであります。

○二十四番（泉 武弘君） ということは、次年度の委託分野において、振興センターだけを特定委託先というふうに限定せずに、準公共的団体も対象にして実施する、このように理解をされているのかどうか、簡潔に御答弁ください。

○企画調整課長（安波照夫君） 御指摘のとおり作業を進めていきたいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 振興センター、お引き取りいただいて結構です。企画調整課長、結構です。

次に職員課に移りたいと思いますが、さきに新聞で特別昇給制度、大分県が全面的に見直す、こういう発表がありました。国については、もうすでに発表されています。別府市の特別昇給を調査させていただきました。このようになります。平成十一年度から十五年度までの退職前特別昇給者を見てみますと、十一年度から十五年度までに市長部局で支払った特別昇給に伴う手当が四千六百二十六万一千三十七円でございます。特別休暇は、国が現在三日、県四日、別府市七日ですけれども、平成十五年度では休暇付与対象者が九百一人いるわけですけれども、平均で七日に対して約五・五九日とっています。次に、教育委員会で見てみますと、特別休暇が、対象者百十六人に対して平均取得日数が六・二七日、特別昇給者の平成十一年度から見てみますと、この教育委員会だけに払われました特別昇給の手当差額が七百七十七万四千八百八十七円というふうになります。これを水道局で見ても

ますと、平成十一年度から十五年度までに払われました特別昇給に至る手当差額が五百八十五万五千七百七十四円というふうになるかと思っています。締めて合わせますと、特別昇給という名のもとにお手盛りをしたのが五千九百二十九万九百九十八円、六千万円が特別な根拠のないままに支払われている、このようになるかと思っています。特別昇給制度については、勤続二十年以上の特別の業績著しい者に対して特別昇給をさせることができるというふうになっています。しかし、退職者全員を特別昇給者にするということは、この法の精神から、条例の精神から見ても逸脱していると思います。この問題。夏期特別休暇と勤務評定制度と退職時の特別昇給制度について、今後どのような取り組みをするのか、まず御答弁を願いたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

順番はちょっと変わりますが、まず夏期特別休暇から御答弁をさせていただきます。

夏期の休暇につきましては、今、議員さんが数字的にはおっしゃいましたとおりでございます。私どもも、こういう中で行政として今後取り組んでまいりたいと考えております。地方公務員法第二十四条によりまして、勤務条件の根本基準がございます。「国及び地方自治体の均衡を失しないように配慮しなければならない」というふうになっております。これまでの経緯はございますが、この夏期特別休暇につきましては、今年度から見直しを行いまして、削減の方向で今予定をいたしております。

また、退職時の特別昇給制度につきましても、本年四月、マスコミの報道によりまして問題とされたところでございます。国におきましては、本年五月から廃止をするという方向性も出ております。市民から厳しい御意見等もいただいておりますので、早い時期に職員労働組合と今後協議をしてまいりたいと考えております。

また、勤務評定制度につきましては、公務員全体の問題として指摘をされます職能給、能力給が進んでないというのが現状でございます。今年度中に公務員制度改革法案が国会に提出をされるということになっておりますので、国の動向等を見きわめながら、給与制度の更新に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そういう中でやはり職員の意識改革という部分が非常に大きな部分になるかと思えます。やはりまじめに働く職員、こういう方々の不満、それからまた納得がいかない部分等を排除するために、それぞれの所属長においてこの勤務評定については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 市長ね、あなたが選挙に立候補されたとき、「市民の目線で政治を」と言っていました。「市民の目線」から見たときに、私は、このお手盛りと言われる特別昇給制度は明らかにおかしい、こういう気がいたしてなりません。今朝、議会選出の監査委員であられます高橋監査委員にも、これは法令上大変問題がある、意を用いてこの審査に当たってほしいという個人的な実はお願いをいたしました。特別昇給制度がす

べて悪いというわけではありませんが、退職前の全員を特別昇給させる、しかも六千万になるものを十一年間払っている。これは住民監査請求が出たときに、果たして耐え得るのかな、こういう気がいたしてなりません。

今、職員課長が、相当踏み込んだ御答弁をいただきました。職員労働組合と協議を開始したい。これはぜひとも市長が言われる「市民の目線」に立った解決をしてほしいな、こう願うばかりです。

それから、特別休暇についても、特別休暇は忌引、また大災害等で出勤不能、これは特別有給休暇で規定されておりますけれども、別府市の場合、特別休暇はそのほかに、市長が特別に認めるもの。今、職員だけに特別に認めるような、夏に一週間もの特別休暇を必要とするのかな。これも「市民の目線」に立って解決していただきたいな、こう思っています。

さらに、本市では五十八歳昇給停止というのが、すでに常識行為になっていますが、五十五歳昇給停止というのが、全国的な流れになるうといたしておりますけれども、これについてどう今後取り組んでいくのか。

それから、本市の組織に付随する配置人員の問題ですが、課でいきますと五十三課当市はありますが、この管理職の数が百名になんなんとしております。これはいびつな数だなというふうに私は考えられて仕方ないわけです。やはり一部長一課長、一係長一主任というような体系が確立できないかな。今、こういう過渡期だからこういう現象が起きているのかなということをお歩譲って考えても、やはり管理職を多くして本当にそれだけのマネジメントができるのかなという気がしてなりません。これについても御答弁を願いたいと思います。

今、私がお聞きしました昇給の五十八歳停止から五十五歳の切り下げと管理職の手当ですね、管理職手当がどのくらい月額出ているのか。そして、管理職の数に比してどのくらいの管理者が今いるのか、これを御答弁ください。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、五十五歳の昇給停止ということでございます。この部分につきましては、国の方向性も示されております。ただ、私どもも今年度から管理職手当の減額、また来年度から実施されます退職手当の調整率の削減、こういう部分で取り組んでいる部分でもございますが、本市の厳しい財政状況、こういう部分を踏まえまして、先ほど御答弁をさせていただきました退職時の特別昇給制度とあわせて早い時期に組合とも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

また、管理職手当につきましては、現在、管理職九十五名でございます。部長級十二名、それから次長級十三名、課長級七十名でございます。月額の管理職手当につきましては、五百四十二万八千六百七十四円、一人平均しますと五万七千四百四十四円でございます。

○二十四番（泉 武弘君） 管理職手当受給者が九十五名なのですね。月の総額が五百四十二万八千六百七十四円、一人平均五万七千四百四十四円。部長級が十二名、次長級が十三名、課長級七十名。参事の内訳の中に部長級三名で課長級が三十二名。やたら「三時のあなた」ではないけれども、参事がふえています。管理職は、ふえることは決して悪いとは言いません。だけれども、管理職をふやすのであれば、その行政課題を解決するために特別の任に当たられる、このことが一番大事であろうと思います。今のは一つの過渡期かもしれないませんが、これはぜひとも改善してほしいと思うのは、皆さん方は管理職手当をもらって一時間近く部課長会が何かやるのでしょうか、月曜日か火曜日か知りませんが、何曜日ですかね。庁議というのですか、部課長会というのですか。全員部課長が出席してやるのでしょうか。例えば――それが間違っていたら勘弁いただきたいのですが――各部、各課で部課長打ち合わせ会もやりますね。私の友達が経営している半導体の会社は、今二百七十八名の社員。毎朝八時から管理者会議をやります。これが民間なのです。皆さん方は、勤務が始まったときに、月曜日か、課内打ち合わせとか部内打ち合わせをやりますけれども、それは管理職手当をもらっているのだったら、せめて八時に来て始業開始前に各課の方針ぐらいは確認してほしいな、こう思います。それは一般では常識なのですよ。それが「市民の目線」なのです。このことだけ……（「民間は一時間前に出勤しておる」と呼ぶ者あり）すみません、私、「三十分」と言っていましたけれども、今、原議員が「一時間前」と言いました。それほど民間は厳しいです。だから、「市民の目線」ということになったら、そこらもぜひともお願いしたいな、こういう思いです。それについてどうなのか、また後刻答弁してください。

さて、きょう、どうしてもお聞きしてみなければいけないことは、コンベンションホールの問題です。コンベンションホールは、二億五千万の運営補助金が、今年度一億四千五百万。県は大幅に減額されていますけれども、県、市のコンベンションビューローに伴うところの確認書によれば、県は一億円の補助をするということを、確認書でうたっているのです。これが、県は今年度大幅減をしまして、十八年度にはゼロにするというふうに聞いていますけれども、簡潔にそこらの経過を説明してください。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、施設の維持管理に要する経費として覚書を平成四年に大分県、別府市で取り交わしをいたしております。その後推移しておりますけれども、県の方から、財政状況が非常に厳しい、したがって、補助金をカットせざるを得ない状況にあるので受け入れてくれということで、これを受け入れた形で、現在補助金カットという形で推移をいたしております。（発言する者あり）

すみません、失礼しました。一応減額、本年度が一億円が六千万に減額、そして来年度が五千万、そして十八年度に補助金がゼロになるという申し入れを受けております。

○二十四番（泉 武弘君） これは、市にとってもゆゆしき事態だと思うのです。なぜゆゆしき事態かといいますと、コンベンションビューローを見てみますと、フィルハーモニアホールの起債残高は四十六億あるのですね。それでコンベンションホールとシンボルタワーで三十四、五億年間に払うのでしょうか。これを一括管理していく別府市にとってみると、県費補助が十八年度ゼロになる、どういう財源でやっていくのですか。別府市が全部背負っていくのですか、この赤字幅を。

市長ね。この統計資料を僕も分析しましたがけれども、コンベンション、フィルハーモニア、国際会議室、レセプション、この主要四施設を見ますと、利用率でマイナス五%、利用者数で見ていきますと、平成十四年対比で九万八千人の減員です。これはどうするのかな。県は補助金を十八年度ゼロにする。しかもグローバルタワーですね、これは数十億円かかったと言われておりますけれども、平成十一年度に八千六百八十一万五千四百円あった施設使用料収入が、平成十五年度で三千五百十五万七千円しかない。十四年対比で二千二百万の落ち込みです。この平成十五年度の施設使用料全体を含めると一億五百二十万。これに対して人件費は約一億です。もう行き詰まってくる。これはもうはっきりしている。

そこで、県は県費補助をゼロにする。別府市は、従前どおりこの委託管理を確認書に基づいてやっていくのですか、この負担割合で。これが第一点。

私は、この機会に市長ね、やっぱり観光関連業界の皆さんの再編を行うべきだと思っている。このコンベンションホールというのは、別府市の観光浮揚の起爆剤にしたい、大分県観光の起爆剤にしたい、こういう思い入れがあってつくったわけですね。ところが、思うように機能していない。これは、行政にも責任があるけれども、それを利用できなかった観光関連業界も私は責任があるというふうはこの機会にはっきり言っておきます。ならば、観光関連業界の再編統一をして、この中に入っていていただいて共同経営みたいな形でやるべきではないか。その責任の一端も観光関連業界は負うべきではないかという考えがありますが、十八年度以降ゼロベースと、今言う再編について、どういう基本的な考えを持っているか、御答弁ください。

○助役（大塚利男君） お答えします。

コンベンションビューローに対する県の補助金の件でございますが、これは以前から県との協定によって行われておりましたが、昨年度、県の方からそういった申し入れがあるのは事実でございます。県の申し入れというのは、十八年度から永久的にゼロというわけではございません。ちょうど県の方の申し入れは、国体、そういった開催がございますので、三年間というお話でございます。その後については、もう一度協議したいということでございます。私どもも十七年度まで県の補助というのが今のところ決まっておりますので、引き続いて県の補助要求については行ってまいりたいと思っております。

また、コンベンションビューローを他の観光協会等との統一はいかがかという問題でこ

ざいますが、いろいろなビューロー設立の経緯とか、県の出資によるコンベンションビューローでもございますので、いろいろな問題がありますので、今後研究させていただき、しかし、観光協会の支援というのは大変重要であろうかと思っております。誘致活動等につきましては、連携をとった誘致活動を続けたい、お願いしたいと思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 観光協会絡みの事業に対する補助金が、年間一億です、約一億出ている。二千万の観光協会運営補助金のほかに観光協会絡みの補助金が一億。観光協会も今のまま市の補助金が主体になって運営するという事は、私はおかしいということをおの機会に指摘しておきます。やはり自主財源というものを観光協会独自で考えなければいけない、やっぱりそういう時代に入っている。コンベンションビューローと一体化して、これに移入するとしても、今の体質では無理です。しかし、観光関連業界再編の時期に来ているというのは、これは事実ですから、これには行政の果たすべき役割を十分果たしてほしい。

それから、水道局は、よかったな時間がなくなると、こう思っているかもしれません。一言だけほめておきます。

水道局の局長以下管理職は、水道局の周りにあります、自然の木を植えていますね。これを来年度から管理職みんなで植栽等の管理をしようというふうに決定したようです。水道局も変われば変わるな。大いに点数を上げてあげなければいけないな、こういう思いです。ありがとうございました。

○二十五番（岩男三男君） 公明党の岩男三男でございます。昨日の一般質問におきまして、十七番議員より、私が女性登用の件を議会に取り上げましたところ、まさに画期的なことであり、別府市議会の開幕であると、大変におほめの言葉をいただきまして、まことに光栄に思っております。ありがとうございました。まさに開幕のように、自民党の若手議員が、この男女の質問を取り上げておりました。

さて本題に入りますけれども、児童手当が小学校三年生まで拡大されることが決定いたしました。我が党の粘り強い推進により、四月一日から児童手当の支給対象年齢を小学校三年生終了まで引き上げる改正児童手当法が、十四日の参議院本会議で成立しました。これによって待ちに待った児童手当の支給開始が始まります。新たに約三百万人の児童を抱える家庭が対象になる児童手当の支給がスタートします。今回新しく受給資格を得た小学校三年生の対象児童、これは全国では現行は六百四十五万ですが、今回新たに三百万人加わりまして合計九百三十六万人、このように見込まれております。こうした中で、この別府市の対象児童はどのようになるのか、当局の答弁を最初にお願いします。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

別府市で現在児童手当を受けております児童数は、五千二百八十九人でございます。新たな受給対象児童数につきましては、所得制限の関係もありまして、約二千四百三十人程

度の児童が対象になるものというふうに考えております。合計では、七千七百十九名の児童が手当を受けることとなります。

○二十五番（岩男三男君） 一番子育てに、給料が少ない若いサラリーマンや商売をしている御両親にとりましては、この小学校三年生までの児童手当については、多くの方から期待を寄せられていましたけれども、本当に喜ばしいことだと思えます。十四日の国会でこれが成立いたしましたけれども、民主党は、これに反対をいたしました。全く不思議な行為であります。

さて、他党は結構でございますが、新たに対象となります児童の方々の申請に必要な手続き、これについて説明と、あわせていつからこの支給が行われるのか。新聞報道等によると、早ければ七月という報道もありましたけれども、別府市はどのように考えているのか、その点をお伺いいたします。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

児童手当の受け付けにつきましては、一階の正面玄関の横で受け付けを行っておるところであります。受け付けの際に必要なものにつきましては、印鑑、口座番号、健康保険証が必要となってまいります。場合によりましては所得証明が必要な方もあります。児童手当につきましては、四月に遡及して支給ができることとなります。支給時期に関しましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、法律では七月から支給ができることというふうになっておりますけれども、できるだけ早い時期に支給ができるよう作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） 印鑑と口座番号、そして健康保険証が必要であるということですが、これらに対して待ちに待っていた方々と、あるいは報道等を忙しくて見られなくて知らない方がおられるかと思うのです。したがって、これらの通知、これを対象家庭に知らせる方法としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

周知の方法につきましては、学校教育課の方をお願いしております。学校を通じて児童に申請のためのチラシの配布をお願いいたしております。また周知を徹底させるためにも、七月号の市報にも掲載をする予定としております。いずれにいたしましても、申請漏れがないよう、今後とも周知を図ってまいります。

○二十五番（岩男三男君） 児童家庭課の前課長の阿南課長も大変一生懸命取り組んでいただきましたが、今回の石井課長も大変真剣に取り組んでいただきまして、私が、「どのようにするのか」と言ったら、「すでに松本主査が、こうした学校に配布するピラを作成済です」。大変感謝しております。「これを、それぞれの教育委員会にもお願いしています。学校の対象児童に家庭に持ち帰ってもらって、もし児童が欠席している場合は、先生方を通じて必ず家庭に届くようにします」。また、市報でも連絡するというところで、本当

に思いやりのある心、これに対して敬意を表します。こうした児童手当ができて申請漏れがあると受けられません。また、所得制限がありますので、もらえらと思って来たらもらえなかった、こういう落胆する方もあろうかと思えますけれども、十分なる配慮をお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

さて、教育問題について若干通告をいたしております。先般、南立石小学校に私は視察に行きました。なぜかといいますと、去る三月議会で障害児童のことを種々要望いたしました。大変真剣に取り組んでいただきまして、この本郷さんのお母さんから手紙をいただきました。女性から手紙をいただくのは、独身時代を含めて初めてですけれども、少し披露させていただきます。

「岩男三男様、八重桜もすっかり散って、ツツジの鮮やかな季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。長男おさむは、四月十三日、無事校区の南立石小学校に入学いたしました。幸運なことに、おさむには専属の介護士がついてくれることになり、排泄、食事、着がえ、移動のすべてを介助してもらっています。ここまで来るのに、何度もいろいろな場所に六年間私がつききりで介護をしますから、『普通校へ入れてください』と頭を下げ通してきました。南立石小学校へもそのつもりで『お願いします』と頭を下げました。ところが、実際に入学すると、プロの介護士が世話をしてくれるという前例のない受け入れ態勢でした。これはひとえに市長初め教育委員会の方々のおかげと、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。母親の私にとっては夢のような話です。これからいろいろと御迷惑をおかけすると存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。別府市民のためにますます御活躍をされますよう、健康に留意して頑張ってください」と、このような手紙をいただきまして、市長、それから教育長にもよろしくということが書き添えてありましたので、このことをお伝えしながら、若干質問してまいりたいと思います。

この南立石小学校に、雨の折に車いすが乗りおりをする……、南立石小学校には三人の障害児がいます。車いすの乗りおりが大変不便だということを教育委員会に要請しておりました。ところが、スロープ、そして車が入りやすいようにということで、中央の花壇も撤去して非常に便宜を図っていただいて、大変感謝の声が、今のように寄せられていました。この場を借りて御報告申し上げます。

さて、こうした中で児童の安全対策、もうすでに質問されましたけれども、さきのかみそりの小学校六年生の殺人事件、まさに痛ましい事故。天寿を全うしてこの世を去る人でさえ寂しい思いがするのに、殺人を犯した子の両親、殺された方もいたたまれないでしょうけれども、この加害者の両親の気持ちを思うといかばかりかと思えます。どうか安全教育に対して――何度か答弁がありましたけれども――教育委員会においては万全を期すように心よりお願い申し上げます。

さて、るる質問がありましたので、この安全対策の一環として、我々は署名もし要望書も提出しておりますけれども、子供たちは、テレビやラジオのニュースを聞いて非常に敏感になっております。

そこで教育長、ある学校の子供が、あれだけ事件が起きているに、学校に知らない人が入っていても先生方は注意をしないと家に帰って御両親に話しているのです。注意も何もしません、あんなんでいいのだろうか。食事をしながら家に帰って子供が。あなた方はあの事件を直ちに校長会を開催して注意をしたようにあるけれども、学校現場では、まだ通り抜けの学校、いろんな学校があります。私は、せめてあの学校の正門あるいは裏門、その他体育館の入り口、これらの場所に完全に門をして閉鎖してしまうというのは、これは開かれた学校から外れると思うのです。しかし、そこにロープの一本でもあれば、やはりそこに入ったら悪いな、そしてまた知らない人が校舎内にいるとき、先生方は「何か御用ですか」、声をかけてない学校があるというのです、校長会をした後も。これらに対して教育委員会としてはどのように取り組むのか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

議員の御指摘のことにつきましては、まず、開かれた学校づくりを目指しておりますが、学校に用のない方への立ち入りについては、入り口に「立入禁止」の看板を立てております。さらに、放課後は、校門等の出入り口はきちんと施錠――すべてできるわけではございませんが――ロープ等の簡易な方法は実施していきたいと思っております。

また、見知らぬ人についての件でございますが、すべての学校でそういうことはないと思っておりますが、そういう事実もあったということでもあります。校長会を通して再度、見知らぬ人が入ったら声かけをして、当然相手に指導するとともに、校内巡視を実施して、常に安全に配慮して、子供が不安に思ったということですが、そういう不安がないように今後取り組んでいきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 冒頭申し上げましたように、子供は非常に敏感です。そうした先生の姿をよく見ておりますので、でき得れば交代でも、また校長先生を初めあいた方々が見回りをするとあわせて、そういうことに対して十分なる注意を払っていただきたい。事故が起きないように万全を期すように、種々申し上げたいことはありますけれども、他の議員さんも指摘されたところですので、強く要望して、次に建築住宅課の質問に入りたいと思います。

建築住宅課では、西別府住宅の建てかえの構想を掲げて、今作成しているようですが、この西別府住宅の建設時期及びその後の現状、管理状況について、まずお伺いいたします。

○建築住宅課参事（平松純二君） お答えいたします。

西別府団地につきましては、昭和四十年度から四十三年度にかけて建設された住宅で、簡易平屋、簡易二階、中層耐火四階の建物があり、総戸数百五十六戸の住宅で、現在九十

一世帯が入居しております。平屋建ての二十四戸につきましては、すでに耐用年限の三十年が経過しており、残り二階建てと鉄筋コンクリート四階建ての百三十二戸につきましては建てかえの際に補助対象となる耐用年限の二分の一を経過しております。なお、四階建て以外の八十四戸につきましては、くみ取り式トイレになっており、百五十六戸すべてが浴室のない住宅であります。

○二十五番（岩男三男君） 平松参事は、議会の初登場みたいですが、すばらしい名答弁が返ってきております。それで、そうした中で現在九十一世帯が生活していると言われましたけれども、建てかえ後には何世帯ぐらいの規模になるのか、これが一点。

もう一点。建築建てかえ計画の工期、設計、着工時期、これについては住宅課としてどのようにお考えですか。

○建築住宅課参事（平松純二君） お答えいたします。

建てかえ事業をスムーズに進めるためには、入居者の意向を十分酌み入れるとともに、近隣住民の方々からの御理解と御協力がなければ事業を推進することができないものというふうにご考えております。そのため、ことしの一月に全入居者に対して昼夜二回分けて説明会を実施してまいりました。その後二日間、職員が集会所に待機をいたしまして、戸別聞き取りによる意向調査を行ってまいりました。この意向調査結果に基づいて、戻り入居を希望する世帯や、どの程度の間取りを希望しているかなど集計をしたところであります。また、ストック総合活用計画の中で非現地建てかえ住宅に位置づけをしております住宅の入居者についても住みかえの意向調査を行ってまいりました。これらの調査結果と、さらに一般応募者の希望がどのくらいあるのか、そういうのを把握した上で、財政的なことも考慮しながら、今後建てかえ戸数を決定していきたいというふうにもまた考えております。

工期についての御質問であります。建築住宅課の現時点での考え方です。入居者や近隣住民の方々から御理解をいただくことはもちろんのことではありますが、現行の補助制度を変更しないことを前提にして、現在内部で基本構想を作成しているところであります。来年度には基本設計、地質調査、現況測量を実施したいと考えておりますので、その節は議員の皆様方の御審議をよろしくお願いしたいと思います。平成十八年度には造成工事と建設工事に着手して、十九年度の第一期工事を皮切りに、できれば建築住宅課といたしましては、三期ぐらいをめどにして完成させ、新しい住宅を供給したいというふうに思っているところであります。

○二十五番（岩男三男君） 大体こうした住宅の建てかえという場合は、別府市に限らずどの地域に行っても「反対」。なかなか出ない。五年十年粘る人がいるわけですが、これは建築住宅課の熱心な取り組みによって全員の方が転居または戻り入居を希望する人もいるけれども、そういうことができる。六十数世帯の方が戻り入居ということで、市内の市営住宅に一時移る、こういう構想のようですが、最近、市営住宅があっちこち空いている

のに入居しない。「何で岩男さん、あそこが空いておるのに入れてくれんのか」、こういう声が頻繁に聞かれます。私は、住宅課の立場も多少わかっていましたので、「西別府住宅でこうして建てかえがあって、この方々の一時入居あるいは転居のために確保しているので、決して他意はないのですよ」、こういう説明をしておりますけれども、そのようなことでよろしいのですか。

○建築住宅課参事（平松純二君） お答えします。

そのとおりでございます。私どもも現時点で募集可能な住宅は五十戸程度ありますが、今、議員さんが言われるように、建てかえ工事をするためには、入居している方々に住みかえをしていただくこととなります。その空き家の大部分を住宅の住みかえ用住宅としてストックしているためでありますので、今、一般募集が少なくなっているというのが現状です。事業がスムーズに進行するためのそういう手段でありますので、議員さんが言われているとおりであります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○二十五番（岩男三男君） せっかく新登場ですから、テキストどおりでは余りおもしろくないのです。ここに一枚の写真があります。「下原市営住宅」とあります。これは何かというと、亀の井バスのバス停です。別府市に「下原市営住宅」というのはあるのですか。これは、荘園住宅の横の公園のところに設置されているものですが、賢明なる住宅課の平松参事ですから、すでに気がついていると思いますが、これに気がついているのか。どのような手を打ったのか。私が記憶している範囲では、「下原市営住宅」というのはないと思うのですけれども、当局はどのようにお考えですか。

○建築住宅課参事（平松純二君） お答えいたします。

昭和五十七年か五十八年までは「下原住宅」ということであったというふうに記憶をしております。議員から指摘されましたが、私が個人的にバスに乗ったときに、ちょうどそのバス停の看板を見まして、「運転手さん、ここは『下原団地』なんというのはありませんよ、『下原住宅』というのはありませんよ。荘園住宅の下ですから『荘園住宅』というのかえていただけないでしょうか」と運転手さんに申し上げました。しかし、そのままほたっておりますので、私も、すみません、建築住宅課として改めてバス停の持ち主に、会社に要請をしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○二十五番（岩男三男君） 知らずに放置していたというなら仕方がないけれども、知っていたのであれば、きちっとバス会社に対して言わないと、やっぱり名前が違うというのは、後ほどまた私もる質問してまいりますけれども、ない住宅の、全く存在しない住宅名がバス停にあるというのは、これはよくないと思うのです。早急なる改善を、要望しておきます。

市営住宅の階段の手すりにつきましては、三カ年計画でやるということで、今年度が最後の年度で、あちらこちらから、ついたという喜びの声が寄せられておりますけれども、

今年度を最後として全部三階建て以上の市営住宅には手すりが設置される見通しがついたのかということと、もう一点、留学生特区に基づく住宅の整備状況について説明をしていただきたいと思います。

○建築住宅課参事（平松純二君） お答えいたします。

市営住宅の手すりにつきましては、これまでも緊急的なところにはつけてまいりました。現時点で残り十六棟、五百二十四戸の住宅につきましても、本年度すでに発注しております。七月初旬には、全戸が完了するかというふうに思っております。

それともう一つ、留学生特区に基づく整備状況のことでありますが、さきの議会でもお答えいたしました。建築住宅課といたしましては、一般市民への影響を考慮して、抽選で当選しても辞退の多い亀川住宅四階部分の二十戸について貸し出すこととして、昨年度二戸改修し、入っていただいております。現在、三名の留学生が生活しているところであります。残り十八戸につきましても、同様な仕様にし、畳などをなくしてフローリングにしたいというふうに考えております。あわせて天井、壁、それらの塗りかえとか流し台の取りかえ等の内容についても、すでに設計を終了して発注の段階になっておりますので、八月の上旬を目指して今進めているところであります。

○二十五番（岩男三男君） なかなか的確な答弁が返ってきます。的確な答弁にもう一つ的確な答弁を返してもらいたいのですけれども、新別府住宅のA棟は外装工事が終わっておりますけれども、B棟はいまだに終わらずに、B棟の方々から苦情が、「隣はきれいになったのに、何でこっちはしてくれんのか」という苦情が寄せられておりますけれども、これに対してどのように取り組むのか。こうした設計とか着工の予定があったら、お知らせ願いたい。

○建築住宅課参事（平松純二君） お答えいたします。

新別府住宅B棟の外壁剥離工事をいつ行うかという御質問であろうかと思えます。建築住宅課といたしましては、住宅の改修については、ストック総合改善事業で計画的に行ってきているところであります。この新別府住宅B棟については、来年度工事を予定しておりますので、その事前調査として来月にも設計委託を出したいというふうに考えています。同時に、屋上のルーHINGというものがあるのですが、それが非常に悪くなって雨漏りの可能性が出てきておりますので、防水工事と同時に発注をしたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） 「剥離工事」ではなく、「剥離防止工事」ですね。速記者の方は、そのように訂正をしておいてください。ありがとうございました。

次に通告しております、下水道事業について。

この下水道事業につきましては、昨年十二月、堀本議員が質問して以来、原議員、私、質問をしてきました。そして、合併浄化槽というか、市町村型の環境浄化槽については、

どの課が担当するのかということ再三にわたって質問してきましたけれども、どこが所管になるということが一向に答弁がありません。この所管はどのようになるのか、まずこの点からお伺いします。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

環境浄化槽の窓口はどこになるかというようなお問い合わせでございますが、この御質問につきましては、浄化槽整備事業というのがありまして、これに基づく浄化槽ということで説明をさせていただいているところでございまして、現在のところ環境省の所管でございます。別府市におきましては、現在は清掃課が窓口となっているところでございます。

○二十五番（岩男三男君） 縦割り行政の――市長――最も悪い見本というか、上がこうだから下はこうだ。先般、我々建設水道委員会は、会津若松市を山本委員長を先頭に視察に行っていました。ここでは平成十四年三月に下水道整備基本構想というものをつくっているのです。これからの時代は、まず環境、しかも水。世界で水を争って戦争が起きるかもしれないという時代。別府は皆、別府市の家庭のそれぞれの汚水が流れ込んでいきます。これらに対してどのように取り組むのかということは何度かにわたって質問してきましたけれども、全く答弁が返ってこないし、どこが所管かもわからない。今、答弁があれば、これは清掃課がする。公共下水道と環境浄化槽というのは、非常に近い位置にあります。皆さん方にお尋ねすると、この環境浄化槽の一世帯当たりの費用は幾らぐらいかかるのか、このような質問をしますと、いわゆるイニシャルコスト、これについて公共下水道事業が百三十万円、そして戸別生活排水、これが何ぼ、あと正確に答えてもらいたいです。あなた方が試算している公共下水道事業の値段と戸別生活排水事業、いわゆる環境浄化槽、また別府市では「合併浄化槽」とも言うのですけれども、この値段。どのような算定をしているか、教えてください。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後二時五十九分 休憩

午後三時 十七分 再開

○副議長（松川峰生君） 再開いたします。

○下水道課長（酒井栄寿君） 御質問の、公共下水道と浄化槽の戸当たりの建設費用について、お答えいたします。

公共下水道と浄化槽では、耐用年数、維持管理費が異なりますので、建設のみの比較ではなく、年間にかかる耐用年数を考慮した建設費と維持管理費を含めた比較が必要と思われますので、試算させていただきました。試算に当たりましては、本市の市街化区域内の戸数、世帯数約五万六千を対象にして、国が参考資料として示した算定式をもとに試算した場合でございます。公共下水道の戸当たりの建設費用は、百三十万になります。耐用年数また維持管理を考慮した戸当たりの建設費は、約五万円と試算されます。それから、

浄化槽につきましては、一戸当たりの建設費用は九十万円でございます、耐用年数、維持管理費用を考慮した一戸当たりの建設費は十万円と試算されております。

○二十五番（岩男三男君） 会津若松市が十四、十五、十六年度と公共下水道と環境浄化槽の見直しをやっております。その中に出ている数字は、公共下水道事業が一戸当たり四百万円、また戸別生活排水事業、これは別府市で言う合併浄化槽、これが一戸当たり四百四十万円、こういう金額が出ています。したがって、この点については、まだ私が詳細についてはあなたと打ち合わせをしていませんので、担当課が決まりましたので、このことについては、また次回取り上げたいと思いますので、今回は公共下水道についてはこの程度にしておきます。

さて次に、市道及び公園整備とバリアフリーについてということで通告をいたしております。

市道につきましては、最近非常に雨が多かったわけですが、ここ数日は天気が続いております。雨が降ると非常に路面に穴があき、あなた方の言う用語ではポケット、迅速に対応していただいておりますので感謝いたしますけれども、こうした通知方法。これは郵便局の配達の方とも連携をとってやるということになっているのですが、こうしたものがスムーズにいつているかどうか。これはもう答弁は要りませんが、後で教えていただきたい。

それから、一番議員が、鉄輪のあのみゆき坂等の整備をさきの議会で提案してありました。市長も、ぼちぼち時期が来ているのかなと。早期にやるのかなと思っていましたら、一向に着工のめどすら立っていない。私もカラー舗装のときからこの状況をつぶさに見てきました。石畳にした場合は、急勾配のために、げた履き等であれば高齢者がつまずいたり、あるいはカラー舗装であれば、温泉管がいっぱいあるために非常に後やり直しが難しい。

そこで、教育委員会が一生懸命やってくれました小・中学校の前の、専門用語では薄表舗装というのですか、いわゆる吹きつけの舗装。これであれば、あそこの側溝等のコンクリートの上、あるいは修復のとき、掘り終わった後修復が可能ではないかと思うのですが、今、鉄輪の地元の人たちとお話をされているようですが、このことも一つに加えていただきたい。これはもう答弁は、きょうは結構です。

公園緑地課におかれましては、去る六月十日の新聞に丁寧に、私が撮影したという名前まで入れてもらって報道されていましたが、毎時八時を開始として最初の五分間、別府市のモニュメントに噴気が出て、非常に地獄地帯公園というイメージをつくり上げて、すばらしい発想である。

そこで、公園緑地課に行って「いい写真ありませんか」と言ったら、まだ撮ってないというので、こうしたすばらしいものができたときは、やはり観光のまちですから、報道す

る。それから四国に行きましたら、松山ですか、からくり時計。その時間の前になったら大勢の人が――大勢といっても二、三十人の人が――集まっている。この噴気が出る時間ももう少し大きく書いてもらおうといいな、このように思います。

あそこに来ている子供が、石に乗っかっている子供が――市長、ごらんになっていただいたと思うのですけれども――「おじちゃん、おじちゃん。五時になったらここに湯けむりが出るのだ」。五時にその子は前に遊びに来たから、五時と思い込んでいる。私が行ったのは二時だったのですね。最初の二時、三時、五分間出るのだよと、横に小さく書いておる。もう少し大きく書いてもらいたい。

そして、この名称についても「鉄輪地獄地帯公園」。これを子供たちは省略しています。いい子は……、「いい子」「悪い子」と言ったら悪いけれども、ある子は、「地獄公園に行こう」、別の子は「地獄に行こう」。「地獄に行こう」では、よくない。そこで、「鉄輪地獄地帯公園」ではあるけれども、名称を、「べっぴアリーナ」みたいに募集したらどうですかと、かなり前から提言しているけれども、なかなか取り合ってくれん。こういうネーミングを別府市内の小学生ぐらいから募集するのはいかがかな。これから触れます。市長の銘板についても、これもたしか小学校の六年生がデザインしたものが、歴代の市長の銘板になっています。

そこで、きょうは、また「検討します」という答弁をもらうのも私はいたたまれないので、公園課長、ぜひそうした名称についても内部協議を。もう随分たっています。それから別府公園のフジ棚の下。あそこに行こうと思っても、障害者の方が車いすで上がれない。別府公園はいろんなイベントがありますので、あそこから見ると非常にいい。だから、ぜひあのフジ棚に上がれるようなスロープをつくっていただきたい。これもきょうのところは、答弁は結構です。ぜひ実現してほしい。

さて、市役所玄関前に設置されている歴代市長の銘板についてですが、これは市長、市制七十五周年を記念して作成したのですが、平成十年から検討してきまして、市制施行七十五周年第一回の実行委員会がありました。その後検討する中で、市役所内に物故者の市長の胸から上の胸像を置いたらどうかという協議がされまして、これが市民の声に入りまして、大分合同新聞に投書が行きまして、モニュメントが市民から反発を受けているということで、別府市議会の総務文教委員会でこのことを強く指摘しました。その指摘したのが、平成十年九月十八日、九月議会常任委員会。ここで広く市民の皆様の声を反映し、市民が納得できるようなものにしなさい、こういう議会の強い要望に基づいて、今の竹のモニュメントというか、募集してあのようになったわけです。

そこで、摩訶不思議というか、警察、病院、報道関係、なかんずく行政が絶対に間違っ
てはならない初代市長の名前を間違ったという報道がなされました。本来、例えば病人であつたら、一字違いで右と左の手術も間違ふことがある。病院に行っても、同じ姓の人が

二人いたら、腕に「さとう姓の人が二人います」と書いている。ところが、世界に冠たる別府市の初代市長の名前が間違っていた。全く恥ずべき事実が発覚いたしましたけれども、このことを当局としてはどのように受けとめているのか、どのような間違いがあったのか、明快に答弁をしてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

御指摘の歴代市長の銘板ということでございますが、これも先ほど議員御指摘のとおり、市制七十五周年の記念碑として平成十一年四月一日に設置しました。ことしの一月に初代市長の神澤又一郎氏の名前を間違えて掲載しているということが判明しました。これを受けまして、一月末には正しい名前の銘板に取りかえたところであります。

○二十五番（岩男三男君） 正しい名前に取りかえた。この費用は、幾らかかったのですか。だれが、このお金を払ったのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

金額については、六万円ぐらいだったというふうに記憶しております。（「だれが払った」、その他発言する者あり）当然、市役所の経費として払っていますので、公費で支出したという形になるかと思います。

○二十五番（岩男三男君） 公費で支出した、税金で。間違っはならないことを過誤、過ち、これをやった。これらに対して人事担当者は、どのような処分を行ったのですか。あなた方が戸籍謄本をとるなり、きちっとしたことをしておけば、今までは市長室で見えなかった。表に出るのですから、本来は権力の象徴であり余り賛同できるものではありませんけれども、しかし、これが間違っていた。今、二十六番議員が指摘したように、これを指摘したのが職員である。別に報道関係に知らせなくても、やればわからんけれども、公に出た。人事担当者、どのような処分をしたのですか。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

突然のことでもございます。担当課と十分、状況を把握させていただきたいというふうに思います。（「何と言ったかわからない」と呼ぶ者あり）

○二十五番（岩男三男君） 突然のことでわからなかった。市長、こうした問題に対してきちっとした処分、当然ではないですか。この銘板だけですか。こうした問題はほかはないのか。かつての三菱、今報道されております三菱自動車ではないけれども、「これだけです」と。市長、「あります」という答弁をしないのだから、私が言います。

堀田温泉に行きました。堀田温泉の入り口に「堀田温泉」という、あの傾斜のコンクリートの石垣のところに「堀田温泉」、たしか上に「湯」と書いていると思うのですけれども、その横に、「別府市長・井上信幸」と書いた字が消えている。その人いわく、「浜田市長は大変優しい顔をしているけれども、結構やることはやるな」と。市長は御存じないかもわかりません。私は、「市長はそういうことをする人ではありませんよ」と、このよ

うに言いましたけれども、真意のほどをここで明らかにしてもらいたい。「別府市長・井上信幸」と書いていた。私も見ました。今はない。ということなのか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

堀田温泉の建設に伴いまして、県道敷ののり面に平成十三年二月五日、堀田温泉銘板石の道路占有事前許可申請を行っております。その段階で「堀田温泉」という形の方で申請をさせていただいているわけですが、平成十五年四月十日オープン時に、固有名詞入りの「湯のまち別府は世界の宝」と書いた銘石板を設置したため、県より十五年五月二十日付で銘石板の表示内容の改善について通知がございました。その後、土木事務所と協議する中におきまして、銘石板の表示を「湯堀田温泉」に変更するという事で内諾をいただきましたので、現在の表示になっております。

○二十五番（岩男三男君） もう一度正確に。最初はどのような文字を書いていたのか。私が指摘したのは、「別府市長・井上信幸」と書いているはずだと言ったけれども、きちっと書いていたのか。また、これをやりかえたのは、県の指摘があったからといっても納得できるものではありませんけれども、（「別府市の施設に何で県が指摘せねばいかんの」と呼ぶ者あり）このやりかえの費用は幾らかかったのか、答弁してください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

当初、別府市の方が土木事務所の方に協議を申し上げました銘板石の名でございまして、「堀田温泉」ということとございました。堀田温泉ののり面につきましては、これは県道敷ののり面になりますので、別府市の所有ではございません。十五年四月十日に堀田温泉がオープンしましたわけですが、その段階で「湯のまち別府は世界の宝」と前市長の名前が書いてありましたので、県の方からこれに対する改善通知がございました。その後、私が去年の七月に温泉課に行きまして、県と交渉した結果、「湯堀田温泉」であれば、この分につきましてはいいであろうということで内諾を得ましたので、ことしの一月二十八日に変更申請書を提出させていただきまして、工事をさせていただきました。金額につきましては、銘板文字の削除が十万二千九百円、銘板文字製作張りつけが十九万六千三百五十円、合わせまして二十九万九千二百五十円となっております。（発言する者あり）

○観光経済部長（東 昇司君） 御指摘の堀田温泉ののり面に記載しておりました「湯のまち別府は世界の宝」。これを記載しておりましたが、これ、のり面が県道敷であります。県道敷でありますので、案内板であればいいと、観光宣伝に使われたのでは困るという形で、県からそういう注意がありましたので、（「観光宣伝をしておるのに何で……」と呼ぶ者あり）そういう注意もありましたので、既決予算で看板の取りかえをさせていただきました。この場を借りておわび申し上げます。

○二十五番（岩男三男君） これは市民から見たら、全く不思議なことですよ。県道敷だ

から市長名があったら悪いと県が言ったという。だけれども、市民から見たら、やっぱり前の市長名があるから悪いから消させたのではないかという。だから、私はこの際はっきりしなさい。県に申請を出したときは、「堀田温泉」。頭に「湯」と書いていたのですか、「堀田温泉」ということで申請しながら、でき上がった品物が違う。だれが指示したのか。また、あなた方はプロです。「そのとき、わしはおらんやった」と言うかもしれんけれども、二十九万、三十万近いお金をかけてやりかえた。これも聞くまでもなく市費ですよ。市民が聞いたら怒りますよ。何でこんなことが起きるのか、とんでもないことだ。だから、私は銘板のときに、「ほかにないのか」。一事が万事。

そして、こうした問題が起きて、市長、これらの職員に対してどのような処分をしたのか。当然ではないですか。市民の大切な税金を使って、あなたが間違いました、過誤がありました。だれが払ったのか。税金で払いました、公費で払いました。許されることではない。どういう処分をしたのですか、人事担当者、あるいは室長。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

内容を私自身も十分把握しておりません。経過等も十分わかっておりませんので、十分調査をさせていただきたい。

○二十五番（岩男三男君） 助役なり責任ある立場の人が、もう少し明確な説明、そしてこうした問題、市長、大変失礼ながら、こうした問題をきちっと処分をして、減給ではなくても文書か口頭か、処分の仕方にはいろいろあると思うのです。あなたがこうした問題をきちっとしないと、今、職員の間では、「市長は優し過ぎて緊張感がない」、こういう言葉が職員の間でささやかれているのです。私の耳にも入ってくるのです。やっぱり間違いは間違いできちっと処分して、二度とこのようなことが起きないようにしてほしい。助役、どうですか。

○助役（大塚利男君） 私どももこの件については、銘板をかえた、そういったことについては、報告を受けておりましたが、どういった経緯で間違ってきたか、そのところを十分につかんでおりません。大変申しわけなく思っております。このことについて早急に調査をいたしまして、また処分できるかどうか、そういったこともあわせて検討させていただき、後刻報告をさせていただきたいと存じます。申しわけございません。

○市長（浜田 博君） 大変な御指摘をいただきました。私自身、報告はきちっと受けております。しかし、私の思いとして、前市長の名前があるから消すとか、そういう思いは全くありませんし、県の指導の中でそういう形が行われたという報告でございますから。ただ、県の指導が、なぜ、では建てる時になかったのかなと、今私自身がそういうふうにいるわけで、建った後に間違っていたということで、その修正のためには、それは当然修理をしないといけない。また初代の市長名の間違いについても、これは訂正をすべきだ、わかった時点できちっとすべきだという思いでございます。

ただ、税金を使った部分についてこういった処分をするのかということは、処分の内容については、十分検討させていただきたいと思います。

○二十五番（岩男三男君） 私がどういう処分をしるということは言えませんが、きちんとそうしたことに對しては、市長、助役、助役もかつて中国の三国志の中に、「諸葛孔明、泣いて馬謖を斬る」という言葉がありますけれども、間違っただけの人に対しては「間違っただよ」、きちっと言わないとだめです。

それからもう一回。この銘板に戻りますけれども、何で物故者なのですか、これ。物故者。歴代市長が今度いくのは何代目ですか。余りよくこれ、見えないんですけども、今、九代目、十代目、十一代目か。では、十一代目の方が、大変失礼ながら先に死んだ場合は、物故者ですから、十一代目が先に来るんですか。何を以て物故者に決めたのか、全く摩訶不思議。歴代市長ですから、生存していても当然ここに掲載すべきではないですか。こうした内規、どのようになっているのか。また、さっき戸籍謄本等を見なかったという話がありましたけれども、どこかの知事ではないけれども、芸名で感謝状をもらっても全くありがたくないという話がありましたけれども、将来、芸名の市長が出るかもわからん。やはり戸籍名を以てするとか何か内規をきちっと。市長をやめられて、またもう一回市長に再当選したときは、そのときこそ費用をかけてもやりかえればいいではないですか。そこら辺のところをきちっと整理をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

先ほどの銘板の件につきましては、大変遺族や関係者の皆さんに對して御迷惑をおかけいたしましたことに對して、この場をお借りしまして、深くおわびを申し上げます。

それから、物故者にしたかということでございますが、市制七十五周年の記念碑として設置をしております。その当時の、平成十年当時の議事録、それからそういう資料を今調べておるところでございます。そういうところで、いずれにいたしましても、歴代の市長を載せるべきだという御意見がございますので、今後につきましては、内部で十分協議をさせていただきまして、議会の方に御報告させていただきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 公式の場で部長が、遺族の方々、そして市民にきちっとおわびをしました。もうこれ以上申しませんが、こうした問題について、市長、きちっとした、毅然たる態度で臨んでもらいたい。

次に、教育委員会が提案しています浜田温泉。これについて、二十四番議員から厳しい指摘がありました。あなた方は、教育委員会としては、建物をつくれといったからつくる。その次の問題については、何ら示唆してない。ちょっと突かれると、答えが返ってこない。では、この旧浜田温泉を復元した場合にどれほどのメリットがあるのか、別府観光にどれだけプラスになるのか、あるいはその中をどのように使うのか。このことについては、教育委員会では、「文化財となるような建物をつくるのが、私たちの使命です」と言うので

す。答弁は求めませんが、間違っていたら言ってください。では、この今後の管理運営、あるいはその内部についてどのようにするのか。維持管理、そしてその内部については資料館にするのか。コミュニティーセンターと申しますけれども、亀川地域には公民館があるではないですか。どのように活用するのか。あれが本当に貸し切りバスでもとまるような、そういう別府観光の起爆剤になる、このように助役、位置づけてつくろうとしているのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この浜田温泉の御寄附の申し入れがあったときに、御寄附者とお話し合いをさせていただきました。その際に、以前からこの浜田温泉については保存修復というようなことで、また市の方は解体と。そのとき、すでに新しい浜田温泉を新築していた関係もございます。そういったことで、議会の場で何度も御説明をさせていただいております。県条例の関係並びに向かい合っただけの温泉としての使用の経済性のこと等いろいろございまして、市としては、温泉としては利用しないということを明確に議会の方で答弁もさせていただいております。そういった経緯から、御寄附者から、旧浜田温泉の場所に復元をしたいという申し入れがございました。それで、おふるにできない、市の方としてはおふるとして活用できないということを申し上げたところ御理解をいただき、御寄附者の方から、ただ建物だけであれば……、寄附者の思いというのは、浜田温泉の修復保存の論議、解体、そういった、新聞で見て、これを後世の市民の方に残すことが、文化財に対する市民の思いにつながるのではないかと、そういったことから浜田温泉を復元して皆さんに見ていただきたい、そうすることによって自分の御主人の意思に沿いたいというようなお考えから、寄附の申し入れがございました。

そういったことで、ただ建物を残すだけでは何かもったいないので、地域の方が活用できるような施設として考えていただけないかというお話がございまして、そのときに私も、その当時、解体工事に入るという前の状況でございましたので、解体に際しては建物の貴重なものや特徴ある具材等につきましても、保存するという考えを持っておりました。そういったことから、保存している材料も玄関部分の唐破風の具材や鬼瓦、格天井、建具、看板等につきましても、これは美術館の方に保存をさせていただいております。こういった展示できるものを展示したい。そして、なおかつまだ設計書とか写真等保存していきたい。また、浴槽部分につきましても解体をいたしておりませんので、これも展示できる。そういったことから、この浴槽部分とか展示できる分については展示をして、後世の方に見ていただきたい。あわせて、寄附者のお話の中にもありましたコミュニティーの場ということも考慮いたしまして、そういったことを取り入れた建物にして、地域の方や皆さん方に利用していただければという思いでこれの、今のところ床を張って、そして地域のコミュニティーの場であれば洗面所並びにトイレなども必要ということから、当時の設計にそ

ういった分を加えたもので、これを四月になって金額が確定いたしましたして、寄附者の方とお話をさせていただいたところでございます。そして、そういったことを一応御了承いただきましたが、これの活用については、やはり地域の方などと今後詰めていかなければなりません。

○副議長（松川峰生君） 助役、答弁は簡潔にお願いします。

○助役（大塚利男君） はい。そういった状況からこのような提案とさせていただいております。詰めた話ができず、提案になりますが、そのような経緯で地元とのお話をこれから具体的にさせていただき、煮詰めた段階で、また議会の方に御報告させていただきたい、そのように考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（松川峰生君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○十二番（池田康雄君） 通告しております順に従って質問してまいります前に、今回の私の質問の主眼ということ簡潔に先に述べさせていただきたいと思いますが、昨年六月、新市長就任の直後の最初の議会で、新市長さんはこのようにおっしゃったわけでありまして、「市政を担当するに当たりまして、議会、執行機関はもとより、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、私の政治理念である清くまじめでわかりやすい政治、市民が参加できる政治、国際交流を深める政治の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります」、このように新市長就任直後に自分の政治理念を披瀝しながら、真摯に別府市政と立ち向かっていく決意を述べられました。

私は、市長の人間性をもってすれば、市長の掲げられている政治理念を実践に移すことは、さほど難しいことではないだろうな、しっかりとこの理念に沿って着々と別府の市政は行われるに違いないというふうに思っておりましたし、今も基本的にはそのように思っております。しかし、この一年の市長を中心とした別府市政の歩みの中で、最初にあります「清くまじめでわかりやすい政治」の「わかりやすい政治」という部分において、私の中には引っかかりが出てきたのであります。少なくとも私にはわかりにくく見える局面が幾つか出てきました。そういう点を指摘していきながら、もっと本来の「わかりやすい政治」にしっかりと方向転換すべきはしていただきたいという気持ちを込めて質問してまいりたいというふうに思います。

まず、別府観光推進戦略会議という会議への対応であります。

この別府観光推進戦略会議は、市長肝入りで設置されたものであります。同じ六月議会で市長は、その新しい組織の立ち上げに意欲を示して次のように述べられております。

「まず、本市が直面する緊急の課題は、別府観光の再生であります。この課題への積極的な取り組みの第一弾として、まちおこしリーダー、イベントプロデューサー、温泉ヘルスコーディネーター、女性リーダー、都市工学デザイナー、国際観光アナリストなど、市の

みならず全国的・世界的な視野に立った専門的知識・経験を有する頭脳集団を内外から選
び、別府観光推進戦略会議――仮称でございますが――を早急に設置したいと考えており
ます。従来手法にとらわれることなく新たな組織を立ち上げ、その中から別府観光の再
生に向け民主的な手法を取り入れた実践的な取り組みを行ってまいりたいと思ってお
ります」、このように述べたわけであります。

私は、こういう着眼に非常に感動しましたし、期待もしました。その市長の別府観光推
進戦略会議というものを立ち上げようとしたそのときの思いを、私流の言葉で言いかえさ
せていただくとこういうことではないかと思うのです。新しく市民に選ばれて市長にさせ
ていただいた私の緊急課題は、別府市の観光の低迷から脱却する、つまり観光の浮揚こそ
が私・市長の大きな役割なのだ。私は、その難問に向かって積極的に逃げることなく立ち
向かう用意がある。しかし、そのためには市役所内部の知恵、あるいは別府市の観光業者
の皆さん方の知恵だけの結集では、とても簡単にいくような状況にはない。本当に別府市
の観光の浮揚を真剣に考えて、本当に実現するためには、全国的な頭脳を集めて世界的な
視野に立った、そして長・中・短期の戦略を練って、それを吟味しながらしっかりと別府
市の再生に向けたスケジュールを立てていきたい、こういうことだったのだらうと思うの
です。そういう考えに私は全く異論はございませんが、私が引っかかるのは、そのときに
言葉にしなかったけれども、そういうことの思いが、わかりやすく延長線上として行われ
るということはどういうことかということ、少なくともこの戦略会議には一年間の猶予を与
えた。九月に意見が出てくる。若干時間は、一年間といえは長いかもしれん、見方によれ
ば短いけれども。長いかもしれんけれども、少なくとも観光にかかわる基本的なものにつ
いては、この一年間は私は見合わず、それを了解してくれ。そのぐらいの時間をかけた検
討の中から出てきたものを吟味していくというぐらいの一顧、しっかりと立ちどまった歩
みで別府市の観光浮揚を考えないと、観光の浮揚というのはおぼつかんだということ
ではなかったかと思うのであります。そのようになさることが、私にとっては非常にわかり
やすい政治であります。残念ながら市長はそのようになさってないのであります。

観光戦略会議、去年十月から立ち上げたかと思うのであります。今日までどのような
歩みの中で、どのぐらいの回数会議が行われてきたのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年十月に設置いたしまして、別府観光の推進策について御提
言をいただくために、現在審議をさせていただいております。月一回を原則といたしまして、
現在のところ七回の会議を開催しております。全体会を主体といたしまして、観光、温泉、
イベントの分科会もあわせて行っております。

○十二番（池田康雄君） ということであります。私は、今回この質問に当たりますは、
それでは観光戦略会議の各会議の中心議題というものは、どういうものが議題にされて話

されてきたのですか。詳細までの報告は難しいけれども、中心的な議題ぐらいは教えられるでしょうということで、いただいた資料を見ましたところ、十二月の項で「別府八湯の個別化とネットワーク化」ということが書かれてあります。つまり十二月はそういうところを中心に話されたのだというふうに思われますし、同じときに渡された資料の中に、基本戦略として「別府八湯を中心としたまちづくりの推進」のその一項に、「別府八湯の個性化と拠点整備、環境整備」という項目があるわけです。こういうことを見れば、何も国語の教員である必要なく、当然この中のどこかで浜田温泉というものが語られたに違いないし、浜田温泉というものをどう亀川の拠点にするのか、あるいはできるのか云々というような論議がなされただろうと思う。あるいはそういうことを話すことが大事なのだぞということが確認されたのだと思うのでありますし、また、この一月のところで「楠港跡地の活性化」というふうにあるわけであります。つまり自分は、観光行政についてさほどプロフェッショナル的な立場にはない。だから、したがって頭脳が欲しい。その頭脳を待って意見を聞く。意見を聞いて、そしてそこから自分は考えたいということであれば、当然浜田温泉の絡みや楠港の問題などのように、別府の観光の短・中・長期にかかわる中身のものについては、政治のまな板に乗せない。これが観光戦略会議をつくった人間の観光戦略会議に対する真摯な対応ではないか、こういうふうに思うのであります。

だから、好むと好まざるとにかかわらず非常に私から見ると、市長は、わかりにくい立場にみずから追い込んでしまっておるように思えてならぬのであります。一方で観光戦略会議がその話題をあたり、一方で市長は、実際の政治の俎上でその問題をあたってしまった。市長のやっていったことを肯定するかのような意見書、具申書、答申書が、観光戦略会議から出たときに、観光戦略会議が何が日本の頭脳なのか。これはしよせん市長の御用の組織ではないかというような批難を免れんだろうし、一方でまた、市長が行おうとしている楠港の対応や浜田温泉の対応と違ったようなことの方が望ましいというような意見が、観光戦略会議から上がってきたとすると、これまたどうしようもない状況に追い込まれるわけであります。私は、どうしてこういうわかりにくい道を、「わかりやすい政治」を心がけた別府市政が、そういうふうに踏み込んでいっておるのか理解に苦しむというのが、正直な思いであります。

次に、楠港の問題に移りたいと思います。

何でこの楠港の問題が、私から見るとわかりにくいのか。そして少なくとも市長、あなたの言う「わかりやすい政治」とはかけ離れていませんかという形で指摘してみたいと思います。

昨日、先輩議員からこの楠港の問題に関連して質問がございました。執行部が盛んに答弁をしておりました。私は、それを聞かせていただきながら、ああ、すでに執行部の楠港への対応は破綻しているというふうに思いました。なぜそう思うか、なぜそう言えるのか。

その辺について明らかにしながら続けていきたいと思っております。

まず、執行部がこの楠港問題で説明を加えていくときに、必ず出てくる用語が幾つかございます。そして、今から私が挙げる事柄は、すべて私も事実だと思えます。言いかえたら、間違っていない真実だと思えます。楠港は、埋め立て後十一年を経過していること、これは間違いありません。これまで議会でも楠港の有効利用についてさまざまな意見が出てきたことや、これも間違いありません。それから、昨年八月、一社の申し込みがあったときに、市としてはその一社に素早く対応することも可能だった。しかし、それよりももっといいことはないのかなというようなことで待っておいたら数社になった。しかし、それよりもまださらに公募というような形をとることの方が、より民主的ではないかということで公募に踏み切ったという道筋は、行政の進め方としては健全であったということ。それから、その企業の選定については、市民代表三名、議会代表三名を含めた委員会で十分な討議を保障しながら答申を受けようとしているのではないかということ。それから、北九州や福岡市では、大型複合商業施設が来ても、周囲の従来の商店街と共存できているまちもあるのではないかということ。それから、市長の中に、この機会を逃せば進出したいという企業は来ないのではないかという不安があること。これらはそんなに、それはおかしいよというふうにして私が異論を差し挟むことはできないぐらいに説得力がありますし、事実だと思えます。だけれども、この説明の中にこのような事実が多く含まれておるから、だから執行部の説明は誤ってない、正しい。やっている方法に曇りはないとはならないのであります。どういうあいまいさ、どういう不透明さ、どういうおかしさを含んでいるのか、幾つかのことを挙げながら指摘してみたいと思えます。

まず、募集要綱で企業に公募するときに示した。別府市としてはこういう要件を満たしてくれる企業さんではないと受け付けるつもりはありませんよ。もしこういう要件を満たしてくれれば、私のところの募集に応募してくださいというような形で、募集要綱の最初に書かれている要件は、助役さん、何ですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

「別府の自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設」、そのように記しております。

○十二番（池田康雄君） これまで平成元年あるいは平成二年の埋め立て開始、平成四年の造成終了、平成五年を経て平成十二年の中心市街地活性化基本計画までの歩みの中で、やっぱりウォーターフロント計画といいますか、別府市の海岸線が今よりも大幅に変わるという予想はなかったし、予想ができなかった状況があったわけですが、ここ一、二年で、県がヨットハーバーをかなり大幅な当たり方をする。数日前、餅ヶ浜の海岸整備が始まりましたが、それが第二弾は北浜になるのか上人ヶ浜になるのかわかりませんが、少なくとも北浜地区、いわゆる楠港周辺の海岸に国の整備事業が入ってくる。そういう中であって、

ことしの二月二十七日締め切りでしたか、その募集要綱の中に「別府の自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設」。つまりこれから大幅にその楠港を取り巻くウォーターフロント、海岸線が変わろうとしている。そして、その県の部分も国の部分も定かにどう変わるのかが、まだ鮮明にはなり切れていない段階で、その景観と調和しているか否かとかいうようなことが、募集の基準にして出発しようとしていること自体に、僕は大きな過ちというのですか、ずれというのか、不思議さというのか、そういうものを感じるのですが、その件についてはいかがですか。

○建設部参事（松岡真一君） 「別府の自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設である」という一項目でございますが、今、国土交通省それから県が整備しております海岸線につきましては、八カ所ございまして、これはいろいろ、国土交通省の分につきましては、今餅ヶ浜の分についてはすでに計画が決まっております。それに基づいて、先ほど申されましたように十三日に起工式がっております。それから、近接いたします北浜ヨットハーバーのことでございますが、北浜ヨットハーバーにつきましては、今、港湾計画によりまして、その整備の全貌がほぼわかっております。ただ、これはパースとかそのようなもので、一般的にわかるような状況では少しないのかもしれませんが、一般的には今の北浜ヨットハーバーの大体二倍ぐらいの面積でそのまま前に延ばすというようなことで、港湾計画で定められております。

それから、今ここの楠港の前面でございますが、ここには……（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） いいですか。

○十二番（池田康雄君） 毎度言っていますがね、端的に教えてください、限られた時間の中でしておるのに。そういうことを聞いてない、そういうことは聞いていません。いいですか、だれが考えてもわかるではないですか。まさに今から姿を変えようとしている海岸線に調和をしているかどうかというようなもの、今新しい建物、今度進出してくる企業の建物が調和しているかどうかなんというのを見ることは、非常に難しくありませんか。そして、少なくとも進出してくる企業さんに、その北浜ヨットハーバーの計画図とか、あるいはできてもない国土交通省のやる海岸線の絵なんかを渡すことはできないわけですから、それに調和させたものをつくらうなんというこの作業さえできないわけでありまして、この辺は非常に大きな問題点を含んでいるのではなからうかと僕には思えるということにとどめます。とにかく、その要綱は一項目にある。

それから、市民と観光客の交流の拠点の施設であること等の四項目を重視してくださいよというふうにして募集をしました。応募企業がございました。選定委員会をつくりました。そして、選定委員会の皆さん方には、選定をする際にはこういうことに気をつけてくださいよというふうにして示したものがございます。それはいわゆる埋め立ての免許申請

のときに出したその意向に沿うこととか、いわゆる観光に寄与することとか、中心市街地の活性化に貢献することなどが、本当に進出企業としてできるのか、その辺を審査してください、こういうようなお願いをしておるわけでありますが、進出企業の皆さん方に、別府市としてはこれだけは譲れないですよというふうにして持っていることは何なのですか。簡潔に。一つにできなければ二つ、二つにできないときのみ三つで答えてください。

○ 商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

今回の募集の目的というものにつきましては、やはり中心市街地の活性化ということでございます。

○ 十二番（池田康雄君） それは一つにしたら、僕もそうだと思います。二つにしたら、観光客と市民との交流拠点であるということだと思います。三つにしたら、やはりウォーターフロントを大事にして、それといわゆる競合できるというのですか、調和できるというようなところが大事なのかな、譲れないのかなというふうに思うわけでありますが、ここで、これまでも、そしてきのうの質疑を聞いておっても、わからないことがどうしても一つあるのですよ。いいですか。こういう要件、つまりウォーターフロントに調和することとか、観光客と市民との交流の拠点となるとか、中心市街地の活性化に寄与・貢献することとかいうようなことが、あなた方の企業としては大事なのですよ、そうでないと、私のところは来てほしくないのですよと、こう言った。そうやって誘致企業選定委員会に審査をお願いした。こういう段階で昨日の答弁も、あるいはさきの新聞記事による部分におきましても、どうも腑に落ちないことが出てきたのです。

例えば、けさのある新聞でどういう報道がなされておるかということ、助役がおっしゃったというようなことである記事では、「こちら側の言う要求が受け入れられない場合には白紙撤回もあり得るのだ」的なことが、ある新聞社の記事に載っておりました。そして、先日の市長がふれあい懇談会ですかね、出ていった若草町の中で市長がおっしゃったのだという記事の中に「一、二社に決めれば、文化ゾーンなど市民にとって必要な施設の設置を企業側に求める。企業側がもし受け入れてくれないならば、私の判断で引き上げることもある」。こんなことは、実際にできるのでしょうか。僕に言わせれば後出しじゃんけんもいいところ。こういうことならば「受け付けますよ」として受け付けて、ある程度決まった段階で、「いや、こうしてくれんとおれ方は受け付けんのだ」というようなことが、商取引上許されるのでしょうか。そして、あり得るのでしょうか。そういう行為は常識的なのでしょうか。もしどうしても別府市が譲れないものが、募集要綱の言葉の中で足りなければ早い段階で、出し惜しみせずに一、二社に決めてから言うのではなくて、今の段階で別府市としては、つまり助役の言葉で言うと「私たちの言い分」――「私たち」というのは別府市の言い分ですが――「それを受け入れてくれないければ」という、その「私たちの言い分」というのは、具体的には何ですか。

それから、市長さんの言葉で言わせていただくと、「文化ゾーンなど市民にとって必要な施設」というのは、具体的にはどのような施設を言うのですか。それを今の段階で明らかにしておかなければ、ある一社が決まって、そういうものが入ってないではないかとか入っておるなとかいうような判断ができないのでありますが、そのところを明らかにできますか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

きのう、「私どもの言い分が」ということを私、確かに答弁の中でお話ししました。これは選定委員の中で審査をしていただき、選定委員さんは、それぞれの各界各層の代表の方でございます。選定委員会の中でも私、御説明しております。委員さん方がそれぞれの団体等からの代表でございますので、御要望があろうかと思えます。その御要望を出していただき、それを企業に協議したい、そのようにっております。私どもの意見というのは、その選定委員から出てきた部分で、私は委員でございますので、そのような答弁をさせていただきますところでございます。

○十二番（池田康雄君） やっぱりわかりやすいということは何かというと、初めからこれだけは絶対に兼ね備えたものであってくださいよということが明確にあって、それができているかどうかということが判断しやすいようにして運んでいくということがわかりやすいことなのです。決まった後で、「これをしてくれたら」なんか言って、それができんかったら二番目に移って、それで二番目ができんかったら三番目に移るかのようなきのうのあの対応というのは、やっぱり僕は引っかけますね。やっぱりまずい部類に入るのではないかというふうに僕には見えます。

この程度でおかしさが終われば僕もまだ「おかしい」とは言わないので、もうちょっと続けて、次に行きます。

何で十一年間、別府市政が売るために、あるいは中心市街地を活性化するために埋め立てたものが、なかなか売れずに今日まで来たのか。三月でしたか、市長さんに、前々市長さんも前市長さんもやっぱり一生懸命売ろうとしたのではないですか。だけれども、なかなかやっぱりうまくいかないそれなりの要素があったからこそ今日まで来たのではないですか。あなたが市長になってころっと情勢が変わったり、あなたを取り巻く頭脳集団が変わったからといって、すぐにころころいい方に回転するなんかいう状況が生まれるように私には見えませんがね、というふうにしてアドバイスをしたつもりであったのでありますが、どこかの時点で大きなボタンをやっぱりこの問題でもかけ違っていますね。

その一つは、どこを見てとれるか。ここに「楠港埋立地に対する別府市の考え方」という冊子があります。この六ページに、ナンバーリング八のところに、「楠港埋立地活性化のプロジェクトの応募状況について」――長いから時間をとって、読むのよだきいのですが、しかし、事を正確に期するためにね――こう書いているのですよ。「今回の募集では、

楠港の埋め立て目的と中心市街地活性化基本計画に合致した施設の誘致を目指しており、募集要綱ではレストラン、アミューズメント施設、カルチャー施設、ショッピングセンターとし、観光施設の進出も認めています。当初より、複合商業施設のみを誘致対象としたわけではありません。結果としてショッピングを主体とした複合商業施設を用途とする企業より進出の希望をいただいたのが現状です」。後で詳しく触れますが、この表現に、この文章を書いた担当者の苦しい思いがある。「観光施設の進出も認めています」。「観光施設の進出を認めておる」のではなくて、「も認めてやっておるのだ」というニュアンスですね。後でまた触れます。

続けてこう書いておるのですね。「観光施設を誘致すればよいとの御意見も聞きますが、楠港埋立地に観光施設を誘致することに関しては、企業側より、観光施設をつくるには楠港埋立地は六千坪しかなく、駐車場だけでいっぱいになり、面積的に無理がある。仮に観光施設をつくっても、周辺人口を考えると年間の集客数は二十万人程度しか見込めず採算がとれないとの指摘を受けています」、こう書いているのです。

もう一つ、六月八日付の記事があります。そこで、これは七日に市長が定例の記者会見で述べたところです。記事にはこう書いています。「わずか二万平方メートルの土地にディズニーランドのような観光施設が進出してくるだろうか。集客・交流拠点にしたいという市の計画に沿ったものなら、物販施設であってもいいと思う」、こう書かれている。

この二つに共通している考え方がある。その考え方が、極めてこれまでの楠港のある正しい歩み方、ルートから逸脱するきっかけになっておる考え方なのです。それは何かといいますと、まず、どちらも六千坪しかないではないか。二万平方メートルぞ。何か、きのう、十万平方メートルがいつの間にか二万平方メートルになったかのように、どちらも面積が狭いがゆえに観光施設というものは来づらいのだ。ここで平成十二年の中心市街地活性化基本計画の流れは、この楠港は、市民と観光客の交流拠点である。つまり観光客というものが来る拠点的な施設というものは外せんのだとした考え方があったわけでありまして、ところが、今見たように、こういう六千坪ということの狭いということが、それを前面に突如出しながら、そこに観光的なものではできないはずではないか、ないでいいではないかというようにすりかえてしまいつつある。これは、まずい行政の進め方なのです。もしこういうような状況で対応せざるを得ない状況だとしたら、平成十二年度のこの中心市街地活性化基本計画をつくった方たちを今一度招集して、そして第何次かわかりませんが、平成十六年度の、あるいは平成十五年度の中心市街地活性化基本計画をつくり直して、そこからこの交流拠点ということ、少し観光の部分については削るということはどうだろうかというような合意を経て、こういう企業選定への運びをしない。だから今日のような別府市の状況になっているのではないですか。つまり、中心市街地の基本計画の路線とのずれを感じたればこそ、「それはおかしいのではないの」、「それは話が違うのではない

の」というふうに叫んでいる方たちがおられるのだと、私は理解をしています。

だから、私の言う「わかりやすい政治」を行っていただけるならば、そういうステップを踏むべきではなかったか。そういうステップを踏んでいただけると、市長の政治理念に沿ったわかりやすい政治は行われたのではないかというふうに私には思われますので、今からでも遅くなく、戻って行ってまた振り出しで出発する。できることかどうかわかりませんが、少なくとも基本的な構えだけはいわゆる強気に見られないような、そういう謙虚な言動なり姿勢なりを今一度お考えになってほしいというふうに思うのであります。

それから、先ほどどうしてもこの楠港埋立地を売却するに当たって、別府市として譲れないものは何ですか。私は、まさか課長さんから「中心市街地の活性化です」というふうに出てくるとは、正直思っていませんでした。思っていませんでした。それは二番目ぐらいに隠して、僕が催促したら出てくるかなというぐらいに思っておったのであります。ならば、今回の誘致企業が、本当に別府市の中心市街地を活性化できるのか。先ほどお示しをした楠港跡地に対する別府市の考え方の中で六ページから七ページにかけてやはりいろいろ書いてあるのですが、もう今回ははしよります。書かれてあることの中で、私の引っかかることはこういうことです。「中心市街地の商店街や既存の企業が、楠港埋立地に進出してくる複合商業施設と共存していくことは不可欠であり、共存共栄していく方策はあると確信しています」、これは別府市の立場です。別府市は共存共栄していく道があるのだと、こう言っておるのです。ところが、その方策が本当にあるのかな、その方策が見えんのか。とてもではないが共存共栄なんという状況にはならんのではないかという不安が、今日、別府市中心市街地の多くの方々、経営者の方々に広がっているのではないですか。

お聞きします。あなた方執行部は、あるいは別府市の立場を代表する方々が、共存共栄していく方策はあると確信している根拠は何ですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど、中心市街地活性化計画、これに若干のずれが出てきているのではないかという御質問もございました。これにつきましては、私ども、この応募要綱の二枚目の四の中に「応募資格」ということも入れております。この中に「中心市街地活性化基本計画」ということを入れております。その中で、楠港整備計画の中に楠港跡地の利用策としては、最終的には多世代の人々や外国人観光客にも受け入れられる国際観光ホテル、これからウォーターフロントガーデン、ショッピングセンター、アミューズメント施設等々、そういったことを明記いたしております。そういったことで観光施設というの位置づけられておるわけでございますが、応募した結果、商業施設、物販施設が出てきたところでございます。観光施設が入ってないということでございまして、市長の発言につきましても、記者会見のときに、限られた面積であれば観光施設の進出がなかったというようなことでお話を申し上げたところでございます。

それから、中心市街地の活性化の核となる施設、これは特に私どもが考えておりますのは、今の中心市街地、人通りがございません。やはりこれは核となる施設がないからという位置づけでございまして、中心市街地の活性化を図るためには、この楠港が中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられておりまして、ここに中心市街地の活性化の核となる施設を誘致する。そういったことで、この核となる施設を拠点にして中心市街地に人の流れをつくっていききたい、そのような思いでございまして。特にこの人が集まる施設をいかに商店街、既存の周辺の商店街が工夫することによって誘客を図っていくかということでございます。こういったことで、私ども、このことにつきましては、商店街の方と御相談をさせていただき、行政の役割があるのであれば、そのような取り組みもしていきたい、中心市街地の商店街の皆様にも、それぞれ工夫をして、いかにしてその核となる施設に集まるお客さんを自分のところに誘客するかということについて特に私どもは触れたつもりでございまして。

○十二番（池田康雄君）　きのう、どなたかが「素人ではないか」と、こう言ったけれども、僕は、余りにも非科学的なものの言い方はやめまじょうと、こう言いたい。やっぱり執行部たるものが質問に、あるいは「その根拠を示しなさい」と言われたら、もっと、少なくとも科学的データまでは要らんとしても、できたら科学的データに基づくに近いような説得力のある、聞いておって「うん、なるほどな」、「ああ、そうか、それは仕方ないな」、「おお、そうだな、そのとおりだな」というようなね。だれか、今の助役の発言を聞いて納得した人がおるかな。僕はさっぱりわからなかった。

私は、トキ八に妻に求められて行きます、一緒について。孫を連れていく。十回トキ八へ行って、商店街に出ないままトキ八から帰ります。今度のところにも何かができたら、私はたぶん行くでしょう。しかし、十回行ったら十回、そこからまた家に帰る。あなた方は簡単に、楠港にものごとできて、あの国道というものを渡って人が流れてくる。流れてくるのだ、とにかくだから人が集まればそこから流れてくるのだ、こういうふうに簡単に言う。私は、流れてこない、私なら行かないと言っておる。そして、事実私はトキ八から行ってないと言っておる。そういう人間たちに、あるいは人間に、あるいはそういうことを恐れている皆さん方に、「いや、流れている、流れている。流れてくると確信している。共存共栄できると確信している」というような言い方だけでこういう物事を進めていくから、「それは市の言うとおりだ」というように、多くの市民が納得して賛同してくれないのではないですか。

私は、もう少し、何かこう、本当、科学的なデータに近い、何とかもうちょっと中心市街地の方たちやあるいは南部の方たちに、こういうようなことをしたら来るのではないですかとか、あるいはこういうような状況が生まれるから間違いなく不安を持たんでくださいというふうなことが説得できる材料を、できるものなら急いでつくるべきですよ。でき

ないのなら、こういうことは言わんことです。いいですか、できないなら言わんことです。

もう一つね、昨日の先輩議員とのやり取りの中で、市長さんは、「私は急がない」と、こうおっしゃった。この問題については急がない。急がないで本当に秋風が吹いて冬が来ていいのですか。そうはいかんでしょう。私は、そうはいかんとおもいますよ。二月二十七日で締め切って、選定会議を持って、そして公の別府市が対応しておって、それで夏が過ぎて秋風が吹いて雪が降り積もるまでというわけにはいかんですよ。そんなことをしたら失礼もいいところ。そんなのはやっぱりできないことなのです。だから、急いでやらなければならない状況はやっぱりある。がむしゃらに急いでおるといふふうに僕は言うておるわけではないのですよ。でも、「急がない、急ぐつもりはない」なんというようなことを簡単にはやっぱり言わない方が、僕はいいのではないか。やっぱり進出しようという企業さんたちも、別府市から断られれば次にやっぱり事業展開できるところに事業展開する手だてをとるのは当たり前ですよ。当たり前ですよ。そういうものにも時には協力してあげる姿勢がないと、やっぱりこれから別府市は何やってもだめですよ。

それから、今回の楠港の問題で、商売に関係のない流川周辺、あるいは駅前周辺の方たちの一つの大きな心配。あるいは私は亀川に住んでおっても、亀川の方たちもあわせて心配することは、交通渋滞。非常に交通アクセスの悪い、流川から突き当たってT字のあの場所に、国道から入って行ってまた国道に出てくるような、そういうようなことであれば、今何もなくて連休などのときに、あるいは「うみたまご」なんかから来たら、関の江まで渋滞が続く。そういうように余り今あそこの流川前の国道は、流れのいいところではないのです。それはしょうがないですよ。大分のあの一部の広いところから狭いところに来てしまう流れしかつられていないわけでありまして。だから、そういうようなところをどう解決していくのかというような手だてもやっぱり示しながら、できるだけ多くの市民の不安を取り除いていくということが、あわせていろいろに行われることが、僕に言わせれば不要な不安なり無用な心配なりを少しでも取り除いて行って、よりよい別府市にしてほしいと思うわけでありまして。

まだいろいろあるのでありますが、残り時間が八分になってしまいましたね、私の大事な浜田温泉の件がありますので、ちょっと浜田温泉に移ります。

四月二十日を過ぎて、ある方から六千五百万もの莫大な、私からすると思いきりかけない浄財をいただく、寄附していただいたということを二十七日でしたか、報道されました。いわゆる市が明らかにしましたね。私かわからないのは、そこで市長さんは――新聞記事によると――六月議会で何とか対応するような形をとりたいというようなこともあわせて言ったのでしょう、新聞記事のあちこちに四月二十八日時点か、書かれてあるのですよ。それから五月二十八日で、二十九日の新聞でしたか、浜田の自治会が市長のところへ要望書を持ってきて、そのときに浜田の自治会の方に市長が答えたというコメントの欄に、や

はり六月議会に事業計画を上げて、何とか今年度中にとというようなことを、浜田温泉の復元に意欲的だということで答えたというふうに聞いておりますが、わかりませんね。私はさっぱりわかりません。これが私の知っておる浜田市長かなと思うほど、この対応には理解に苦しみます。

市長は、昨年十二月の私の議会での答弁の中で、私は復元をできたらしたいのだ、しかし、その復元をするときが、もしそのときが来たら、それは当然市民の皆さんやいろんな人の声を聞きながら、それは温泉にするのか、それ以外のものにするのかというようなことを決めたい。私は、浜田市長の自然体なら、体がそのように非常に民主的にできておる人ですから、自然にそう対応するものと思っておった。ところが、四月にいただいたものを六月の議会に何とかする。五月に要望書が上がったところで、六月の議会で何とかする。何考えておるのだろうか。案の定出てきたら、僕に言わせれば何とも知れんものが出てきておる。

お尋ねします。浜田温泉館の浜田温泉館たるゆえんはどこにあると認識しておるのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

浜田温泉館のゆえんの前に、少し楠港の件について……（「ごめん、もう時間がない。見て、もう五分しかない」と呼ぶ者あり）

それでは、楠港についても答弁したかったのですが、浜田温泉館のゆえんは、あの下から見上げた吹き抜け、それにあるかと思っております。

○十二番（池田康雄君） 同感です。四月二十七日の寄附をいただいたのを市が発表した後の新聞社の多くは、浜田温泉の命は何かというと、あたかも唐破風のあの紋のような書き方をしておるのです。唐破風の紋は、浜田温泉を形成する、そして大事なものであることの要素の大きな一つに違いありません。しかし、私は、浜田温泉の命は、湯船に浸かったら八メートルもなんなんとする一層建てのあのゆとりのある、昭和十年の人にとって、何でこれほどのぜいたくができるのかというあの空間なのですよ。私はそう思うのですよ。それを、何ですか、歴史資料館とか何とかかんとか言って、何か床にべたっと一面を覆うかのようなプランニングがなされているやにちらっと聞きましたが、もう三分しかありませんので、市長、私がもう一方的にしゃべらせてください、やり取りしたいことはいっぱいあるのですがね。

違うのですよ、やり方が。進め方がおかしいのですよ。やっぱりせっかくいただいた六千五百万円の範囲の中で、これからの別府市の観光を考え、温泉都市として生命線にしている別府、あるいはこの亀川の地域おこしにとって、このチャンスをどのように利用させていただくことが、本当に一番寄附者にとっての恩返しになるのかということを実際に考えていくプロセスが一番大事なのです。それを飛び抜かしてしまって、何ができますか。

何をしようとしておるのですか。そして、そのために知恵を集めることにどうして時間をかけないのですか。だから、たった一つ幸か不幸かミステイクをしてしまったのは、寄附をしてくれた方に、あるいは浜田温泉の自治会の方に、「ありがたく寄附者の方にお受けいたします。しかし、これをあなたの意向に沿ってどのようなものにするのかについては、しばらくのお時間をいただきたい」と、こう答えるのが普通でありますし、自治会の件につきましては、この一年以内に物を建ててくださいなんという要望書があるのかなと思いましたが、少なくともそういう方の中にも、「しばらくのお時間をいただきながら検討させていただきたい」と答えるのが、もうそれ以外の答えはなかったのではないですか。それが私の知っている浜田市長の自然体の答え方。そういうふうにして行政を進め、政治をするのが、市長の言う「わかりやすい政治」の仕方ではないのかということ提起申し上げて、私の質問を終わります。

○助役（大塚利男君） 若干今の件についてお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。（「議長にお任せします」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） 今、一分残っていましたので。（発言する者あり）いいよ、助役。

○助役（大塚利男君） 先ほど私、答弁の中で「あの吹き抜けの部分」ということをお答えして、吹き抜け部分について床が張られる、そのようにとられて、この前、私の説明も若干足りなかったのですが、床を張るというのも一部でございまして、十分、何案かいろいろ考えております。吹き抜けの部分というのは、浴槽部分、浴室からそのまま半分については吹き抜けの部分を生かしたい、これを展示館として利用したい。残りの半分については床を張る、そういった計画もございまして、こういうものにつきましては、（発言する者あり）ええ、こういう案を地元で提示いたしまして決めさせていただきたい、そのように考えておるところでございまして。

○七番（猿渡久子君） 議長の許可を得まして、質問の順番を若干変えさせていただいて、質問をしたいと思っております。四番、三番、一番、五番の順番で質問をしたいと思っております。二番の扇山十九組の生活道路の改善の問題、これについて非常に切実な問題ですけれども、今まで二回ほど質問をしてきまして、やはり生活に支障のないように安全に住民の方が通行できるように改善を強く要望をしておきます。

まず、子育て支援の問題で、エンゼルプランの進捗状況について何う予定にしておりましたが、午前中の質問の中でこの辺は答弁がありましたので、この部分は重なりますので省きまして、この進捗状況を見ましたら、随分とここ数年で進んできております。現場の職員さんを含めて大変だろうとは思いますが、大変ありがたいことだと思っております。

その中で、児童館については、十七年度までに五カ所という目標に対して、来年の四月に西部児童館がオープンして四カ所ということになるかと思うのですが、残りの一カ所に

ついてどうするのか。例えば学校の空き教室を利用するとか、何らかの形で子供たちが集える場所をやはり整備をして、この目標を十七年度まで、早期に達成をするというために取り組む必要があるかと思えます。ほかの面についても、やはり次の計画に先送りをするのではなくて、十七年度までにこの目標というふうに数値を掲げているわけですから、それに向けてぜひ努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

児童館の建設に関しましては、目標数を達成することはもちろんですが、現時点では残りの一カ所の設置につきましては、設置場所、時期等については、現在決まっておりません。また、厳しい財政状況の中で新たに児童館を新設することとなりますと、かなりの財源が必要となってまいります。このことに関しましては、関係課との協議も必要となってこようかと思えます。学校の空き教室を利用してはとの御提言に関しましては、設置に向けて一つの選択肢にはなるかと思えますが、当然教育委員会との協議が必要となってまいります。教育委員会には、放課後児童クラブの設置に関しまして、大変御協力をいただいている経緯となっておりますが、今後建設をしたい場所に空き教室のある学校があるかなど、現時点でのお答えは、大変厳しい状況となっております。

今後、新たな児童館を建設する計画案が出ました段階で、児童館としての機能を備えたものを整備することができるか等につきまして、教育委員会とも十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） ぜひ、前向きに協議を進めていただきたいと思います。

ことしの四月から、児童館が中学生の受け入れも行うようになりましたが、この中学生向けの遊具といえますか設備、備品が十分になされているのか。その辺のところでは十分に中学生が安心して過ごせる、楽しく過ごせるような環境整備を整えていただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

大分にここにこ支援事業の問題に移ります。

大分県が、今年度から大分にここにこ保育支援事業ということで、保護者の負担を軽減する制度をつくりましたけれども、これ、無認可保育園も適用できるということで大変喜ばれて期待もされているのですが、これは別府市でも早く実施をすべき、早急に取り組むべきと思えますが、どうでしょうか。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

大分にここにこ保育支援事業につきましては、従来ありました三歳未満児保育料軽減事業を廃止しまして、大分いきいき保育支援事業が拡張され、平成十六年四月に新たな事業として制定されたものであります。

この事業の内容につきましては、まず、第二子・三歳未満児の場合におきましては、保育所に入所している場合には保育料の半額を減免する、認可外保育施設に入所している場

合には、施設料の半額の補助ができる、第三子以降三歳未満児の場合につきましては、保育所に入所している場合には、保育料の全額免除ができる。この事業につきましては、すでに別府市では実施しております。また、認可外保育施設に入所している場合には、施設利用料の全額補助ができる制度となっております。ただし、新事業となったことで、これまで補助対象でありました三歳未満児に対します補助制度が廃止されましたことによりまして、従来県の補助金部分を別府市が負担することとなっております。また、新たに第二子・三歳未満児に対します保育料の軽減措置を実施しますと、試算でありますけれども、約一千四百万円の一般財源が必要となってまいります。

今後、新たな事業についてどのように取り組むのかとの御質問につきましては、新規事業を実施することとなりますと、まず別府市の実施計画に乗せ、さらには財政当局との協議が必要となってまいります。国におきましては、補助金制度の見直し、児童福祉行政におきましても、今年度から市営保育所の運営費の一般財源化など、地方への負担を求めてきております。今後、児童福祉行政を遂行するためには、厳しい財政状況を十分認識し、さらに児童福祉全体の事業を勘案する中で新規事業を実施することができるのかにつきましては、児童福祉課で協議をすることはもちろんでございますが、関係課とも十分協議していきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 子供さんの保育料の軽減、第三子以降の三歳未満児については無料とか、そういう軽減措置というのは親御さんにとっては大変ありがたいもので、これが実施されれば、今まで仕事に出ることができなかつたお母さんが働きに出るとかということもできるでしょうし、やはり少子化対策が今大変問題になっておりますけれども、もう一人二人子供を産もう、そういうふうなことにもつながっていくわけで、市の活性化にもなるし、女性が仕事に出ればその財源も入ってくるというふうなことにもつながるかと思っておりますので、ぜひ積極的に早い時期に実施できるようにお願いをしたいと思います。

これで子育て支援関係、児童家庭課関係の質問は終わります。

次に、介護予防事業の問題に移りたいと思います。

高齢者福祉課を中心に新しい「湯けむり健康教室」ということで取り組みがされるということ聞いております。保健医療課、介護保険課、スポーツ振興課と一緒に協力をして、四課で力を合わせて取り組むということで、高齢者の健康づくりのために別府大学とも提携をしてテルマスなどを利用して健康づくり、体力づくりを進めていくと。また、共同研究も行ってそのデータを今後の健康づくりに生かしていくというふうな大変進んだ取り組みを行うということで、大変すばらしいことだなと思っております。このいただいている資料の中にも、こういう健康増進を進めることで今後の医療費及び介護保険料の減少につながる、こういうことも目的として取り組んでいくということで、こういう取り組みが、今非常に大事ななというふうに感じております。

そういう介護予防事業の取り組みが、今非常に重要性が増している中で、私たち厚生委員会で長野県の松本市を視察させていただきました。その視察をさせていただいた中身というのが、こういう資料もいただいてきましたけれども、「福祉広場」という取り組みを学んでまいりました。その取り組みが、地域の皆さんを主体とした取り組みで、大変参考になり勉強になりましたので、この取り組みに学ぶべきではないかということで、ちょっときょう、提案をしてみたいなと思っております。

この松本市ですけれども、市長が提案をして平成七年から取り組んでいるわけですが、提案をした市長自身が「予想を越えた広がりを持つ」というふうに驚きの表現をされているぐらいに大変好評で、喜ばれている事業なのですね。「福祉広場」とは何かということから始まるわけですが、一言で言うと「福祉の公民館」。サービス提供型、収容型ではなくて、住民が主体となって運営をしていく、行政主導ではなくて自治型、創造型の地域の拠点づくりだというふうな取り組みなのですね。松本市の場合、小学校区の二十九の校区に「福祉広場」というものを配置して、これは施設面では百三十五平米から百五十五平米程度のもので、デイサービスセンターや児童館、公民館などに併設をされているわけです。公民館と併設されている場合が多いというふうにお聞きしました。運営は自主運営が主体で、町会長や民生委員、ボランティアなどの地域の地区住民によって組織をされると。その目的としては、福祉を軸にした地域づくりというものを目的として取り組んでいくのだというものなのですね。その地区の住民の皆さんによって組織をされる地区福祉広場事業推進協議会、その推進協議会に事業を委託して、市としては、囑託ないし臨時の専任のコーディネーターを配置して、事業費、光熱費、燃料費、電話代等の実費を負担して取り組んでいく。

「福祉広場」の活動としてはどういうことをするのかということ、保健師さんと連携をして健康増進や予防活動、高齢者の健康づくりや相談の受け付け、情報の提供、あるいはいろいろな手芸やカラオケや習字などのサークル活動、手話や介護者の集いなど福祉やボランティアの学習実践活動、そして世代間の交流、地域づくりなどにかかわる活動など多岐にわたっているわけです。こういう取り組みをしていくに当たってこのコーディネーター、中心になるコーディネーターの人は、地域の住民の中から選んで囑託あるいは臨時で雇用をして、地域のリーダー的な存在の人をコーディネーターとして中心になって活動してもらおう、仕事をしてもらおうというふうなこともやっているわけです。

この「福祉広場」ができた経緯としましては、まず始めるに当たっては、職員さんが、今までになくずっと地域の中に入り込んでいって、地域の方とひざを交えているんな話をしていく中で、ここの地域、自分の住んでいる地域にとっては何が必要なのかということ随分と詰めて話をした。そういうこともしながらプロジェクトチームをつくり、提言書をまとめていったというふうな経過があります。この提言を受けて平成七年に条例も制定

して、その提言に基づいた活動を行ってきているわけですが、「ふれあい健康教室」を応援する保健師さんと指導員さんを高齢者福祉課に配置するなど、この条例を制定した際に人員配置も行っており組んできております。

この効果としましては、大変地域の皆さんに好評で、どんどん利用がふえているのですけれども、ちょっとそのグラフをパネルにして持ってきてみたのですが、（資料提示）これが、平成七年から十年までの資料になるのですけれども、赤い棒グラフが参加者数ですね。折れ線グラフの方が高齢者の比率になります。平成七年には一万一千二百人余りだったものが、倍々ゲームという感じでふえていきまして、平成十年には参加者数は九万二千人を超えているのですね。比率としても、平成七年には二二・一％だったものが、ぐんぐん上がって行って五二・八％というふうに上がって行っていきます。この参加者数比率を見ましても、どれだけニーズが高いか、喜ばれているかということがわかるかと思えます。

どういう成果が上がっているかといいますと、これはいろんな成果が上がってきているのですけれども、特に私が注目したのが、「福祉広場」を通じて地域全体が活性化をされている。福祉の面だけではなくて人と人とのつながりが強くなって、人材を発掘したり、福祉にとどまらず福祉を中心とした地区や町会における地域づくり全体に発展をしている、世代を越えてみんなで支え合うという関係ができてきて、どこにどんなおばあちゃんが暮らしていて、そのおばあちゃんはどこに寝ていて、どこにどんなものが置いてあって、ふだん使うお茶わんや何かはここにあるのかというふうなことも全部把握したボランティアさんがいるとか、そういうふうなことになる、例えば災害が起きたときなんかにもそういうことが大いに生かされるわけですね。

私は、NHKのテレビで「ご近所の底力」という番組を時々関心を持って見るのですけれども、「あんな感じですかね」というふうに言いましたら、「そうですね、まさにそういう効果がありますね。いろんな波及効果があります」というふうに職員さんはおっしゃっていました。お年寄りの方に「生きがいは何か」というふうに聞くと、六割以上の方が「『福祉広場』が生きがいだ」というふうに答えているそうなのです。「ここへ来ると若返るのですよね」というふうにおっしゃっているということです。

このような取り組みに学んで、やっぱり地域の活性化につなげていく取り組みは非常に大事ななと思えますので、ぜひ学んで、このとおりにやれということではなくて、いいところを取り入れて進めていくといいなというふうに思うわけです。こういう取り組みをするには、人間的な配置も大事かと思えます。松本市の場合には、保健師さんが全部で三十五人いるそうです。保健医療課だけでなく福祉計画課という名前でしたけれども、福祉計画課にも五人配置をしている。別府市の場合は保健師さん十二人というふう聞いていますが、やはり高齢者福祉課にも保健師を配置して介護予防に大いに力を入れていくということも大事かと思えますし、保健予防課などの保健師も増員をして介護予防、健康づく

りに力を入れていくことで医療費の抑制、介護保険料の抑制につながっていく。何よりも市民の一番の幸せである健康づくりを進めていくということになるかと思えます。地域の中でのこのような取り組みについてどのように考えているのか、お考えをお聞きします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

七番議員さん、貴重な御提言ありがとうございます。

別府市におきましては、現在、地域における在宅介護支援センター七施設あるわけでございます。センターによる地区公民館等での介護予防教室、これは年三十六回ほどやっております。高齢者の実態把握、別府市社会福祉協議会による地域での生き生きサロンの開催、これにつきましては会食とか健康講話とかゲーム等を行っているということでございます。また、別府市と消防署と民生委員によるひとり暮らしの高齢者の訪問、老人クラブでの友愛訪問。昨年は、老人クラブ連合会による三世代交流事業などの地域での取り組みを実施している状況であります。

別府市も今年度、「湯けむり健康教室」ということで、おおむね受講生が二十一名になりましたけれども、現在やっております。これを地域の方に私はいずれは別府大学と提携してプログラムを作成し、それを地域の方で健康、介護予防、体操、筋力のトレーニング、筋力を高めるということで進めたいというふうには考えておるところでございます。

今、七番議員さんからありました松本市につきましては、行政と地域住民との中から、地域ごとの地域づくりや介護予防等の取り組みが生まれてきたとお聞きしておりますが、別府市においても、既存の事業を充実させながら、御提言いただきました松本市などを参考にいたしまして、介護予防の観点から、地域による触れ合いづくりなどを取り組んでいけば、地域での新しい福祉が生まれるのではないかというふうに考えております。別府市でもいろいろな、最近ではある地域が土地を借りて老人クラブと子供会が一緒になって菜園をすとか、そして今も行っておりますけれども、お聞きしますと、先ほど言いましたグランドゴルフもそういった面で地域交流を図っている。やっぱり地域ごとにも別府市はそういった事業がなされている、地域でやっているということをお聞きしておりますので、ひとつ加えて御説明いたしました。どうもありがとうございました。

保健師の配置をできないかということでございますが、私ども高齢者福祉課としては、介護予防を推進していく上では専門職員の配置が必要だというふうに考えております。関係所管課とも十分協議をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○七番（猿渡久子君） やはりこういう先進地の取り組みに学ぶということは、大変大事なことだと思います。長野県は、寒いところでありながら非常に医療費が少なく済んでいるというふうに取り組みが進んでおりますので、こういうことに学ぶためにも、今インターネットも普及をして大変便利になっておりますけれども、やはり大事な問題は、実際に出張旅費もつけて自分の目で職員さんが見てくるということも大事かと思っておりますので、そ

の点も要望をしておきたいと思います。

では、次にポートピア場外船券売り場の問題に移ります。

○議長（清成宣明君） 七番議員さん、休憩を入れたいのですが、いいですか。

○七番（猿渡久子君） はい。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後五時 十四分 休憩

午後五時三十一分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○七番（猿渡久子君） では、ポートピア場外船券売り場の件について、質問をしてみたいです。

三月十日に、場外船券売り場を杉乃井ホテルの下の空き地に設置をしたいという意向の説明会がありました。西部地区公民館で行われましたが、私も参加をさせていただきましたが、このときの説明会で会社側は、地元住民の了解を二カ月程度でとれなければ撤退をするというふうに言っております。地元がまとまらなければ二カ月で撤退する、こういうふうに言っております。地元の方から反対の声が上がっております。私のところにもそういうお電話をいただきまして、地元の皆さんを中心にしまして、「場外船券売り場はいらぬ市民の会」というものをつくりまして、反対署名に取り組んでまいりましたが、今までに四月十九日、四月二十七日、五月七日、六月十四日、四回にわたって市長にこの反対署名を提出してまいりました。これまでの合計で六千八百十五人の方から反対の署名が寄せられております。この問題に関して市としては、会社側から何らかの接触があったのか。その点と、ポートピア設置の場合の手続きの流れはどういうふうになっているのか。この点に関して答弁をお願いいたします。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えさせていただきます。

私どもが把握をしております情報は、議員さんが申されましたとおり、建設を計画している民間会社の説明会が三月十日に開催されたということだけであります。この間に会社側から何らかの接触があったかということでもありますけれども、会社側から市に対しての説明は、これまで一度も受けておりません。

それから、ポートピア設置の場合の手続きの流れ、フローという形についてちょっと説明させていただきます。

ポートピア設置をする場合の手続きのフローを見ますと、一、地元自治会及び市町村長への説明、二、地元自治会の同意、三、施行者と市町村長との協定、四、施行者と警察との調整、五、場外発売運営審議会での審議、六、国土交通大臣への確認申請、七、国土交通大臣の確認、八、場外発売所の建設、九、船券の発売というようなフローの流れになっているようでありまして。

○七番（猿渡久子君） この場外船券売り場について、なぜ地元の皆さんからこれほど反対の声が上がっているのかということについては、一つは、交通渋滞を大変心配されています。特に八幡町は、ほかに、あの県道以外に出る道路がないわけですから、渋滞をしたら救急車や消防車など、救急のときに来れなくなるのではないかと、そういうふうな心配の声も上がっております。今でもなかなか出にくくて危ない道路ですし、ゴールデンウィークなどのときには高速道路の入り口にも近いので、先月のゴールデンウィークの時期にも大変な渋滞でした。そういう状況にある道路ですが、この場所は、かつてＪＲＡの中央競馬会の場外馬券売り場の設置の話もあった場所なのですけれども、この場外馬券売り場ウインズが進出をしないと決めた理由を、私、二〇〇一年の九月にＪＲＡ中央競馬会に問い合わせをしました。そのときに中央競馬会が何と言ったかといいますと、進出しないと決めた理由を、十分な駐車場がとれない。坂道でカーブであり、右折車両が入りにくいなど、ウインズに適した立地条件ではない、こういうふうに説明をしています。また、この地域は、近くに学校がたくさんあります。モーターボート競走法の施行規則のコピーがここに、手元にあるのですけれども、その中で、「場外発売所を設けようとするものは、当該場外発売所が、その位置、構造及び設備に関し告示で定める基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない」というふうにあります。この基準についてなのですけれども、昭和六十年に当時の運輸省が出している「場外発売所の位置、構造及び設置の基準」というものも手元にありますが、そこに何と書いてあるかといいますと、一番目に、「文教施設及び医療施設から適当な距離を有し、文教上または衛生上著しい支障を来すおそれがないこと」というふうに明記をされているわけです。この位置が文教上どういう地域にあるかというのを、ちょっと地図を持ってきてみたのですけれども、議長の許可を得まして、ちょっとパネルを使わせていただきたいと思います。そして、同じ資料を、コピーも用意をさせていただいておりますので、コピーをちょっと議場にお配りをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。（資料配付、資料提示）

このパネルと同じものをお配りさせていただいておりますが、一番小さい円が、設置予定地から五百メートル範囲です。二つ目の円が一キロ範囲、一番大きい円が一・五キロ範囲を円で書いてみました。このパネルで言いますと、赤い印が学校です。青い印が病院あるいは福祉関係の施設。手元にお配りしたコピーで言いますと、学校は「文」という印がありますし、十文字の印のものが病院であり、黒丸の印が福祉関係の施設です。五百メートル範囲のところに、まず南立石小学校があります。一キロ範囲を見ますと、学校が五校あります。病院や養護施設、保育所など、あるいは重度障害者センター等の福祉関係の施設や病院が五カ所あります。これは明らかに国土交通省が言う「適当な距離を有する」ということには当てはまらないと思うのですね。

けさも私、通学の時間帯にこの場所を通りましたけれども、小学生の子供たち、まだ黄

色いランドセルカバーをつけた一年生の子供たちも見かけましたが、この近くを歩いて学校に通っています。通学路としても使われている道路です。こういうところにポートピア、ギャンブル場ができれば本当に心配だという声が、保護者の方々からたくさん上がっております。子供たちがギャンブルを覚えたら一体どうなるのかとか、ギャンブルで負けた人が腹いせ紛れに子供たちに何かあっては心配だとか、そういうふうな心配の声がたくさん上がっております。

私、福岡県勝山にポートピアがありまして、そこも見てきましたけれども、やはり「青少年は立ち入らないこと」というふうな大きな看板も出ております。「暴力団員も立ち入らないこと」という大きな看板が出ておりますけれども、見分けが付きません。高校生になりますと、見分けが付きませんし、中学生でも体格のいい子供さんは、大人と見分けがなかなかつかないというふうなことがあって、各地でいろんな問題が起きています。大阪では、五カ月間で場外馬券売り場、これは場外馬券売り場の話ですけれども、場外馬券売り場で補導された中高生等の少年が六百八十五人、五カ月間でこういう驚くべき数字となっている、これは大阪府警が発表した数字です。新聞記事のコピーがここにありますがけれども、広島の場合外馬券売り場で、十一月の段階で、年内にということですから十一カ月間ですけれども、九十一人中高生らが補導されたというふうな記事や、これは神戸のウインズ神戸で馬券を買い、中高生五十三人補導と。一回のレースに三万円投入をするという高校生も出ているというふうな新聞記事もあります。このような子供たちへの影響も大変心配されておりますし、やはり親御さんがギャンブルにはまってしまって家庭崩壊に陥るといふふうなことも心配の聲が上がっています。

もう一つは、まちづくりについてですね。きのうからの論議の中でも、別府がどういうまちづくりをするのか、どういう観光を目指すのか、どういうお客さんに来ていただきたいのか、そういうことも論議をされてきましたけれども、きのうの答弁の中でも、温泉資源をベースにした観光地を目指すのだとか、そぞろ歩きのできるまち、修学旅行が欠かせない要素だといふふうな答弁もありましたけれども、そういうふうなまちづくりにポートピア、こういうギャンブル場はふさわしくないと思っております。

姫路市にもポートピアがありますが、その姫路市でも、まちの活性化といっても、実質的には物販店ではほとんど影響がない、活性化になっていない、こういうふうな声もありますし、私は勝山のポートピアに行ったときにいろいろ調べてみましたけれども、雇用の問題でも、設置の説明があったときには百人雇用したいという話があったけれども、実際には地元での雇用は五十六人程度だといふふうなこともお聞きをしております。場内にうどんなどのお店もあって、また肉まんなどを売っている売店とかもありますし、百円で船券が買えるわけですから、ほかの近所のお店などで買い物をするとか食事をするとかいうことは少ないと予想されます。ガソリンスタンドぐらいは潤うのかなと思ひまして、五百

メートルほどのところにガソリンスタンドがあったのですね。ガソリンを入れに行っても何気なく、「ポートピアのおかげでここはお客さんがふえていますか」というふうに聞いてみたのですけれども、そのガソリンスタンドの御主人が、「ううん、どうですかね。ポートピアがある日は、幾らか現金のお客さんが多いですかね」と、こういうふうにおっしゃいました。この程度ですね。平日でしたけれども、やはり幾らか渋滞をポートピアが終わった時間帯にはしておりました。土日になるとかなり渋滞するというふうにも聞いております。暴力団が入ってくるということも大変心配されていますけれども、これは勝山で聞いた話なのですが、ポートピアのすぐ近くのところなのですが、その地域は田川との境ですね、すぐあの山の向こうは田川だという場所なのです。田川の方が、事業で成功して、ここはとてもいいところだからというので家を建てて住んでいらした。ところが、その後ポートピアができて、目の前にこんなものができて、こんなところには住めないと言って、その方は田川に帰ってしまった。空き家になっているはずの家なわけですね、その方がいなくなったから。空き家になったはずなのに、夜電気がついているので、おかしいな、どうしたのかなと思って、近所の方が「こんばんは」と言って行ってみた。そうしたら、「あなた、何ですか」と、「いや、おたくこそ何ですか」というふうなことになって、暴力団組員の人に取り囲まれて、四、五人に取り囲まれて危うく殴られそうになった、こういうふうなお話も伺いました。

こういうふうな問題があちこちであっているわけで、こういうふうなことになるとうちの修学旅行は、とてもではないけれども敬遠をされると思うのです。いろいろな収賄容疑事件もポートピアに関してはあちこちで起こっています。福岡県の芦屋町の町会議長が、九二年の十月に収賄容疑で逮捕されています。九三年の九月には、全国オート競走施行者協議会の方が売春接待を受けた疑惑で逮捕されています。九三年九月には、広島県で山口県モーターオート競走会幹部らが収賄容疑で逮捕、長崎県の大村市長が収賄容疑、高知県でも買収容疑で書類送検されるとか、もうあちこちでいろいろと汚職事件も多発しております。このようなポートピア、住民の方から大変な反対の声も上がっております。市長は、反対の態度表明を明確にしていきたいと思っております。

地元の同意が必要ということがあるわけですが、私たち共産党の県会議員の加藤純子が、五月二十一日に国土交通省に直接行って、地元の認識、地元というのはどこを指すのかということを確認してきました。国土交通省の見解としては、町内会、町内だというふうな見解だということを確認をいたしました。ここに国土交通省が出した「場外船券売り場の設置の手順」という資料があるのですけれども、この中に「地元との調整」という部分がありますが、そこにも「地元自治会『町内会』」というふうに明記をされています。地元の範囲が町内会ということになると、別府の場合に設置される場所がどこの町内会に属するかということ、南立石一区という見方が有力です。南立石一区でもこの「い

らない市民の会」の反対署名過半数を超えました。隣接する八幡町、この八幡町では八幡町の全有権者の方を対象に住民意識調査が行われまして、九八%の回収率で、「反対」が六五・七%という圧倒的多数の反対が明らかになっています。この意識調査、「賛成」と書いた人は二一・六%、「よくわからない」が一・六%ということで、六五・七%、圧倒的多数が反対、そして自治会としても反対を決めていますし、「場外船券売り場はいらぬ市民の会」の反対署名も、八幡町でも過半数に達しています。過半数を大きく超えています。これだけの反対の意思表示が明らかで、住民の皆さんが大変心配をされ、そういうものは要らないというふうに言っているその声を、どういうふうにとめようか。しっかり受けとめて明確に反対を表明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

別府市の南立石地区に競艇の場外船券売り場の設置計画につきましては、私どもといたしましては、マスコミ報道によりまして、三月十日に会社説明会が開催されたということを知ったわけでございます。その後におきましては、別府市に対しまして会社側から説明のない状況でございます。現在に至るまで全くございません。今後の推移を見守る中で、私どもといたしましては慎重に対応したいというふうを考えております。最終的には市民の声を聞く中で、議会とも御相談をしながら判断をしていきたいというふうを考えております。

○七番（猿渡久子君） このポートピア、先ほど説明があった中でも、地元の市町村長との協定ということがありますけれども、市町村長――市長――の同意がなければ設置できないのです。日出の場合は町長が反対表明を議会で明確にして決着がついたというふうな経緯があります。直接市に説明がないからというふうな答弁が今あったのですけれども、先ほどの地図であらわしたように、国土交通省が「適当な距離を有する」ということを明記しているにもかかわらず、これだけ近いところにたくさんの学校があるということは事実です。三月十日に説明会が行われてそういう動きがあるということも事実です。ですから、市民のこれだけの声をいかに受けとめるかということは、市長として表明できると思うのです。この市民の皆さんの心配の声、反対の声、どのように受けとめられますでしょうか。市長、答弁をお願いいたします。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、会社から一切の説明はございません。そういう中でございますので、判断のしようがございません。そういうことで御理解のほどをよろしく申し上げます。

○七番（猿渡久子君） では、教育長。子供たちに対する影響をどのように考えられますか。この距離を、別府の状況を見て適当な距離を有しているというふうに言えますでしょ

うか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

正式な説明を受けていませんので、具体的には何とも申し上げられませんが、教育の環境上からすれば、子供たちに与える影響等を慎重に今後見きわめる必要があると考えております。

○七番（猿渡久子君） では、ちょっと聞き方を変えますけれども、国土交通省が言う「適当な距離」というのは、何百メートルとか何キロとかいうふうな、数字的にはないのですね。というのが、いろんな土地の状況によって、地形等によって条件が違うわけで、そういうことが言えないということがあると思うのですね。しかし、別府の状況から見て、これは一般論で構いません、国土交通省の言う「適当な距離を有している」というふうに言えると、市長、教育長、認識されるのかどうなのか。その点答弁をお願いいたします。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

モーターボートの競走の施行規則にございます。第二条の四項にございます。「文教施設及び医療施設から適当な距離を有し、文教上または衛生上著しい支障を来すおそれのないこと」というのが明記されているのは、私も知っております。そういう中で、私ども担当課を通して全国のモーターボート競走連合会に確認をいたしましたところ、「地元とは、基本的には施設の属する自治会組織を言う」ということがございました。また、「場外船券売り場が設置された場合、来場者による交通渋滞、生活に及ぼす影響が大きいので、周囲の環境についても十分配慮する必要がある」というふうな回答をいただいております。また、その地元という関係がございますので、距離の関係がありますから、「地元」という定義につきまして、旧運輸省通達によりまして、明確なエリアの規定はないようでございます。今、丸亀市の方に問い合わせをいたしますと、建設予定地から半径五百メートル以内、また、和歌山市では、設置自治会、設置自治会の隣接する自治会、それから自治会の属する連合自治会をもって地元とするような判断をしているようでございます。

○七番（猿渡久子君） 「市民の声で政治を」というふうな市長の政治信条でありますから、市民の皆さんのこれだけの心配がある、反対の声が上がっている、自分たちの住んでいる地域にポートピアは要らないというふうな多くの市民の皆さんの声があるわけですから、その声にしっかりこたえ、受けとめていただいて、早い時期に反対表明をしていただきたいと思います。

では、次の教育関係の質問に移ります。

幼稚園についてということで通告をしております。別府の公立幼稚園、幼稚園に通ってきている子供さんの保育はもちろんですけれども、地域の小さい子供さんたち、幼稚園や保育所に通っていない子供さんたちを幼稚園に集めて、地域の子育て支援センター的なことも行っております。十年以上前からそういう取り組みが始まっていると思うのですけれ

ども、そういうふうな取り組み、非常に大事にして、公立幼稚園としての役割を重要視すべきと思うわけですが、公立幼稚園の役割についてどのように認識しているか、お伺いたします。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

公立幼稚園の役割ということでございます。別府市の幼稚園教育の役割については、本務である幼稚園児一人一人を大切にした幼稚園教育の実践はもちろんですが、地域に根ざした幼稚園として地域の乳幼児や保護者にとっての子育て支援センターの役割も担っていきたいと考えておるところでございます。

○七番（猿渡久子君） 子育て支援センター的な役割も果たしていると思うのですが、その点は具体的にどのような取り組みをしているのか、ちょっと教えてください。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

別府市内の各幼稚園では、就園年齢に満たない乳幼児と保護者同伴での園庭開放、地域の方々との楽しい活動の計画や四季折々の幼稚園の行事での交流など、さまざまなかかわり合いを持ちながら地域の子供たちの成長・発達を促しています。

今後も、地域の幼稚園ならではの自然環境、物的環境、人的環境を生かした教育内容で、子供たちにとってよりよい体験がなされるよう、また地域の方々から愛される幼稚園を目指して努力してまいりたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） では、時間が余りありませんので、学校給食の問題に移ります。

学校給食は、今の子供たちにとって非常に大切なものです。学校給食の役割をどのようにとらえているのか。直営を堅持すべきということを私は繰り返し申し上げてきましたが、この学校給食の役割について再度答弁してください。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

学校給食の役割ということでございます。四つの視点でとらえております。一つは、バランスのとれた豊かな学校給食、二つ目は、望ましい食習慣を形成する学校給食、三つ目は、人間関係を豊かにする学校給食、四つ目は、多様な教育効果のある学校給食ととらえ、学校給食を通して食教育の充実を図ることで、子供たちの健康に大きく寄与するものであると確信をしているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 最近、地産地消ということがよく言われていますけれども、外国産の食材とかいうものが、一般的に学校給食に結構使われがちな状況が進んでいるというふうに聞いていますが、添加物の問題やポストハーベストの問題など、安全性の問題でも外国産の食品など大変問題があります。地産地消を学校給食でも進めるべきと考えます。そして、三月の議会で調理部門を十八年度に向けて民営化の方向で計画を進めていくというふうなことを答弁されましたけれども、その調理部門を民営化する、あるいは合理化を進めるということになりますと、やはり手の込んだ料理ができない、手をかけられないと

ということになるわけですね。どうしても合理化が進んで、熟練をした経験のある調理師さんを雇えないというふうなことにもなっていくしますので、加工食品等を多く使うことにならざるを得ないと思うわけです。

そこで、やはり直営を堅持して地産地消を進めていく、それが今の保護者の皆さん、地域の皆さんのニーズであるというふうを考えるわけですが、いかがでしょうか。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

私ども、学校給食につきましては、教育の一環としてとらえております。したがって、児童・生徒にも給食に対しましては、安全で安心な給食を提供するということが十分に配慮してまいりたいというふうに思っています。

○七番（猿渡久子君） 地産地消については、現在は何か取り組みがなされていますでしょうか。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

できる限り地産地消を推進しておるところでございます。地場消費ということから、地域の生産物は積極的に利用しております。別府産の野菜では、ネギやハウレンソウを利用しております。特に献立表の中に産地を明記し、子供たちにも学習してもらうよう工夫しております。今後も地産地消を推進し、子供たちに安全で安心して食べられるおいしい学校給食を提供していきたいというふうに思っております。

○七番（猿渡久子君） 今、子供たちの体が非常にアレルギーが多くて、四人に一人がアレルギーに苦しんでいるとかいうふうなことで、異常な状態が進んできております。そういう中で、群馬県の高崎市などでは、そういう地産地消を進めて安全な食材を取り入れていくというふうなことも多いにして、「高崎しょうゆ」という地元の大豆でつくったしょうゆなども開発をして取り組んでいる、そういう先進例もあります。ぜひ子供たちの心を育てるといっても非常に大事なものだと思っておりますので、今後また一々きょうは時間がなくなりましたので一々この点も引き続き議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○三十一番（村田政弘君） 最後になりましたので、できる限り時間を残したいと思っておりますので、的確な御答弁をいただきたいと思ひます。

そこで、順番どおりにまいります、九番議員だったと思ひますが、道路問題、温泉問題で一部ダブっておりますので、できるだけ省いてまいりたいと思ひます。

国道十号線の渋滞、これについてもるる質疑がなされました。「うみたまご」が原因であることはほとんどわかっておりますし、近い将来早急に解決ができればいいがな、このように考えております。

さて、本論であります。富士見通り鳥居線、通称湯布院道路。今回の連休で、十号線にしても鳥居線にしても大変な渋滞であったことは、御承知のとおりです。私も用件があり

まして、五月四日の午後三時ごろ家を出まして八幡町霊泉寺に行きました。大変な渋滞です。しかし、あそこから列の中に入り、三、四百メートル行ったところですか、馬場外科という古い医院がありますが、ここまで四十分かかりました。そこで、向井病院の下まで計算してみると二時間かな、三時間かなという気がしましたので、馬場外科の下から横に入りまして、自衛隊の下に参りました。そして県道に出ましたが、ほとんど渋滞らしき渋滞はない。何が原因で鳥居線が大渋滞しているのかな。御承知のように高速道路の影響です。連休ですから、県外ナンバーが多いし、高速道路の利用が通常の何倍となっております。そこで、ずっと計算してみますと、向井病院の下に信号がある。次に高速道路の入り口に信号がある。料金徴収所のゲートがある。それから最後に本線、通常ならばかなり車が少ないのですけれども、連休ともなると本線も多い。そこで簡単に割り込めない。考えてみますと、四力所の関門が影響して、渋滞が流川通りまで影響したという大変な大渋滞。

考えてみますと、渋滞のないような観光地では困るわけですが、決して渋滞が観光客に歓迎されるわけではないと思います。そこで、当局としてはこの事態をどのようにとらえ、どのように対処するか。果たして解決策はあるのかないのか。考えてみますと、高速道路も県道も市の管轄外です。市道ではない。しかし観光客、別府市民に影響する問題は重大ですから、当然各方面に対してお願いをするなり要望するなり、いろんな手だてをする必要があると思いますので、当局の見解を承りたいと思います。最後に御答弁をお願いします。

ずっと次にまいりまして温泉行政にまいりますが、ここに冊子があります。私は、この冊子を時々買うのです。松田忠徳さんという方が個人的に発行している全国の有名な温泉地をのる書いてある。この人が、温泉の質、体にいいとか悪いとか、いろんな温泉の条件を第一に考え、そして同時にお客さんに喜ばれる心のいやしができるような温泉地、この二点を基礎にして東西の番付表をつくっております。そしてこれを見ますと、東の横綱、草津温泉、西の横綱、湯布院。その他いろいろずっと列記されておりますが、ややうれいのは、別府温泉、三番目の大関格に書かれておる。しかし、湯布院町は七ページにわたっていろいろ紹介されておる。別府市は、竹瓦温泉一ページが紹介されておるだけです。考えてみますと、道後温泉にしる熱海にしる、前頭二十何番目、三十何番目という記載になっておる。これが正しいかどうかは別として、かなり問題を克明に検討・研究されておることだけは間違いのないと思います。

そういう中で、今回幾つか考えたのですが、別府市の温泉の中で重荷になっておる温泉、やや好調な温泉、いろいろ大別されると思うのですが、柴石温泉、上人の海浜砂湯、最後に堀田温泉等々は、比較的利用客が多くて評判がよいといいますが、そういう面があると同時に、一方では経営に苦しむような問題の多い温泉もあるわけですが、竹瓦温泉につい

ては、いろいろ御意見があるようですけれども、当局が新年度予算の中で改修をする、そういう予定のようですが、もし改修されるならば、今述べた先輩温泉に負けないような、お客さんをたくさん迎えらるような改修を研究していただきたいな、このように考えるわけですが、ここに各温泉地の資料をいただいておりますが、柴石温泉等は途中で料金改定等々もあって、平成十一年二十二万余のお客さんが、平成十五年では十一万、ちょうど半分になっておるようですけれども、上人の砂湯、平成十二年、十三年、増設・改修等々を施しかなりのお客さんの増を見ている。大体十五年と平成十一年を比較すると倍のお客さん。堀田温泉も約一年で十七万六千。知恵を働かせ、いいアイデアで手を打つならば、お客さんをふやすことは可能であるという一種の証拠ではなからうかと思いますが、これらをずっと考えてみますと、別府温泉は低迷しておると言われても、やり方次第ではかなり好転する可能性が秘められておると見てよいのではなからうかと思いますが、当局の今後の取り組みに期待をしたいが、温泉課を中心とするスタッフが、どのように温泉行政を持っていこうと考えているのか、構想があるならば御披露いただきたい。

それから公園の管理運営ですが、お隣の天皇在位五十周年記念公園。脇屋市長時代に大変な努力をして払い下げ、二分の一有償、二分の一無償貸与。総合すると七万五千坪ですが、払い下げを受けて、これが脇屋市長、中村市長、二代にわたって整備をされたのですが、当初は松くい虫の大変な蔓延時期であったために、果たして公園の松が残れるのかどうかというのが、当時の大変な心配の一つであったわけです。そこで、松が枯れても丸坊主にはいけないということで、松の間に広葉樹、落葉樹いろいろ植え込んだ。この別府公園のみならず南立石公園も含めて密植と言われてもしょうがないような植え込み方です。かつて中村市長時代に公園の木を伐採して、議会、市民間に議論を醸し出したことがあるわけです。しかし、今考えてみると伐採した手法には問題があったと思えますけれども、ある意味では適法であった。木は大変喜んでいてという感じがします。だから、南立石公園にしても、抜いたところと抜かない部分、大変木は重なり合って縮こまって成長しております。

御承知のように日本の庭園と外国の公園は、作りがかなり違う。外国の場合は、かなり芝生に重点を置いておりまして、植樹は比較的少ないといえますか、中心が芝生というのが多い。この密生して重なり合っている樹木に対して、公園当局は今後どのような対策を考えているのか、所見をお伺いしたい。

次にまいります。別府温泉、別府は観光都市、別府国際観光温泉文化都市、御承知のとおりです。しかし、この別府が二十一世紀、二十二世紀に向かって生き残るために、観光、観光だけでいいのか、どうなのかなという気がしてならない。もちろん観光は第一重点産業であるのは間違いのないのですけれども、御承知のように豊田市。昭和二十六年に市制を施行して、現在三十四万五千。トヨタの本社を含めて国内十二工場ある中で七つの工場を

豊田市内に持っている。東京都二十三区の製造製品出荷額よりも、豊田市一市が九兆五、六千億、片方は五兆四、五千億。こういう特例中の特例があるのですけれども、別府市が同じような道を歩くわけにはいかないことぐらいはわかっている。ただし、別府が平均所得が低いということは御承知のとおりです。我々もかつて厚生省に行ったときに、別府は観光都市の華やかな看板を持っておりますけれども、一方では大変な低所得者層を抱えておいて、保険事業等々大変ですという説明をしたことがあります。今のままの別府でいいのかというと、決していいと言う人は少ないと思うのですけれども、ではどうすればいいのかといっても、そう簡単に名案は出ないと思いますけれども、そして同時に、別府市も平たん部はほとんど宅地化されて、残された土地はわずかであろうと思うし、また同時に、いろんなものが進出するとしても地価が高いとか、いろんな障害でそう簡単にはいかない。しかし、リサーチヒルではないけれども、お隣の大分市にキャノンが進出した。別府市にも観光を阻害しない、付加価値の高いものが来てくれないかなと思うのですけれども、その辺について何か検討・研究、夢を描いているならば御披露願いたい。

常識から考えて豊田市、三十四万五千、出荷額が九兆五、六千億。豊田市の市民所得がどのくらいになっておるか知りませんが、いずれにしても豊田の城下町として大変な市民所得があるであろうと思うのです。かつて私がこの議場で申し上げたように芦屋市、同じ特別都市ですけれども、県市民税納入者三千六百以上、別府市は六人という、表だけを見るならば大変な差がある。何とか市民所得の向上に向かって、今のままでいいのか。観光所得がどのくらいあるか知りませんが、もし統計があるならば、私は医療関係の所得の方が大きいのではないかと思います。二つの国立病院を初めとしてリハビリセンター、鶴見病院、新別府病院、民間では中村病院、村橋、畑と、こう並べていくと相当な従業員を抱えた病院がたくさんある。これらを総合するならば、別府市の観光所得以上に金が動いておるはずですよ。

そこで、もっと幅を広げられないか。と同時に、温泉と医療を結んだ、今まさにこれがどれだけ伸びるか伸びないかが、別府温泉の伸長にも影響があると思いますが、医療と観光の結びつけ、これに期待するところ大であります。うまくいけばいいが、このように考えます。

とりあえず以上列挙しましたから、的確な御答弁をいただいてまいります。

○都市計画課参事（村山泰夫君） お答えいたします。

国道十号線の問題につきまして、お答えいたします。

議員さん御指摘のように、ことしのゴールデンウィークは大型連休で、マリンパレス水族館「うみたまご」のリニューアルオープンが、最大の原因だったと考えられます。特に「うみたまご」のゴールデンウィークの期間中の入場者は九万二千人で、昨年と比べて約八・六倍の入場者があったということでございます。この渋滞に対します解決策とい

たしましては、国道十号の早期拡幅が求められております。国土交通省大分河川工事事務所の今後の整備計画によりますと、大分方面から「うみたまご」入り口交差点までは、平成十六年度中に三車線の工事が完成予定でございます。二番目といたしまして、東別府から両郡橋までの七百メートルは、平成十九年度の完成を目標としております。三番目といたしましては、両郡橋から「うみたまご」の入り口交差点までにつきましては、現時点では工法の検討中ということで、未定でございます。以上のことから、全線の三車線化には若干時間がかかるものと考えられます。今後、国土交通省大分河川事務所や関係機関にこの交通渋滞の緩和策について要望していきたいと思います。

二番目でございます。別府湯布院線、県道でございます。お答えいたします。

議員さん御指摘の富士見通り鳥居線でございますが、ことしのゴールデンウィークの期間中は、特に渋滞が見られました。高速道路から市街地に接続いたします道路といたしまして、現在大分県によりまして、富士見通り鳥居線の整備工事を平成十八年度三月三十一日の完成に向けまして、鋭意施行していただいておりますが、完成にはまだ若干期間が必要ということでございまして、現在は片側一車線であるため、通行量に対応しきれなかったこと、以上のことが考えられております。今後の渋滞の緩和の対応策といたしまして、富士見通り鳥居線工事の早期完成等が考えられますが、いずれにいたしましても、大変難しい問題でございますが、別府に來られました観光客の皆様が、渋滞による不愉快な思いを抱くことのないよう、今後、大分県や関係機関に要望していきたいと考えております。

○議長（清成宣明君） 簡潔にお願いします。

○都市計画課参事（村山泰夫君） 三番目でございます。観光と道路の問題でございますが、道路は、交通体系、交通関係と関連部会インフラ整備の中心でございまして、特に観光市別府におきましては、道路問題は基本的な課題であると考えております。観光客の皆さんに、単なる観光施設や宿泊施設などの評価、満足度だけではなく、道路や景観などを含めて総合的な観光地としての評価を判断するものと考えます。よい評価、好印象を得たならば、リピーターとして再び別府を訪れていただけることも考えられます。今後も生活道路の安全の確保も必要となっております。別府市内の交通の円滑化、安全対策などについて十分留意して、観光施策、連携した道路施策の促進を実施していきたいと考えております。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

御指摘のとおり堀田温泉、柴石温泉、海浜砂湯につきましては、多くのお客様に来ていただいております。温泉をメインとする別府市としましては、今後、老朽化した施設、竹瓦温泉の砂湯、不老泉、海門寺、鉄輪蒸し湯等々ありますが、その改修をしていく上において、その位置づけとして特色のある形を打ち出していきたいと考えております。また、竹瓦温泉の砂湯につきましては、御承認いただいた予算で今年度

改修を予定しております。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

別府公園の樹木が大きくなり密植状態になっているということでございますが、議員御指摘のとおり、公園外周部に植栽した樹木が大きくなり、かなり混んでいるところが見受けられます。私どもといたしましても、特に混み合っている部分につきましては、樹木の成長それから防犯上も考慮いたしまして剪定を行っておりますが、これからも状況を見ながら剪定をしていきたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） 別府観光のイメージダウンにならないように企業を誘致し、雇用を確保し、所得の増加を図ったらどうかという御質問でございますが、議員さん御指摘のように、経済の活力を高めるには、何よりも雇用拡大と個人の所得の増加を図ることは不可欠だと考えております。現在、商工課では、御存じのようにリサーチヒル、さらには楠港埋立地、また近鉄跡地にも土地の所有者であります近鉄百貨店さんと協議しながら、ここに進出する企業の誘致を進めて雇用の拡大を図っていききたいと考えております。

○三十一番（村田政弘君） 湯布院道路ですね、鳥居線。これは県道の拡幅整備が数年はかかると思いますが、仮にそれが完了しても、交通渋滞の解決にはまだまだほど遠いと思います。と申しますのは、原因は高速道路です。高速道路の解決がつかないと、本格的な解決策にはならない。そこで、道路公団等々に働きかけて何とか各部門の解決に当たってほしいと思います。世間では「県道が拡幅されるから」と決まり文句のように言っているけれども、高速道路がうまくいかなければ先にずらないんです。

それともう一つは、よそのお客さんは、富士見通り鳥居線しか知らない。自衛隊の下に回ればすいすい行くということについては、地元の人しかわからない。これらをどう誘導するかという研究もあわせてする必要があると思います。

その他いろいろありますけれども、言うはやすく行うはがたし。温泉問題については幾つかの成功例があるわけですから、これらを参考にしながら、投資は投資としてやる。その投資効果が目に見えるような姿に返ってくるような研究をしながら投資を考えていただきたい。やればできるという信念を持って、勉強して頑張ってください。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時四十四分 散会